

新宿区事業継続計画

令和 7（2025）年 3 月

新宿区

目次

目次	1
本計画書の構成	1
改定にあたって	2
第1章 総則	5
第2章 本計画の前提となる被害想定	9
第1節 対象とする災害	9
第2節 計画の前提となる被害想定	10
第3章 非常時優先業務	20
第1節 業務選定の基本方針	20
第2節 選定方法	22
第3節 選定結果	25
第4章 業務継続体制の確保	39
第1節 区災対本部の設置	39
第2節 初動態勢の確立	44
第3節 区震災復興本部の設置	54
第4節 実施体制の確保	56
第5章 業務継続に必要な資源の確保	79
第1節 庁舎	80
第2節 執務環境	90
第3節 電力	91
第4節 通信	92
第5節 防災行政無線	94
第6節 情報システム	96
第7節 飲料水・食料等	98
第8節 トイレ	99
第9節 消耗品等	101
第10節 車両	101
第6章 業務継続体制の向上	102
第1節 BCM推進体制	102
第2節 対策の実施	104
第3節 点検・検証	104
第4節 計画の見直し	105
第5節 新宿区災害対策推進委員会	106
資料編	107
第1節 業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数の優先順位内訳	109
第2節 本計画で想定する災害規模と区の対応態勢等	127
第3節 代替庁舎における「非常時優先業務」実施の課題と対策	129
第4節 被害想定 の 補 足 資 料	134

本計画書の構成

本計画書は、第1章から第6章までで構成する。各章の概要は、以下のとおりである。

【第1章 総則】

災害が発生した場合には、区役所自身も被災し、人員や設備・ライフライン等の制約を受ける中で、「応急業務」や「復興業務」に取り組む必要がある。ここでは、「事業継続計画」の策定目的、「新宿区地域防災計画」との関係、BCPの推進体制など基本的な考え方について述べる。

【第2章 本計画の前提となる被害想定】

災害時における事業継続の検討に際しては、建物・設備等の被害状況やライフライン、社会インフラの被害と復旧状況を把握しておくことが重要となる。ここでは、首都圏において大きな被害が懸念される地震（首都直下地震・南海トラフ地震）、風水害（神田川・妙正寺川の洪水・高潮による氾濫）、火山噴火（富士山噴火・島しょ火山噴火）及び中規模災害・小規模災害、複合災害を想定した新宿区内の被害状況や区の業務への影響について述べる。

【第3章 非常時優先業務】

災害時にさまざまな制約を伴う状況下で業務を継続するためには、優先的に実施する業務を時系列に絞り込むことが必要となる。ここでは、区の全ての「通常業務」及び「新宿区地域防災計画」に定められている「応急業務」及び「復興業務」を対象として、業務影響度分析により選定された「非常時優先業務」について述べる。

【第4章 業務継続体制の確保】

「非常時優先業務」を遂行するためには、初動態勢の確立や業務実施に必要な職員数に対する参集可能人員を把握する等、実施体制の確立が必要となる。ここでは、想定する地震及び風水害の発生時に予想される課題のうち、人的資源の問題とその対応について述べる。

【第5章 業務継続に必要な資源の確保】

「非常時優先業務」を円滑に遂行するためには、設備、資機材や情報システムなどの必要資源が被災した場合や支障をきたした場合に備え、事前の対策を講じておくことが重要となる。

ここでは、必要資源の確保の状況及び対策について述べる。

【第6章 業務継続体制の向上】

「新宿区事業継続計画」は、区の事業継続の基本的な考え方を整理したものであり、この計画をもとにマニュアルの見直しや実施体制の点検・検証を行うことで業務継続力の向上を図る。

ここでは、BCPの運用・管理及び計画策定後の継続的な取組について述べる。

1 事業継続計画策定の経過

(1) 新宿区事業継続計画（地震編）の策定（平成 22 年 7 月）について

我が国は、地震活動の活発な環太平洋地震帯に位置しており、とりわけ南関東地域はマグニチュード 7 クラスの直下型地震が今後 30 年間に発生する確率が 70%と予測され（地震調査研究推進本部 平成 16 年 8 月）、大規模地震発生の切迫性が高い地域とされた。首都圏でひとたび被害が発生すると、国全体の国民生活や経済活動に大きな支障が生じることが懸念される。

このような状況を踏まえて、平成 15 年 5 月開催の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」の設置が決定され、経済・社会・行政機能が集積する首都の特性を踏まえた首都直下地震対策が検討されることとなった。また、平成 17 年 9 月には「首都直下地震対策大綱」が定められ、災害時における首都中枢機関の機能を確保するための計画として事業継続計画（Business Continuity Plan（以下、「BCP」という。））を策定するとともに、BCP に定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行うこととされた。

都では、平成 18 年 3 月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表し、首都直下地震を想定した「都政の BCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」（平成 20 年 11 月）が策定された。

区では、平成 21 年 1 月から新宿区災害対策推進委員会で、検討を進め、平成 22 年 7 月に「新宿区事業継続計画（地震編）」を策定した。

(2) 新宿区事業継続計画（地震編）防災センター版の策定（平成 25 年 3 月）について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、新宿区は震度 5 弱の揺れに見舞われ、本庁舎の一部に被害が生じた。このため、本庁舎の詳細な耐震診断を行い、その結果、今後想定される首都直下地震等で震度 6 強の揺れに見舞われた場合、倒壊または崩壊の危険性が高いことが明らかとなった。

こうしたことを受け、平成 24 年度から本庁舎の仮補強工事を行うとともに、平成 27 年 12 月までに本庁舎の免震工事を行うことになった。

一方、工事期間中に大規模地震が発生し、本庁舎の機能に支障が生じた場合にも新宿区災害対策本部（以下、「区災対本部」という。）の活動体制を確保するためには、新宿区立防災センター（以下、「防災センター」という。）をはじめとする代替庁舎を確保しておく必要があった。

このため、「新宿区事業継続計画（地震編）」の下位計画として、平成 25 年 3 月に、本庁舎の免震工事中の対応をとりまとめた「新宿区事業継続計画（地震編）防災センター版」（以下、「防災センター版 BCP」という。）を策定した（平成 26 年 3 月一部修正）。

(3) 平成 28 年度の改定（平成 29 年 3 月）について

平成 27 年 11 月に免震改修工事が完了したことを受け、平成 27 年 12 月から、防災センター版 BCP を「新宿区事業継続計画（地震編）」の附編と位置付け、本編となる「新宿区事業継続計画（地震編）」を運用していくこととしていた。一方、「新宿区事業継続計画（地震編）」の運用にあたっては、区の基本政策の一つである「高度防災都市化」に向けた取組や平成 28 年 4 月の組織改正などに対応した修正を行う必要があり、さらには、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえ、初動態勢強化に向けた見直しも必要となっていた。このため、「新宿区事業継続計画（地震編）」の改定を行うこととした。

なお、平成 22 年 7 月の「新宿区事業継続計画（地震編）」策定後、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成 24 年 4 月、東京都防災会議）や国が公表した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月、内閣府（防災担当））を踏まえて改定を行った。

(4) 平成 30 年度の改定（平成 31 年 3 月）について

これまで防災センター版 BCP（附編）で定めていた代替庁舎（本庁舎が使用できなくなった場合に応急活動を行う庁舎等）に関する記述を「新宿区事業継続計画（地震編）」に取り込むことにより計画の利便性を向上させるとともに、平成 29 年度以降に行われた組織改正、施設の変更等を踏まえ、「新宿区事業継続計画（地震編）」の改定を行った。

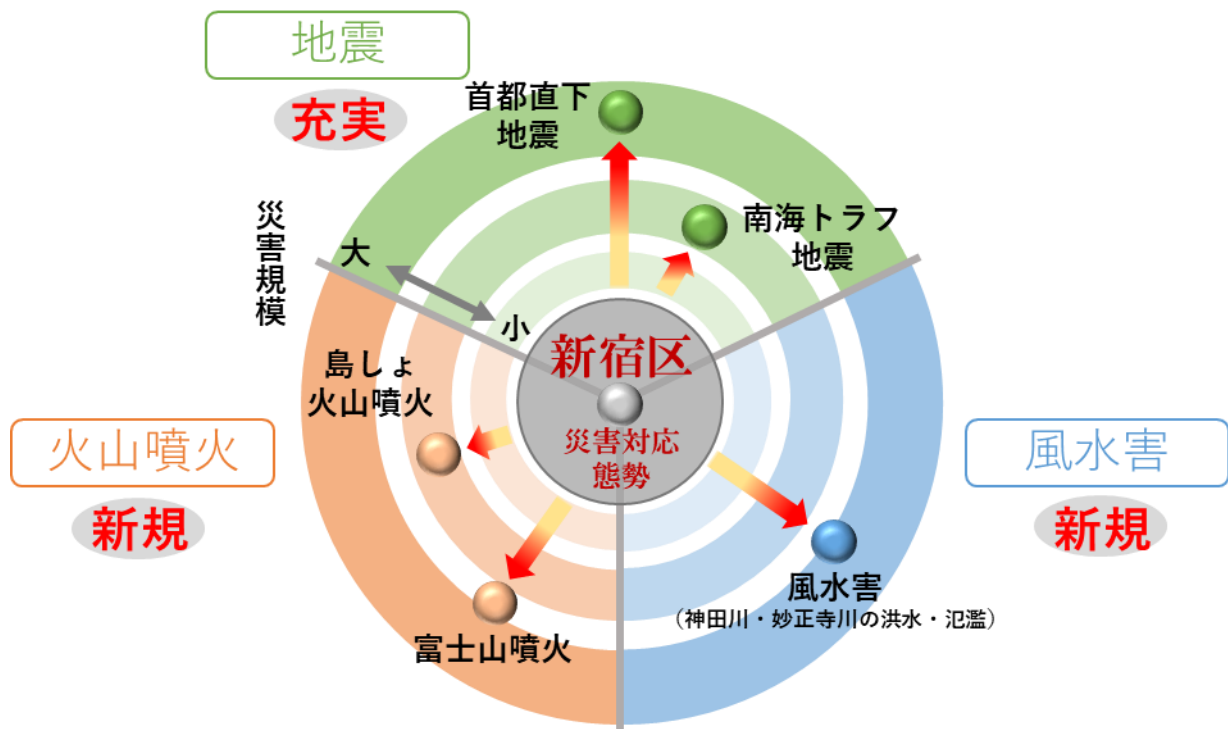
2 令和6年度の改定（令和7年3月）について

都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直すとともに、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できる「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. 1）」（以下、「都計画」という。）を令和5年11月に公表した。

「新宿区事業継続計画（地震編）」についても、近年、様々な事象の災害により全国各地で甚大な被害が発生していることから、「首都直下地震」を前提とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる「新宿区事業継続計画」（以下、「新宿区 BCP」または「本計画」という。）へと改定し、レベルアップを図った。

今回改定にあたっては、「応急業務」及び「優先度が高い通常業務」のほか「復興業務」についても、「非常時優先業務」の対象業務に追加するとともに、想定を超える被害（区自らの被害を含む。）が発生した場合、「非常時優先業務」であっても、その全てを実施することが困難となる可能性もあることから、個々の「非常時優先業務」について、業務継続における優先順位を定めた。

また、区災対本部や新宿区震災復興本部（以下、「区震災復興本部」という。）の設置、BCP 発動から「通常業務」再開までの全庁における事業継続体制を確立するための実施手順等を整理するなど、マニュアル的な要素も加え、本計画の実効性の向上を図った。



レベルアップした「新宿区 BCP」のイメージ

第1章 総則

1 BCP とは

BCP とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、区民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために優先して行う業務（非常時優先業務）を効果的に遂行する上で必要な人員、物資等の資源の準備や対応方針・手段を定め、適切な業務執行を行うとともに、早期の復旧を実現するための計画である。

BCP は、「①事前対策」、「②災害発生後の対応」、「③平常時の BCP の維持・管理」及び「④継続的な見直し」の4つの各要素全てを含むものである。

2 BCP 策定の目的

新宿区は、約 35 万人の人々の生活の場であるとともに、巨大ターミナル駅をはじめ繁華街や超高層ビル街をかかえ、大規模地震等の災害時には、区内全域で甚大な被害の発生が予想される。区役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の利用に制約が生じることが想定され、区職員は、こうした状況の中で、「新宿区地域防災計画」に基づき「応急業務」や「復興業務」に全力を注がなければならない。

一方、業務停止により区民生活に大きな影響をもたらす「通常業務」についても、業務の継続や早期再開が求められ、こうした事態に備えて重要な業務を中断させない、あるいは早急に復旧させるための取組をあらかじめ定めておく必要がある。

このため、区は以下の点を目的とした「新宿区 BCP」を策定する。

- 限られた資源で、地域の「応急業務」及び「復興業務」を実施
- 区民の生命・生活・財産の保護等に関わる「優先度が高い通常業務」を継続して実施

本計画は、具体的被害想定の下で、発災から一定期間（人員・物資等の利用に制約が生じると予想される期間）における「非常時優先業務」をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保などの課題と対策について定めたものである。

資源については、業務で活用する資源の基礎的な分類（人・物・情報システム等）のうち、区の業務に必要と考えられる具体的資源を抽出した。

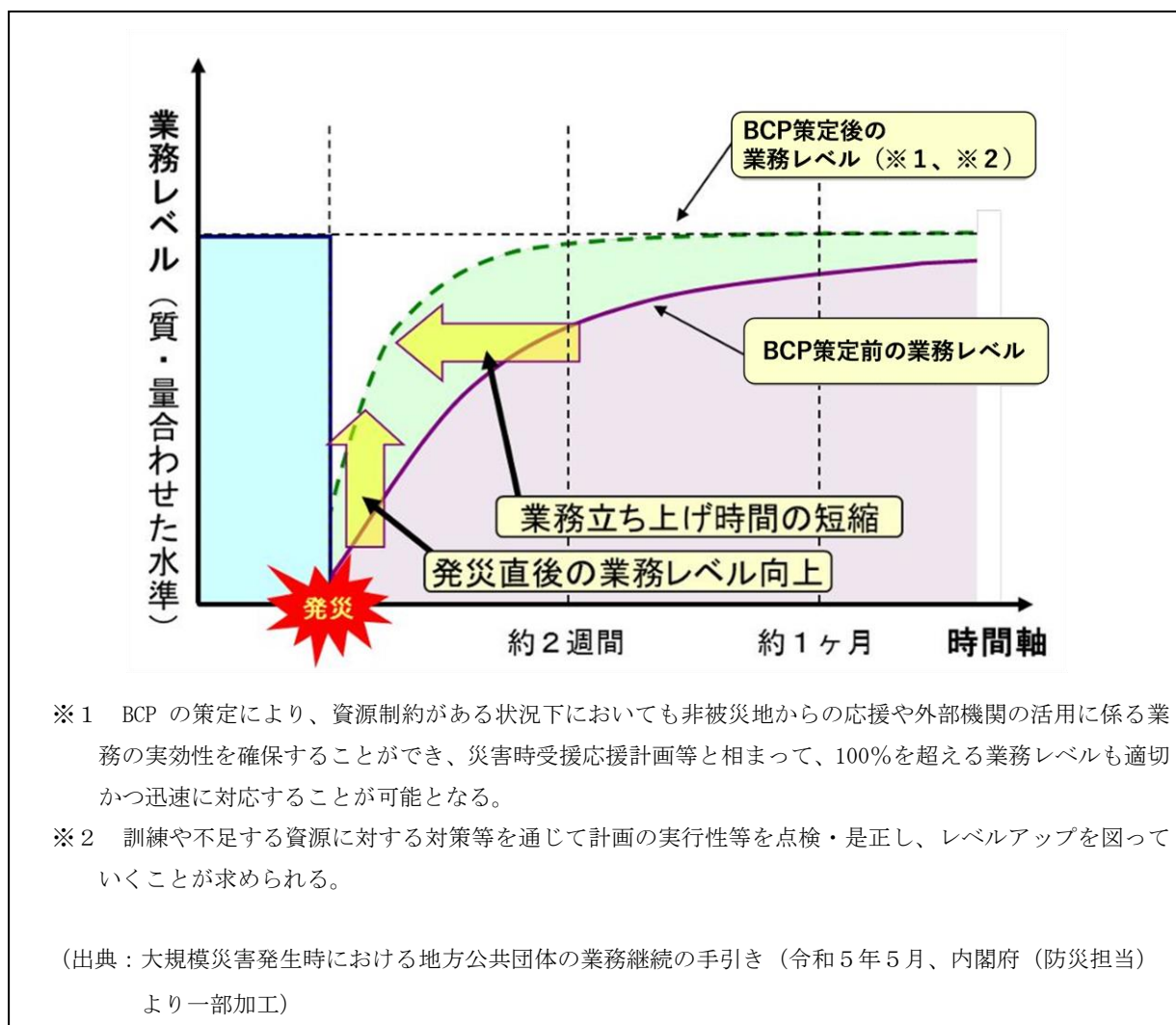


図 1.1 BCP 策定に伴う効果

3 計画の実効性確保のための基本姿勢

災害発生時には、区民の生命、生活及び財産の保護の観点から、災害の規模や状況に応じた全庁態勢を直ちに確立し、災害応急対策に従事する。事前の対策として、「非常時優先業務」の実施に必要な人員等を確保するとともに、人員等が不足する状況下においても確実に「非常時優先業務」を実施できる体制を構築する。そして、本計画で特定した「非常時優先業務」を確実に実施する。

区内の広範囲で甚大な被害が発生した場合は、人的資源確保の観点から、発災後は業務継続の「優先度が低い通常業務」を休止し、「非常時優先業務」を最優先して実施する。その後は、復旧状況等も踏まえながら、「通常業務」を徐々に再開させていく。災害の事象や規模に応じて被災していない地域がある場合は、被災地域の対応に注力しつつも、非被災地域の「通常業務」も並行して行うこととし、双方のバランスを踏まえながら体制を構築する。

4 新宿区地域防災計画との関係

「新宿区地域防災計画」は、「災害対策基本法」に基づき災害予防から応急対策、復興対策に係る業務を総合的に示し、各主体における基本的な役割分担を定めた計画である。

「新宿区BCP」は、「新宿区地域防災計画」を踏まえ、区が災害時に優先的に取組むべき重要業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、業務の執行体制や執務環境、継続に必要な資源の確保等を定めておくことで、災害時においても業務遂行の継続性を確保するための計画である。

「新宿区BCP」は、設定した業務開始目標時間を実現する上で必要となる資源の確保や課題への対応を定めている点、また「通常業務」を計画の対象としている点において、「新宿区地域防災計画」と異なる。ただし、「新宿区BCP」には「新宿区地域防災計画」に定める「応急業務」や「復興業務」も含まれることから、両計画は別々に存在するものではなく、両計画の整合性を図っていく必要がある。したがって、「新宿区BCP」において「応急業務」及び「復興業務」に要する人員・物資等の分析をした後、その結果を踏まえて、「新宿区地域防災計画」に基づく動員計画や災害対応に係る組織体制等についても検証を行い、「新宿区地域防災計画」の見直しを行っていくことが必要となる。

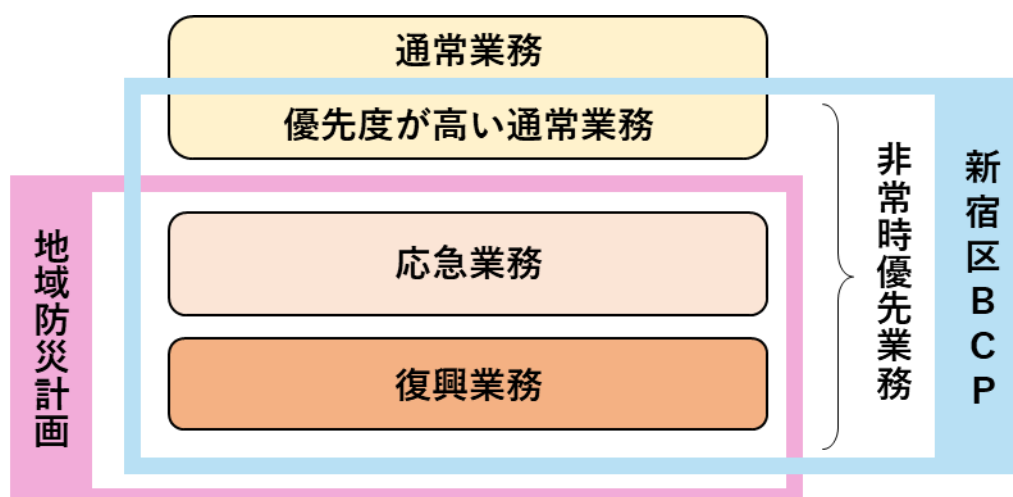


図 1.2 「新宿区地域防災計画」と「新宿区BCP」が対象とする業務の関係

5 対象とする業務範囲

「新宿区BCP」の対象とする業務範囲は区の業務であるが、区の業務には、指定管理者や委託事業者によって運営されているものもある。このため、指定管理や委託の業務のなかで「非常時優先業務」に相当するものは、区が行う業務全体の継続性が担保されるよう、指定管理者や委託事業者に対して、区と整合性がとれた業務継続性の確保について協力や要請をしていくことが重要である。災害時の円滑な業務継続に向けてあらかじめ以下のとおり対応することとする。

(1) 指定管理

区は、「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル」において、災害時の対応

等を募集要項及び基本協定書に規定し、指定管理者は公の施設を管理するものとして、「新宿区地域防災計画」に定める「事業者の基本的責務」を誠実に果たすこととしている。また、「新宿区地域防災計画」において災害時の応急活動施設として指定を受けている施設（以下、「災害応急活動施設」という。）のうち、指定管理者制度導入施設における災害時等の応急活動に関して、「災害時等の指定管理者制度導入施設における応急活動に関する基本方針」を定めている。

ア 災害応急活動施設

災害応急活動施設については、指定管理者は区と「災害時等における応急活動に関する協定」を締結し、関係各課と連携を図る。

イ 災害応急活動施設以外

災害時その他特別な事情がある場合、基本協定書の規定により、区は災害応急活動を実施するため優先的に施設を利用でき、指定管理者は区の実施する災害応急活動にできる限り協力するよう努める。

（２）委託業務

区は、各業務の契約書約款において、天災その他不可抗力による契約内容の変更として、「契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。」としており、委託業務の災害時の取扱いや連絡手段等について、業務内容に応じて別途協議書を取り交わすなど、整理することとしている。

第2章 本計画の前提となる被害想定

第1節 対象とする災害

発生する災害の事象や規模によって、備えも変われば、取るべき対応も異なる。様々な災害の事象・規模に応じて柔軟に対応できるよう、表 2.1 対象とする災害のとおりに「新宿区 BCP」の対象とする災害を定める。

表 2.1 対象とする災害

対象災害	
① 地震（首都直下地震・南海トラフ地震）	〔定性・定量〕※1
② 風水害（神田川・妙正寺川の洪水や高潮による氾濫）	〔定性・定量〕※1
③ 火山噴火（富士山噴火・島しょ火山噴火）	〔定性〕
④ 中規模災害・小規模災害※2	〔定性〕
⑤ 複合災害※3	〔定性〕

※1 ①～③について、文章で定性的に対応を整理するとともに、①・②は「非常時優先業務」を調査により数値で定量的に特定した。

※2 ①～③について、大規模、中規模、小規模の「被害の様相」と「区の対応態勢」を整理した。

※3 ①～③が同時又は時間差で発生する「複合災害」発生時の業務継続上のポイントを整理した。

災害規模

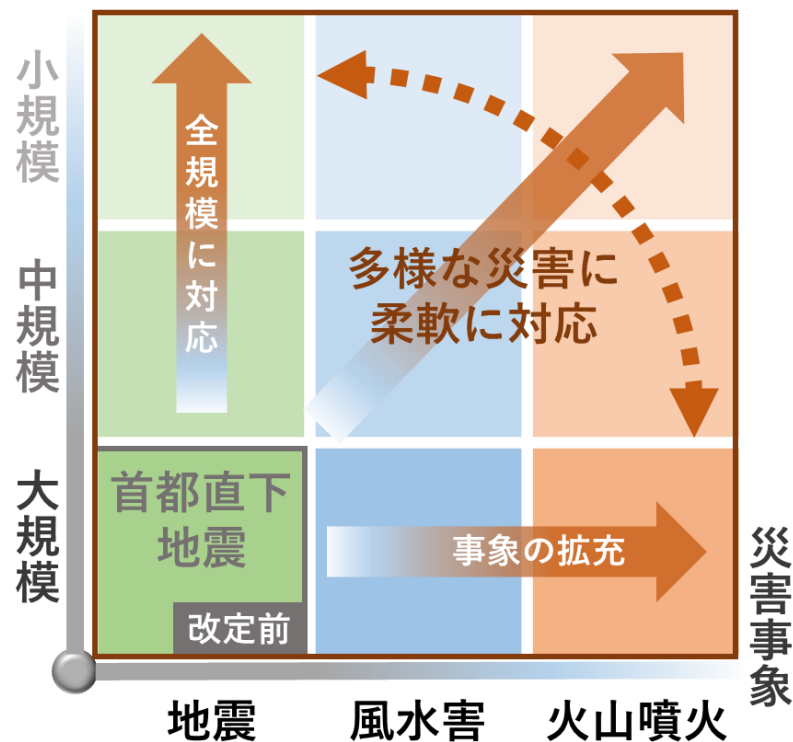


図 2.1 「新宿区 BCP」が対象とする災害事象と規模のイメージ

第2章 本計画の前提となる被害想定

第2節 計画の前提となる被害想定

第2節 計画の前提となる被害想定

1 地震（首都直下地震・南海トラフ地震）

（1）想定する地震

本計画において想定する地震は、東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）において対象と定める地震のうち、新宿区の被害が最も大きいとされる都心南部直下地震（M7.3）及び多摩東部直下地震（M7.3）とする。

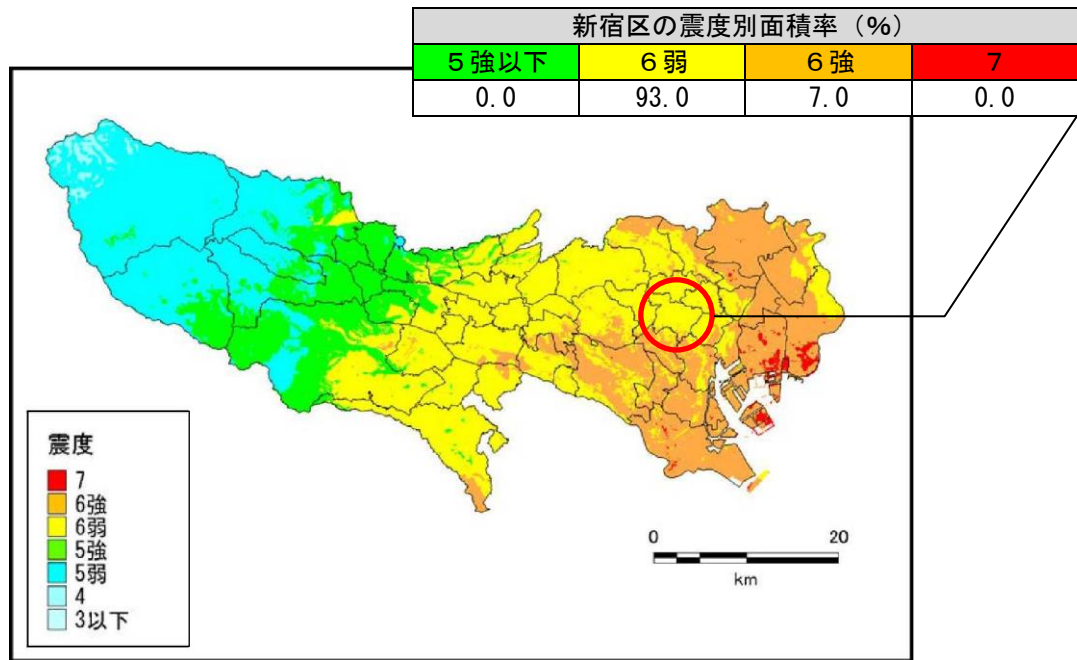


図 2.2 都心南部直下地震の想定震度分布

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議））

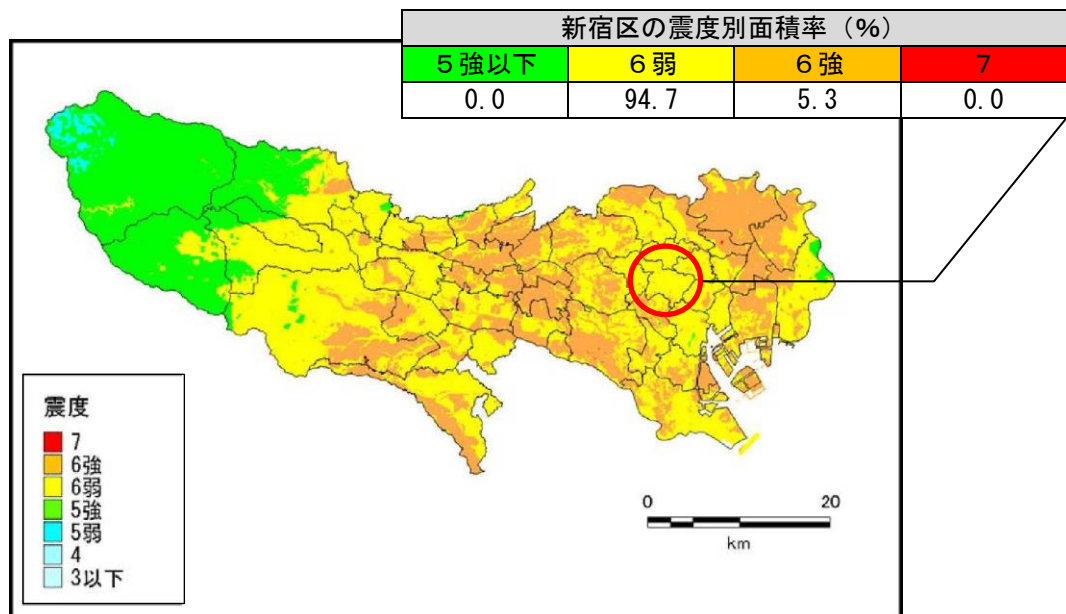


図 2.3 多摩東部直下地震の想定震度分布

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議））

(2) 発生条件（発生時刻）

想定する災害の規模は同じでも、その発生条件により地域の被害や「非常時優先業務」の必要資源の確保状況等は変化する。地域の被害が最大となる条件としては、人的被害や建物被害等が最大となる「冬の18時・風速8m/秒」と想定されているが、本計画では、実際に発生する災害やそれによる被害が全くの想定外にならないように、業務ごとに業務継続が困難な条件を想定して業務遂行の体制を検討する。

「非常時優先業務」に必要な資源の確保が困難となる条件としては、自宅等からの参集を伴う夜間・休日等の勤務時間外が考えられる。ただし、発災当初の対応手順や体制は、夜間・休日等の勤務時間外と勤務時間内では異なることに留意する。

(3) 想定される被害の規模・様相

ア 全体像

都心南部直下地震・多摩東部直下地震では、新宿区全域が震度6弱以上、一部エリアは震度6強となり、甚大な被害の発生が想定される。島しょ地域を除く東京都内（区部・多摩地域）の広範囲において甚大な被害が発生し、被害が最大とされる都心南部直下地震では区部の約6割の範囲で震度6弱以上、一部エリアでは震度7の揺れに見舞われ、死者約6,100人、建物被害約19.4万棟と想定される。

南海トラフ地震では、島しょ地域で最大28mの津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定となっているものの、新宿区内の最大震度は5弱あるいは5強であり、首都直下地震による被害の方が大きいことが想定される。しかし、南海トラフ沿いの大規模地震は全割れや半割れなど複数の発生形態がある。半割れのケースでは先発地震により南海トラフ地震臨時情報が発表されるが、後発地震の警戒・避難対応が一定期間必要となるなど、発生形態によっては対応が複雑かつ長期化するおそれもある。

イ 人的・物的被害の発生

新宿区内の全域で地震発生直後から、老朽化や耐震性の低い木造の建物を中心に建物の倒壊や火災が発生する。木造住宅密集地域等では延焼火災が発生し、鎮火までに24時間以上の時間を要する。また、想定よりも出火が増加すると、延焼が拡大し、焼失棟数が想定以上に発生する可能性がある。

表 2.2 新宿区の主な被害想定抜粋

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
死者数	33人	38人
負傷者数	1,847人	2,077人
全壊・焼失棟数	615棟	729棟

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議））

ウ 交通インフラ・ライフライン等の被害

新宿区内の全域で道路や橋りょう等の被害、また建物倒壊による道路の閉塞が発生し、救出救助活動や避難行動等が困難となるおそれがある。

第2章 本計画の前提となる被害想定

第2節 計画の前提となる被害想定

高速道路等の主要な路線は地震発生から数日間で啓開がおおむね完了し、1週間後には一部で交通規制が解除される。区道や生活道路における道路啓開は、発災から1週間が経過した後に徐々に実施され、啓開完了に長期間を要する。

鉄道等の公共交通機関は被害状況の点検等により運行停止となり、揺れの大きかった地域では設備被害が発生する。地震発生から数日後も人員や資材が確保できず復旧が遅れる可能性があり、被害の発生した路線がおおむね運行を再開するには1か月を要する。

ライフラインでも甚大な被害が発生する。電力や通信等は地震発生から3日から1週間程度、上下水道は1か月以内でおおむね復旧が見込まれるものの、重要施設の被害の状況によっては復旧が長期化するおそれがある。

表 2.3 新宿区のライフライン被害想定

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
電力（停電率）	3.5%	3.7%
通信（不通回線率）	0.4%	0.4%
上水道（断水率）	15.8%	18.1%
下水道（被害率）	3.2%	3.1%
ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議））

エ 膨大な数の避難者等の発生

自宅の倒壊やライフラインの途絶に伴い、多数の住民が避難所等に避難する。地震発生から4日目以降、自宅に留まっていた住民の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加し、発災4日目から1週間後までに避難者の人数が最大となる。

1週間後以降、ライフラインの復旧等により徐々に避難者が帰宅を始めるも、過密な避難環境や避難所の生活ルールに関するトラブル等が増加する。その後、ライフラインの復旧や応急仮設住宅への入居等に伴い、避難所への避難者数は徐々に減少するが、長期にわたり避難所運営が必要となる可能性がある。

また、公共交通機関が広域的に運行を停止し、東京都内で最大約453万人、新宿区内で最大約36万人の帰宅困難者が発生する。新宿駅周辺の駅前滞留者は約3万7千人が想定されており、多数の帰宅困難者による混乱が予想される。

表 2.4 新宿区の避難者等の想定

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
避難者数（最大）	41,038人	44,708人
帰宅困難者数（最大）	359,365人	359,365人

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議））

(4) 区への影響

ア 職員の被害と参集への影響

平日の勤務時間内に発災した場合には、休暇等を除く大部分の職員が勤務中に被災し、負傷者の発生も懸念される。夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、大部分の職

員が自宅滞在中か帰宅途上又は外出中のため、参集が遅れる、あるいは参集できない職員がいる。特に、首都直下地震において震度6強となる区部東部や区部南西部の地域に住む職員や、その地域を通過する必要がある職員は、鉄道被害や道路閉塞のため参集ができないか、大幅に遅れることが予想される。

したがって、全ての職員が被災する可能性があることを前提として、日頃より職場や自宅の耐震対策、参集経路の把握や迂回路の検討等の徒歩による参集に備えておくことが必要である。

イ 庁舎機能への影響

本庁舎をはじめ区職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊するおそれはないが、固定されていない事務機器の転倒などにより、書類や機器が散乱して執務スペースの確保が困難になることが想定される。また、エレベーターの停止により閉じ込め被害が発生することも想定される。

さらに、停電や通信不通などのライフラインの被害により、端末や一般電話・FAX等の利用が制限され、職員の安否確認や関係機関との連絡などへの支障が想定されるとともに、本庁舎などでは新宿駅周辺に溢れた滞留者や帰宅困難者が避難のため来庁し、庁舎内の安全確保や来庁者案内等の業務負荷が増大する可能性がある。

施設の耐震状況や設備の対策状況は、「第5章 業務継続に必要な資源の確保 (P.79)」を参照。

ウ 地域特性より予想される影響

新宿区は新宿駅周辺をはじめとする繁華街や高層ビル街といった人口集積地を有することや鉄道など主要な交通機関の要所となっていることが、新宿区の地域特性として挙げられる。

また、高齢化率約20%、外国人の人口が約4万4千人（令和6年1月1日現在、23区中1位）であることを考え合わせると、大規模地震の発生時には帰宅困難者対策や要配慮者対策に多くの職員の労力が割かれることが想定される。

(5) 業務継続上のポイント

ア 災害対応態勢の構築

新宿区内の全域で甚大な被害が発生するため、区災対本部を設置し、勤務時間内外を問わず、第二次出動態勢により全庁を挙げて災害対応に当たり、平常時の「通常業務」は縮小・休止する必要がある。円滑な応急対策を実施するため、迅速に被害情報等を収集し、防災関係機関等と共有する。

幹線道路沿いで発生する大規模な建物倒壊や延焼火災、公共交通機関の運行停止等により多くの職員が、発災初動には参集できず、必要な人員を確保できない可能性がある。そのため、必要な人員が不足する事態に備え、「新宿区災害時受援応援計画」に基づく受援スキームを活用するほか、災害対応に優先順位付けを行うなど、対策を講じる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表の連絡を受けた場合は、非常配備態勢ではなく、水防態勢に準じて情報収集等を行う。

第2章 本計画の前提となる被害想定

第2節 計画の前提となる被害想定

イ 新宿区外からの応援の受入れ

大量に発生する負傷者に対する救出・救助活動のため、都や他区市町村、防災関係機関、協定先の公共的団体等からの応援の受入環境を速やかに構築することが必要である。

区は都と連携し、応援部隊（警察の広域緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊等）の速やかな新宿区内への進出や円滑な救出救助活動等のため、都や防災関係機関の連絡員を受け入れて被災状況に関する情報交換を行うとともに、必要な資機材及び活動拠点を確保する。

ウ 避難所の運営と物流網の早期構築

新宿区内に多数開設する避難所は、防災区民組織、学校、PTA 及び区等が協力して運営する。都からの応援職員派遣やボランティア等の支援も活用し、避難所運営の人員確保に努める。

また、避難所で配布する物資の不足も想定されるため、都や応援・供給協定を締結する団体等と連携し必要な生活物資の調達に努めるとともに、救援物資集積拠点の開設、民間団体の協力のもと物品の仕分・配分等を行う人員の確保、輸送手段として車両の確保を速やかに実施し、各避難所等までの輸送体制・物流網を早期に構築する必要がある。

エ 生活再建に向けた復旧・復興体制への速やかな移行

復興計画の立案のための被害調査の実施、罹災証明書の発行、災害廃棄物処理等、応急・復旧からの円滑な移行を見据え、復興の準備も並行して進める必要がある。

2 風水害（神田川・妙正寺川の洪水や高潮による氾濫）

（1）想定される被害の規模・様相

ア 全体像

新宿区内には、荒川水系1級河川として、神田川及び妙正寺川の2河川があり、想定最大規模降雨（総雨量 690 mm・時間最大雨量 153 mm）により、河川の氾濫や著しい浸水被害が新宿区内全域で発生する。また、河川氾濫以外でも土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、内水氾濫や強風による被害が発生する。

「新宿区洪水ハザードマップ（「資料編第4節2（3） 新宿区洪水ハザードマップ（P.140）」参照）」は、想定最大規模降雨による河川の増水及び雨水による浸水の予測結果に基づき、浸水範囲とその程度を示しており、神田川及び妙正寺川周辺は多くのエリアが浸水深1mから5mの想定となり、一部エリアで5mから10mと想定される。

神田川及び妙正寺川が洪水により氾濫した場合、0.5m以上の浸水継続時間は最大で24時間未満と想定されるが、想定し得る最大規模の高潮により神田川の氾濫が発生した場合、0.5m以上の浸水が1週間以上継続することが想定されるエリアが一部存在する。

イ 浸水エリアにおける甚大な被害の発生

浸水想定エリアでは、多数の人的・物的被害（建物の浸水）が発生するおそれがある。

また、交通インフラやライフラインにも被害が発生するため、各種インフラ・ライフラ

インの応急復旧や建物被害による罹災証明書発行業務、災害廃棄物処理等の様々な災害対応業務が求められる。都市インフラの設備等が浸水した場合は、その復旧作業が長期化するおそれがある。

(2) 業務継続上のポイント

ア 災害のおそれのある段階からの災害対応態勢の構築

台風の進路や気象予報などにより、風水害はある程度の予測が可能のため、職員の事前配備を行うことが可能である。区は必要に応じて、災害の発生前の段階で、水害等連絡会や水害等対策室を設置し、水防態勢（自主避難所開設の要否調整、区民への呼びかけ、施設の閉鎖、イベントの延期・中止等）を構築する。大雨特別警報（土砂災害）や大雨特別警報（浸水害）の気象警報等が発表され、新宿区内全域で甚大な被害が発生又は被害拡大のおそれがある場合、区災対本部を設置し、勤務時間内外を問わず、第二次出動態勢により災害対応にあたる。ただし、状況によっては十分な職員を事前配備することができない場合があることにも留意する。

河川・下水道施設や鉄道など都市インフラの設備等が浸水した場合は、復旧作業が長期化するおそれがある。また、台風が東京の島々をなぞるように太平洋上を北上した後、本土に上陸・接近した場合、島しょ地域から区部・多摩地域まで広範囲にわたり、大雨、暴風、高潮等による大規模な風水害が発生するおそれがある。小笠原諸島から本土へと順に各種気象警報が発表されることが想定され、都は早期の段階で災害対応のための態勢を構築し、気象庁などの関係機関とも情報共有を図ることとしている。

区は被害が長期化または広域化した際は、都と連携して被害等の情報収集や発災した場合の速やかな対応にあたる必要がある。

イ 広域避難への対応

行政区域を超える広域避難を伴うような大規模な風水害が予想される場合には、区は都、関係自治体等と緊密に連携し、避難住民の安全確保に協力していく。

新宿区域内に新宿区域外への避難を要するような被害が発生していない場合であっても、他区市町村からの避難者を受け入れる可能性があるため、都は広域避難先施設の確保を進めている。そのため、区は都との情報連絡体制を構築するため、都の連絡員を受け入れるなど広域避難に対応する。

ウ 排水活動との連携

浸水エリアでは、最前線で排水ポンプ車等による排水作業を行うため、特に発災直後は、各関係機関による救出救助活動と作業エリアや資機材、作業用燃料の運搬ルート等が重複することから、各作業について綿密な調整が必要となる。

エ 非被災エリアにおける「通常業務」の対応

浸水地域では、甚大な被害が発生するため、「非常時優先業務」に注力する一方で、非被災エリアでは、被災エリアを支援しつつ、「通常業務」を継続して行う必要がある。

第2章 本計画の前提となる被害想定

第2節 計画の前提となる被害想定

3 火山噴火（富士山噴火・島しょ火山噴火）

（1）想定される被害の規模・様相

ア 全体像

富士山山頂火口から本庁舎までの距離は約95kmであるため、富士山が噴火した場合、新宿区内に溶岩流、火砕流等の被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。西南西風が卓越した場合において新宿区では10cm程度の降灰の可能性がある、新宿区内の全域で様々な被害や影響が想定される。

なお、都内には、全国の活火山111の約2割に当たる21の火山が存在している。島しょ地域の火山噴火時、噴火が発生した島においては、噴石や溶岩流、降灰等により甚大な被害が発生するとともに、噴火の状況によっては、全島避難も想定される一方、区部・多摩地域において、被害は発生しない想定となっている。

イ 火山灰による被害

健康被害として、目や皮膚の症状、また呼吸器系の基礎疾患がある人だけでなく健康な人でも呼吸器系に影響が発生する場合がある。

交通・ライフライン被害として、視界不良や堆積灰により交通事故の発生や車両の通行不可等が想定され、降灰による停電の可能性もある。

また、堆積灰の重みによる屋根の崩落、降灰による水質汚濁や給水施設への給水被害、さらに降灰後の降雨等に伴う泥流や家屋倒壊等の二次災害の発生による人的・物的被害も想定される。

（2）業務継続上のポイント

ア 災害のおそれのある段階からの災害対応態勢の構築

国等では、常時観測火山において、震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。火山の異常現象を早期に把握することがある程度可能と想定されるため、噴火警報の発令状況に応じて職員の事前配備を行うことが可能である。気象庁が発表する降灰予報に応じて、区災対本部を設置するなど、必要な警戒態勢を構築する。降灰被害が生じた場合は、勤務時間内外を問わず、第二次出動態勢により災害対応にあたる。

イ 島外避難者への支援

島しょ地域において大規模な噴火が発生し、住民の島外避難を実施することとなった場合、都の方針に基づき、区は避難先施設の確保や応急仮設住宅等の供与、物資の調達等を実施する。

4 中規模災害・小規模災害

（1）想定される被害の規模・様相

ア 地震

震度5弱程度の地震が発生した場合、揺れの大きかった地域では、インフラ施設や住家等の被害が一部発生するおそれがある。また、公共交通機関の運行停止により、時間帯によっては帰宅困難者が発生し、一時的に混乱が発生するおそれがある。

区は、震度5弱の地震が発生した場合、勤務時間内であれば第一次出動態勢、夜間・休日等の勤務時間外であれば特別非常配備態勢により対応する。後発地震（余震）等により、震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務時間内外を問わず、第二次出動態勢に移行し対応する。

なお、震度4以下の地震が発生した場合は、非常配備態勢ではなく、原則として通常体制により情報収集等を行う。施設被害や公共交通機関の運行停止等が発生した場合、状況に応じて対応する。南海トラフ地震臨時情報発表の連絡を受けた場合は、非常配備態勢ではなく、水防態勢に準じて情報収集等を行う。

イ 風水害

台風の接近による大雨や集中豪雨等により、河川沿いや地盤の低いエリアにおいて浸水被害が発生するほか、土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれがある。

区は、令和元年に発生した台風第19号（総雨量309mm・時間最大雨量38mm）では、区災対本部を設置するなど対応した。また、令和6年に発生した台風第10号では、「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）」が発表されたことから、区災対本部を設置し、避難指示を発令するとともに、避難所を開設するなど対応した。令和元年に発生した台風第19号と同程度の規模による風水害時や土砂災害警戒情報が発表され急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれがある場合、もしくは、「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」、又は、「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された場合、勤務時間内であれば第一次出動態勢、夜間・休日等の勤務時間外であれば特別非常配備態勢により対応する。降雨等が続き、大雨特別警報（土砂災害）等が発表された場合は、勤務時間内外を問わず、第二次出動態勢に移行し対応する。

なお、気象注意報や気象警報が発令され、又は台風の接近に伴い情報収集及び警戒が必要な場合は、非常配備態勢ではなく、水防態勢により情報収集等を行う。

ウ 火山噴火

富士山が噴火した場合、降灰被害は風向きに左右されるため、直ちに降灰が生じない場合にも、風向きの変化に伴う降灰被害に備える必要がある。

富士山が噴火し降灰予報が発表された場合、勤務時間内であれば第一次出動態勢、夜間・休日等の勤務時間外であれば特別非常配備態勢により対応する。風向きの変化等に伴い、降灰被害が発生した場合は、勤務時間内外を問わず、第二次出動態勢に移行し対応する。

なお、富士山の噴火警報が発表された場合、又は、島しょ地域等の火山が噴火した場合、非常配備態勢ではなく、原則として通常体制により情報収集等を行う。

（2）業務継続上のポイント

「応急業務」等と「通常業務」を並行して行う災害事象をベースに、被害の状況に応じて、

第2章 本計画の前提となる被害想定

第2節 計画の前提となる被害想定

適切な業務バランスを確立し、対応にあたることが重要となる。

施設を所管する各部における点検や必要に応じた復旧作業、区民への早期の情報提供など、庁内において情報共有できる態勢を確実に構築し、区民に必要な情報の呼びかけなど、早期の防災行動につなげる必要がある。

局地的な被害への対応や区民への情報提供などを必要な人員で適切に行うと同時に、「通常業務」も並行して行う必要がある。

5 複合災害

(1) 想定される被害の規模・様相

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であり、地震発生から3週間後に台風が接近した。

近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中に発生し、感染症対策を施しつつ、避難所運営や応援職員の受入れを行うなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)においても、大規模地震と風水害、火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起き得る事象が整理されている。

表 2.5 地震との主な複合災害

風水害	- 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 - 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	- 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 - 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	- 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 - 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月、東京都防災会議))

これらを踏まえ、次の2つのケースの複合災害を想定する。

ア 【ケース①】感染症の蔓延下において大規模災害が発生

- 感染症が国内で蔓延している状況下で、大規模災害が発生
- 避難所において、できる限りの感染症対策を講じるも、密集した環境のため、感染が拡大し、高齢者や既往症を持つ方等に重症化の傾向

イ 【ケース②】大規模地震発生後、復旧・復興期に風水害が発生

- 出水期における大規模地震の発生により多くの住民が避難生活を送る中、大型台風の接近や線状降水帯の発生等により風水害が発生
- 浸水エリアにある避難所では、河川の氾濫に備え、安全な場所にある別の避難所に再避難

(2) 業務継続上のポイント

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況を念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

基本的には、先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、その災害事象にかかる「非常時優先業務」を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に、次の点に留意する必要がある。

【留意事項】

(ケース①：感染拡大＋大規模自然災害)

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

(ケース②：大規模自然災害＋大規模自然災害)

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等



図 2.4 複合災害時における先発・後発災害への対応イメージ

(出典：都計画（令和5年11月）)

第3章 非常時優先業務

第1節 業務選定の基本方針

1 基本的な考え方

大規模災害が発生した際、区が行うべき災害対応業務は膨大となる。また、区の職員や施設も被災する可能性があることから、膨大な数の災害対応業務を実施・継続するために必要な人的・物的資源を確保することができない可能性がある。そのため、特に重要な災害対応業務に関しては、限られた資源を集中的に投入してでも実施・継続しなければならない。

発災直後の混乱した状況下において、早期に優先度の高い業務に着手し、迅速に対応できるかという点が、その後の復旧・復興にも大きな影響を与える。過去の大規模災害においては、災害発生直後から被災地域の復旧・復興に向けた取組に着手することが求められており、区においても、発災後迅速かつ円滑に、復興計画の策定など、復旧・復興対策を行うことが必要とされる。

このため、「応急業務」、「復興業務」、業務継続の「優先度の高い通常業務」を「非常時優先業務」として選定し、区自らが被災した状況であっても優先的に実施する。

なお、本計画では、「地震」及び「風水害」における「非常時優先業務」を選定する。「火山噴火」における「非常時優先業務」については、「第2章第2節3 火山噴火（富士山噴火・島しょ火山噴火）（P.16）」で「火山灰による被害」が想定されており、「地震」や「風水害」における対応を組み合わせる実施する。

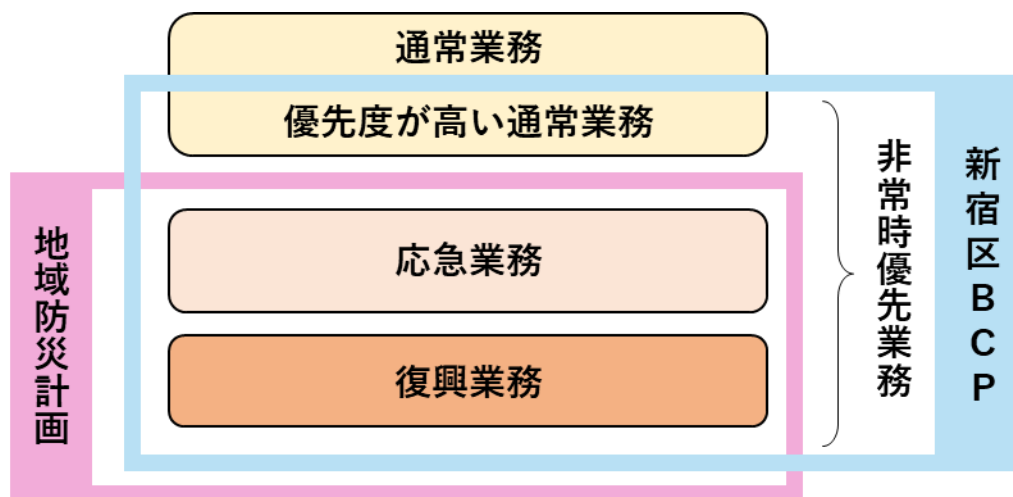


図 3.1 非常時優先業務の範囲（再掲）

2 対象とする期間

災害時に利用できる資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。「非常時優先業務」の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（以下、「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として整理する。

過去に発生した災害事例では、72時間の活動が想定される救出救助活動が発災から1週間以上も継続して行われていることや、避難所の運営支援・広域輸送拠点の運営等は1か月にわたり活動が行われたこと、応急・復旧からの円滑な移行を見据えて復興の準備も並行して進める必要があることが明らかとなっており、長期間にわたり業務継続が行える執行体制を確保することが重要である。今回の改定では、「1か月以降」に対象期間を拡充し、表 3.1 業務開始目標時間のとおり、「3時間以内」から「1か月以降」の8区分の「業務開始目標時間」を設定する。

なお、災害事象が徐々に進行する風水害の時系列は、表 3.2 風水害時の時系列を想定する。

表 3.1 業務開始目標時間

業務開始目標時間の区分							
3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降

（参考：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月、内閣府（防災担当））」

表 3.2 風水害時の時系列

時系列	主な活動内容
～ 3時間	災害対策本部設置、自主避難所開設
3時間 ～ 12時間	避難所開設、高齢者等避難発令、避難指示発令
【災害対策本部設置 12時間後に洪水被害等発生】	
12時間 ～ 24時間	浸水被害継続、緊急安全確保発令
24時間 ～ 3日	人命救助、道路・橋りょう・河川等の確認
【災害対策本部設置 36時間後に浸水解消】	
3日 ～ 1週間	家財整理、住家被害認定調査、罹災証明書発行、被害区域の消毒作業、災害廃棄物処理
1週間 ～ 2週間	
2週間 ～ 1か月	
1か月 ～	

第2節 選定方法

1 業務影響度分析

「非常時優先業務」を選定するため、「非常時優先業務」の候補となる個々の業務について、発災後の業務継続に支障が生じた場合に、支障時間が長くなるにつれてどれだけの影響が生じるかを分析する作業（以下、「業務影響度分析」という。）を行う。

「非常時優先業務」の候補となる業務を列举・整理したリストを作成し、表 3.1 業務開始目標時間ごとに各業務の遅れによって発生する「影響の内容」及び「影響の重大性」を評価する。

業務停止による「影響の内容」については、表 3.3 業務停止による影響度の観点の4つの観点から検討する。業務停止による「影響の重大性」については、表 3.4 業務停止による影響度の評価基準の5段階で評価する。評価にあたっては、災害発生に起因する社会への影響をもって「影響の重大性」を測るのではなく、各時間区分までに行政対応が開始・再開できなかったことによる影響を評価する。なお、「影響の重大性」は、経過時間が進むにつれ横引き又は大きくなるものとした。

各業務の停止による影響は、業務ごとに発災の時間帯や時期等で異なるため、業務ごとに停止による影響が最も大きくなると予想される時間帯や時期等での発災を想定する。

なお、区震災復興本部は、震災時に発災から1週間後に設置するため、「復興業務」については、「2週間以内」、「1か月以内」、「1か月以降」の3つの時間区分ごとの影響を評価する。

表 3.3 業務停止による影響度の観点

影響の観点	影響の内容（例）
① 区民の生命・生活・財産の保護	区民の生命・生活・財産を保護できなくなる。
② 法令遵守	〇〇法に定める期限を遵守できなくなる。
③ 関係所管・他機関等の業務への影響	関係所管・他機関等の〇〇業務が実施困難になる。
④ その他	〇〇など業務に影響がある。

（参考：「中央省庁業務継続ガイドライン 第3版」（令和4年4月、内閣府（防災担当）））

表 3.4 業務停止による影響度の評価基準

影響の重大性		影響の度合い
I	軽微	○ 社会的影響はわずかにとどまる。 ○ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
II	小さい	○ 若干の社会的影響が発生する。 ○ しかしながら、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
III	中程度	○ 一定程度の社会的影響が発生する。 ○ 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
IV	大きい	○ 相当大きな社会的影響が発生する。 ○ 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。
V	甚大	○ 甚大な社会的影響が発生する。 ○ 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

(参考：「中央省庁業務継続ガイドライン 第3版」(令和4年4月、内閣府(防災担当)))

2 「非常時優先業務」の選定

「応急業務」及び「復興業務」は、全ての業務が「非常時優先業務」となる。ただし、発災から概ね2か月以上経過後に実施する「復興業務」については、本計画の対象外とする。また、風水害に係る「復興業務」は、「通常業務」及び「応急業務」の中で整理する。

「通常業務」は、業務影響度分析の結果をもとに、「非常時優先業務」として継続する業務を選定する。地震については、発災後2週間（業務実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「優先度が高い通常業務」として選定する。風水害については、発災後3日間（業務実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「優先度が高い通常業務」として選定する。

「通常業務」では、定期的なイベント開催業務や選挙管理事務など、ある特定の状況・時期に発災した場合に限って業務停止の影響が大きい業務（以下、「特定状況を有する業務」という。）は、その特定状況に発災したことを想定して業務影響度分析を行った。「応急業務」及び「復興業務」は、特定状況という考え方はない。

なお、特定状況は、受験対応業務で「毎年1月～3月」、選挙管理事務で「選挙期間」、給与支払事務で「毎月末」といったように業務により異なる。複数の業務の特定状況が重複する場合もある。災害発生時の状況・時期によって、「非常時優先業務」数が変動することに留意する。

3 「非常時優先業務」における優先順位の設定

災害対応業務の内、特に重要な業務を「非常時優先業務」として選定し、限られた人的・物的資源を集中的に投入する。しかしながら、想定を超える被害（区自らの被害を含む。）が発生した場合は、「非常時優先業務」であっても、その全てを行うことが困難になる可能性もある。

そのため、「非常時優先業務」について、表 3.3 業務停止による影響度の観点により表 3.5 「非常時優先業務」の優先順位のとおり、業務継続における優先順位を定めた。

各部等は、必要な人的・物的資源を確保できない場合は、「非常時優先業務」の中から特に重要な業務への集中や、それ以外の業務に従事する予定の職員の分散など、優先順位等に基づき、必要な対応を行うこととする。

表 3.5 「非常時優先業務」の優先順位

優先順位	4つの観点			
	① 区民の生命・生活・財産の保護	② 法令遵守	③ 関係所管・他機関等の業務への影響	④ その他
最優先	○	○	—	—
優先	○	×	—	—
(上記を優先して実施)				
中位	×	○	—	—
下位	×	×	○	—
最下位	×	×	×	○
凡例 「○」：該当、「×」：非該当、「—」：該当又は非該当 ・4つの観点のうち「①区民の生命・生活・財産の保護」及び「②法令遵守」のいずれにも該当する業務を最優先とする。 ・「①区民の生命・生活・財産の保護」に該当する業務は、資源等が不足する場合においても、「新宿区災害時受援応援計画」に基づく人的・物的受援スキームを活用するなどにより実施する。				

第3節 選定結果

1 地震

(1) 「非常時優先業務」の選定結果

区の全ての業務より「非常時優先業務」を選定した結果、「非常時優先業務」数は特定状況を有しない業務1,082件、特定状況を有する業務（「第2節2 「非常時優先業務」の選定（P.23）参照」）を含めた場合1,138件となった。その内訳は表3.6 「非常時優先業務」数（業務区分別）のとおりとなった。

表 3.6 「非常時優先業務」数（業務区分別）

業務区分	業務数（件）	
	特定状況を有しない業務	特定状況を有する業務含む
「非常時優先業務」	1,082	1,138
「応急業務」※	457	
「復興業務」※	108	
「優先度が高い通常業務」	517	573

※ 「応急業務」及び「復興業務」は、特定状況という考え方はない。

(2) 業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の件数

業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の件数は、以下のとおりとなった。なお、経過時間が進むにつれ、「影響度の度合い」は横引き又は大きくなるため、最初に「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となる時間区分で、業務数1件と計上した。

表 3.7 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、業務区分別）

業務区分		「非常時優先業務」数（件）							
		計	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内 1か月以降
「応急業務」		457	313	13	42	39	35	9	4
「復興業務」※1		108	—	—	—	—	—	78	13
「優先度が高い通常業務」※2	特定状況を有しない業務	517	116	45	21	44	112	179	—
	特定状況を有する業務含む	573	129	47	21	65	114	197	—
合計	特定状況を有しない業務	1,082	429	58	63	83	147	266	17
	特定状況を有する業務含む	1,138	442	60	63	104	149	284	17

※1 「復興業務」は、区震災復興本部は震災時に発災から1週間後に設置するため、「2週間以内」、「1か月以内」、「1か月以降」の3つの時間区分の業務を選定した。

※2 地震は、発災後2週間までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「優先度が高い通常業務」として選定した。

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

表 3.8 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、「応急業務」）

災対部名	「応急業務」数（件）								
	計	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
災対総務部	45	22	2	6	9	2	3	0	1
災対企画部	28	13	0	3	2	4	4	2	0
災対地域部	16	6	0	4	4	1	0	1	0
地域本部	233	180	10	13	10	20	0	0	0
災対福祉部	23	10	0	6	6	1	0	0	0
災対子ども部	12	10	0	1	1	0	0	0	0
災対健康部	34	30	0	0	1	2	1	0	0
災対土木部	10	8	1	1	0	0	0	0	0
災対清掃部	7	2	0	2	3	0	0	0	0
災対都市計画部	13	3	0	5	1	2	0	1	1
災対教育部	32	25	0	1	2	3	1	0	0
災対議会部	4	4	0	0	0	0	0	0	0
合計	457	313	13	42	39	35	9	4	2

表 3.9 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、「復興業務」）

復興部名	「復興業務」数（件）								
	計	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
復興総合政策部	11	—	—	—	—	—	11	0	0
復興総務部	1	—	—	—	—	—	1	0	0
復興危機管理担当部	10	—	—	—	—	—	7	3	0
復興地域振興部	2	—	—	—	—	—	2	0	0
復興文化観光産業部	29	—	—	—	—	—	25	3	1
復興福祉部	11	—	—	—	—	—	3	1	7
復興子ども家庭部	0	—	—	—	—	—	0	0	0
復興健康部	4	—	—	—	—	—	4	0	0
復興みどり土木部	0	—	—	—	—	—	0	0	0
復興環境清掃部	1	—	—	—	—	—	0	0	1
復興都市計画部	39	—	—	—	—	—	25	6	8
復興会計室	0	—	—	—	—	—	0	0	0
復興教育部	0	—	—	—	—	—	0	0	0
復興選挙管理部	0	—	—	—	—	—	0	0	0
復興監査部	0	—	—	—	—	—	0	0	0
復興議会部	0	—	—	—	—	—	0	0	0
合計	108	—	—	—	—	—	78	13	17

※ 「復興業務」は、区震災復興本部は震災時に発災から1週間後に設置するため、「2週間以内」、「1か月以内」、「1か月以降」の3つの時間区分の業務を選定した。

※ 「応急業務」等と重複する「復興業務」は、「応急業務」等を含めて整理するため、本計画では該当業務がない復興部がある。

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

表 3.10 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、「優先度が高い通常業務」）

各部等名	「優先度が高い通常業務」数（件）※1								
	計	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
総合政策部	9	2	0	1	1	3	2	—	—
	9	2	0	1	1	3	2	—	—
総務部	22	7	0	0	7	0	8	—	—
	33	7	0	0	7	0	19	—	—
危機管理担当部	14	7	3	1	3	0	0	—	—
	15	7	4	1	3	0	0	—	—
地域振興部	149	14	10	0	4	43	78	—	—
	150	14	10	0	4	43	79	—	—
文化観光産業部	13	2	8	0	2	1	0	—	—
	13	2	8	0	2	1	0	—	—
福祉部	67	4	9	7	12	24	11	—	—
	70	4	9	7	14	25	11	—	—
子ども家庭部	80	59	7	1	0	9	4	—	—
	90	69	7	1	0	9	4	—	—
健康部	73	11	1	3	3	11	44	—	—
	79	14	1	3	4	12	45	—	—
みどり土木部	29	4	3	7	4	5	6	—	—
	29	4	3	7	4	5	6	—	—
環境清掃部	21	1	2	0	0	15	3	—	—
	21	1	2	0	0	15	3	—	—
都市計画部	10	1	0	0	0	0	9	—	—
	10	1	0	0	0	0	9	—	—
会計室	10	1	0	0	7	1	1	—	—
	11	1	0	0	8	1	1	—	—
議会事務局	6	1	0	1	0	0	4	—	—
	8	1	0	1	0	0	6	—	—
監査事務局	1	1	0	0	0	0	0	—	—
	1	1	0	0	0	0	0	—	—
選挙管理委員会事務局	2	0	0	0	0	0	2	—	—
	19	0	0	0	17	0	2	—	—
教育委員会事務局	11	1	2	0	1	0	7	—	—
	15	1	3	0	1	0	10	—	—
合計※2	517	116	45	21	44	112	179	—	—
	573	129	47	21	65	114	197	—	—

※1 地震は、発災後2週間までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「優先度が高い通常業務」として選定した。

※2 上段：特定状況を有しない業務 下段：特定状況を有する業務含む

(3) 「非常時優先業務」と業務開始目標時間

主な「非常時優先業務」は、表 3.11 主な「非常時優先業務」と業務開始目標時間のとおりである。

「応急業務」については、全ての業務が「非常時優先業務」となり、発災から1か月以降（2か月以内）までの業務を整理した。概ね1か月程度で区災対本部を廃止することから、「応急業務」は基本的には1か月程度を想定しているが、「優先度が高い通常業務」及び「復興業務」と重複する業務は、「応急業務」として整理しているため、1か月以降の長期間に対応が及ぶ整理となった。

また、「優先度が高い通常業務」については、「通常業務」のうち、発災後2週間までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「非常時優先業務」として選定した。

なお、「復興業務」については、「応急業務」等と重複しない業務で概ね2か月以内に実施する業務を整理した。

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

表 3.11 主な「非常時優先業務」と業務開始目標時間

業務開始 目標時間	「応急業務」	「優先度が高い通常業務」
当日	【活動体制】 ・ 区災対本部の設置、地域本部の開設・運営等 ・ 職員の動員配備 ・ 職員の参集状況並びに職員及び家族の被災状況の把握 ・ 医療救護本部の設置 【救急・救護活動】 ・ 来庁者、職員の救援・救護 ・ 保育園児、児童、生徒等の安否確認・保護者への引き渡し、応急保育 ・ 高齢者、障害者、施設入所者等の安否確認 【情報の収集・伝達】 ・ 災害情報システムの稼働確認 ・ 通信・連絡手段の確保 ・ 地域、医療機関等被災状況の収集・集約、庁内情報共有 【災害広報】 ・ 災害広報 ・ 外国人への情報提供の実施 【安全確認】 ・ 公共施設の安全確認・保全措置及び被災状況の確認、インフラの復旧 ・ 危険箇所の立ち入り禁止措置 【関係機関との連携】 ・ 関係自治体、防災関係機関、医療機関等との連絡、調整 ・ 都への被害報告、応援要請等 ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ準備作業 【交通・輸送活動】 ・ 緊急輸送道路等の現況調査、応急復旧 【物資調達】 ・ 災害対策に必要な車両・物資等の調達 ・ 支援物資の調達・管理・輸送体制 【避難・医療活動】 ・ 帰宅困難者対策の実施（駅周辺滞留者の状況把握と滞留者への情報提供） ・ 避難所の開設及び情報連絡 ・ 避難所運営管理協議会との連絡調整 ・ 医療救護所の設置（令和7年度に緊急医療救護所・避難所医療救護所へ移行） ・ 日本赤十字社との連絡調整 ・ 感染症の予防及び感染拡大予防対策 ・ 防疫・保健衛生・食品衛生業務	【総合政策部】 ・ ネットワーク等被害状況調査及び復旧作業着手 【総務部】 ・ 庁舎の維持管理 【子ども家庭部】 ・ 区立保育所の管理運営 ・ 虐待通告等の区民等からの相談対応 【健康部】 ・ 国民健康保険に関する限度額適用認定証等の交付 ・ 医療保護入院に関する区長同意 ・ 感染症対策 【みどり土木部】 ・ 道路等の占用に関する総合調整

業務開始 目標時間	「応急業務」	「優先度が高い通常業務」
	【その他】 ・ 遺体の搬送、遺体収容所の管理 ・ 埋火葬許可証の発行 ・ 応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施準備 ・ 住家被害認定調査の実施準備	
3日 以内	【相談活動】 ・ 臨時相談窓口の開設 ・ 避難所等の巡回相談の実施 【他機関への要請】 ・ 他自治体への応援要請 ・ 関係機関等への応援・供給要請 【その他】 ・ ごみ・し尿・災害廃棄物の処理 ・ 応急物資、応急資機材の集積・輸送 ・ 避難所の衛生管理 ・ 義援金品の受入れ、出納管理 ・ 応急復旧計画策定のための調査 ・ 緊急輸送道路以外の道路の障害物除去等 ・ 応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施 ・ 住家被害認定調査の実施、罹災証明書等の交付準備 ・ 被災住宅の応急修理の体制整備	【総合政策部】 ・ 各種システムの復旧、維持管理及び運用 【文化観光産業部】 ・ 商工相談、商工業融資に関する業務 【福祉部】 ・ 高齢者、障害者等の総合相談支援 ・ 介護保険に係る被保険者の資格に関する業務 ・ 生活保護法に基づく現業事務、保護費等の支給 【健康部】 ・ 国民健康保険資格加入・脱退等手続き ・ 後期高齢者医療制度に関すること 【会計室】 ・ 公金の支出、収支命令の審査・執行
1週間 以内	【相談活動】 ・ 生活再建の総合相談・情報提供 【復旧活動】 ・ 応急復旧工事の実施 ・ 災害復興計画総合調整 ・ 災害救助法の適用に伴う予算措置 ・ 災害ボランティアセンター設置・募集・受付 ・ 仮設住宅に関する準備事務 【その他】 ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給受付 ・ 災害援護資金の貸付受付	【総合政策部】 ・ 区ホームページ、区公式 SNS 等での情報発信 ・ 予算の編成、配当及び執行 【地域振興部】 ・ 戸籍・住民票・印鑑登録に関すること 【福祉部】 ・ 障害者の地域生活支援 ・ 自立支援給付に関する相談等 ・ 高齢者の施設入所等の措置 ・ 女性及び母子からの相談等 ・ 生活保護法に基づかない法外援護金の支給処理 【子ども家庭部】 ・ 学童クラブ・放課後子どもひろばの運営 【健康部】 ・ 在宅医療の支援 ・ 療養費、高額療養費の給付 ・ 食品衛生、環境衛生、水道及び飲用水衛生に関すること 【みどり土木部】 ・ 占用料・手数料の徴収 【環境清掃部】 ・ 廃棄物及び資源の収集計画策定

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

業務開始 目標時間	「応急業務」	「優先度が高い通常業務」
2週間 以内 ～ 1か月 以降	【相談活動】 ・ 総合相談所の開設 【復旧活動】 ・ 激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き ・ 罹災証明書の交付 ・ 被災児童の学用品の調達 ・ 応急復旧計画の策定 ・ 営業再開した飲食店等への衛生指導 【その他】 ・ 区震災復興本部への引継ぎ（区災対本部の廃止）	【総務部】 ・ 区議会に関する各種会議の運営、調整等 ・ 例規文、議案文等の作成及び立案 ・ 自治体総合賠償責任保険・火災保険の加入・保険金請求等の手続き ・ 契約に係る締結、変更、解除等 ・ 特別区民税等の賦課及び調定、税証明書の交付 【福祉部】 ・ 要介護認定・介護給付費認定 ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援に係る事務等 【子ども家庭部】 ・ 子ども医療費の助成 ・ ひとり親家庭からの相談 ・ 助産及び母子保護の実施 【健康部】 ・ 保険給付、母子健康手帳の交付 ・ 地域保健医療支援体制に関すること 【環境清掃部】 ・ 廃棄物処理手数料等の減額及び免除 【都市計画部】 ・ 建築物等の審査、許可、検査等 ・ 住宅用家屋証明の発行 【議会事務局】 ・ 本会議の管理運営 ・ 各種会議の管理運営、構成員との連絡調整 ※ 「優先度が低い通常業務」を順次再開

業務開始 目標時間	「復興業務」
2週間 以内 ～ 1か月 以降	・ 区震災復興本部の設置 ・ 復興方針及び復興計画の策定に係る総合調整 ・ 家屋被害状況調査の実施 ・ 都市復興基本方針及び基本計画の策定に係る総合調整 ・ 被災者台帳の作成 ・ 震災による被害者の生活支援 ・ 防犯対策の実施 ・ 区税の納税緩和措置（期限の延長、徴収猶予及び減免等） ・ 文化施設等の再開（収蔵品、彫刻の仮保管） ・ 文化財被害状況の調査・把握 ・ 公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開支援

※ 「復興業務」は、区震災復興本部は震災時に発災から1週間後に設置するため、「当日」から「1週間以内」に実施する業務はない。

2 風水害

(1) 「非常時優先業務」の選定結果

区の全ての業務より「非常時優先業務」を選定した結果、「非常時優先業務」数は特定状況を有しない業務 413 件、特定状況を有する業務（「第2節2 「非常時優先業務」の選定（P.23）参照」）を含めた場合 450 件となった。その内訳は表 3.12 「非常時優先業務」数（業務区分別）のとおりとなった。

表 3.12 「非常時優先業務」数（業務区分別）

業務区分	業務数（件）	
	特定状況を有しない業務	特定状況を有する業務含む
「非常時優先業務」※1	413	450
「応急業務」※2	151	
「優先度が高い通常業務」	262	299

※1 風水害に係る「復興業務」は、「通常業務」及び「応急業務」の中で整理する。

※2 「応急業務」は、特定状況という考え方はない。

(2) 業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の件数

業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の件数は、以下のとおりとなった。なお、経過時間が進むにつれ、「影響度の度合い」は横引き又は大きくなるため、最初に「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となる時間区分で、業務数1件と計上した。

表 3.13 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、業務区分別）

業務区分		「非常時優先業務」数（件）								
		計	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
「応急業務」		151	127	0	2	12	10	0	0	0
「優先度が高い通常業務」※	特定状況を有しない業務	262	118	45	21	78	—	—	—	—
	特定状況を有する業務含む	299	131	47	22	99	—	—	—	—
合計	特定状況を有しない業務	413	245	45	23	90	10	0	0	0
	特定状況を有する業務含む	450	258	47	24	111	10	0	0	0

※ 風水害は、発災後3日間までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「優先度が高い通常業務」として選定した。

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

表 3.14 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、「応急業務」）

災対部名	「応急業務」数（件）								
	計	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
災対総務部	39	38	0	1	0	0	0	0	0
災対地域部	77	57	0	0	10	10	0	0	0
災対福祉部	5	5	0	0	0	0	0	0	0
災対健康部	19	17	0	1	1	0	0	0	0
災対土木部	11	10	0	0	1	0	0	0	0
合計	151	127	0	2	12	10	0	0	0

表 3.15 「非常時優先業務」数（業務開始目標時間別、「優先度が高い通常業務」）

各部等名	「優先度が高い通常業務」数（件）※1								
	計	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
総合政策部	4	2	0	1	1	—	—	—	—
	4	2	0	1	1	—	—	—	—
総務部	15	2	0	0	13	—	—	—	—
	15	2	0	0	13	—	—	—	—
危機管理担当部	13	6	3	1	3	—	—	—	—
	14	6	4	1	3	—	—	—	—
地域振興部	38	24	10	0	4	—	—	—	—
	38	24	10	0	4	—	—	—	—
文化観光産業部	13	2	8	0	3	—	—	—	—
	13	2	8	0	3	—	—	—	—
福祉部	53	2	9	7	35	—	—	—	—
	55	2	9	7	37	—	—	—	—
子ども家庭部	67	59	7	1	0	—	—	—	—
	77	69	7	1	0	—	—	—	—
健康部	22	11	1	3	7	—	—	—	—
	27	14	1	4	8	—	—	—	—
みどり土木部	18	4	3	7	4	—	—	—	—
	18	4	3	7	4	—	—	—	—
環境清掃部	3	1	2	0	0	—	—	—	—
	3	1	2	0	0	—	—	—	—
都市計画部	1	1	0	0	0	—	—	—	—
	1	1	0	0	0	—	—	—	—
会計室	8	1	0	0	7	—	—	—	—
	9	1	0	0	8	—	—	—	—
議会事務局	2	1	0	1	0	—	—	—	—
	2	1	0	1	0	—	—	—	—
監査事務局	1	1	0	0	0	—	—	—	—
	1	1	0	0	0	—	—	—	—
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	—	—	—	—
	17	0	0	0	17	—	—	—	—
教育委員会事務局	4	1	2	0	1	—	—	—	—
	5	1	3	0	1	—	—	—	—
合計※2	262	118	45	21	78	—	—	—	—
	299	131	47	22	99	—	—	—	—

※1 風水害は、発災後3日間までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「優先度が高い通常業務」として選定した。

※2 上段：特定状況を有しない業務 下段：特定状況を有する業務含む

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

(3) 「非常時優先業務」と業務開始目標時間

主な「非常時優先業務」は、表 3.16 主な「非常時優先業務」と業務開始目標時間のとおりである。

「応急業務」については、全ての業務が「非常時優先業務」となり、発災から1か月以降（2か月以内）までの業務を整理した。本計画の「風水害」は、「第3章第1節2 対象とする期間（P.21）」の表 3.2 風水害時の時系列を想定したことから、発災から概ね3日以内に過半の「応急業務」を実施する整理となった。

また、「優先度が高い通常業務」については、「通常業務」のうち、発災後3日間までに「影響の重大性」が中程度以上（Ⅲ以上）となるものを「非常時優先業務」として選定した。そのため、発災後2週間と設定した「地震」と比較すると「優先度が高い通常業務」は少なくなった。

なお、「復興業務」は、「通常業務」及び「応急業務」の中で整理した。

表 3.16 主な「非常時優先業務」と業務開始目標時間

業務開始 目標時間	「応急業務」	「優先度が高い通常業務」
当日	【活動体制】 ・ 区災対本部の設置 ・ 職員の動員配備、配備態勢拡大の調整 ・ 職員の参集状況並びに職員及び家族の被災状況の把握 ・ 医療救護本部の設置 【救急・救護活動】 ・ 来庁者、職員の救援・救護 【情報の収集・伝達】 ・ 災害情報システムの稼動確認 ・ 通信・連絡手段の確保 ・ 風水害情報の収集・受理・伝達、異常現象の通報 ・ 浸水予想地域の巡回 ・ 地域、医療機関等被災状況の収集・集約、庁内情報共有 【災害広報】 ・ 災害広報 ・ 外国人への情報提供の実施 【安全確認】 ・ 公共施設の安全確認・保全措置及び被害状況の確認、インフラの復旧 【関係機関との連携】 ・ 関係自治体、防災関係機関、医療機関等との連絡、調整 ・ 都への被害報告等 【交通・輸送活動】 ・ 緊急輸送道路等の現況調査、応急復旧 ・ 道路の排水 【物資調達】 ・ 災害対策に必要な車両・物資等の調達 ・ 支援物資の調達・管理・輸送体制 【避難・医療活動】 ・ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令 ・ 自主避難所・避難所の開設及び情報連絡 ・ 避難所等被災区域の消毒 ・ 医療救護所の設置（令和7年度に緊急医療救護所・避難所医療救護所へ移行） ・ 日本赤十字社との連絡調整 ・ 防疫・保健衛生・食品衛生業務 【その他】 ・ 臨時相談窓口の開設 ・ 遺体の搬送等 ・ 住家被害認定調査の実施 ・ ごみ・災害廃棄物の処理	【総合政策部】 ・ ネットワーク等被害状況調査及び復旧作業着手 【地域振興部】 ・ 戸籍・住民票・印鑑登録に関すること 【子ども家庭部】 ・ 区立保育所の管理運営 ・ 学童クラブ・放課後子どもひろばの運営 ・ 虐待通告等の区民等からの相談対応 【健康部】 ・ 国民健康保険に関する限度額適用認定証等の交付 ・ 医療保護入院に関する区長同意 ・ 感染症対策

第3章 非常時優先業務

第3節 選定結果

業務開始 目標時間	「応急業務」	「優先度が高い通常業務」
3日 以内	【復旧活動】 ・ がけ・擁壁の調査及び応急復旧 ・ 罹災証明書の交付 【その他】 ・ 避難所の衛生管理	【総務部】 ・ 特別区民税等の税証明書の交付 【地域振興部】 ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給受付 【文化観光産業部】 ・ 商工相談、商工業融資に関する業務 【福祉部】 ・ 高齢者、障害者等の総合相談支援 ・ 介護保険に係る被保険者の資格に関する業務 ・ 生活保護法に基づく現業事務、保護費等の支給 ・ 自立支援給付に関する相談等 ・ 障害者の地域生活支援 ・ 女性及び母子からの相談等 ・ 災害援護資金の貸付受付 【健康部】 ・ 国民健康保険資格加入・脱退等手続き ・ 後期高齢者医療制度に関すること ・ 食品衛生、環境衛生、水道及び飲用水衛生に関すること 【会計室】 ・ 公金の支出、収支命令の審査・執行
1週間 以内 ～ 1か月 以降	【その他】 ・ 見舞金品の受領、被災者への支給・配布	※ 「優先度が低い通常業務」を 順次再開

第4章 業務継続体制の確保

第1節 区災対本部の設置

1 区災対本部の体制

区の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、「新宿区災害対策本部条例」及び「新宿区災害対策本部条例施行規則」に従って区災対本部を設置し、災害対策本部長（区長）の統括のもと対応にあたる。

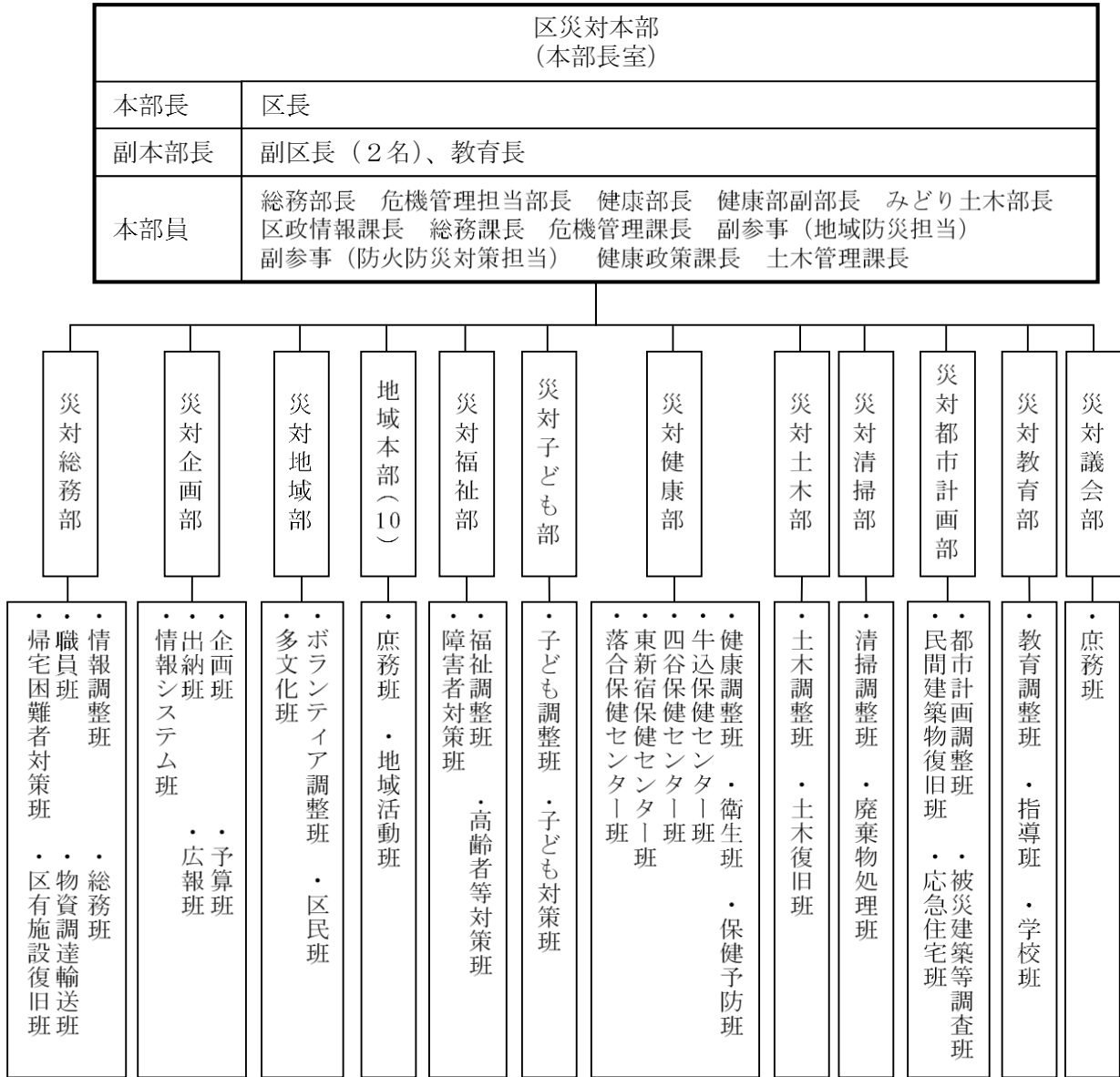
区災対本部は、「新宿区災害対策本部運営要綱」の規定に基づき、区長が設置する。震災時は要綱第3条により「区の地域において地震が発生した場合」、震災時以外は要綱第24条により「区の地域において台風、集中豪雨等に伴う洪水、浸水等により水害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、又はその他の災害が発生した場合」において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに設置する。区災対本部は、本庁舎に設置し、本庁舎の機能に事故があるときは、防災センターに設置する。各部長は本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部設置を要請することができる。総務部長は要請があった場合、区長の職務代理の順序が第1順序である副区長と協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。ただし、区長と連絡がとれないときは、次に掲げる順位で本部の設置を専決する。

- 第一順位 区長の職務代理の順序が第1順序である副区長
- 第二順位 区長の職務代理の順序が第2順序である副区長
- 第三順位 教育長
- 第四順位 総務部長

また、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生し、本部設置の必要がある場合で区長等に連絡がとれないときは、防災対策要員（課長級以上の宿日直）が本部の設置を専決する。

なお、区の地域について災害が発生するおそれなくなったと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区災対本部を廃止する。

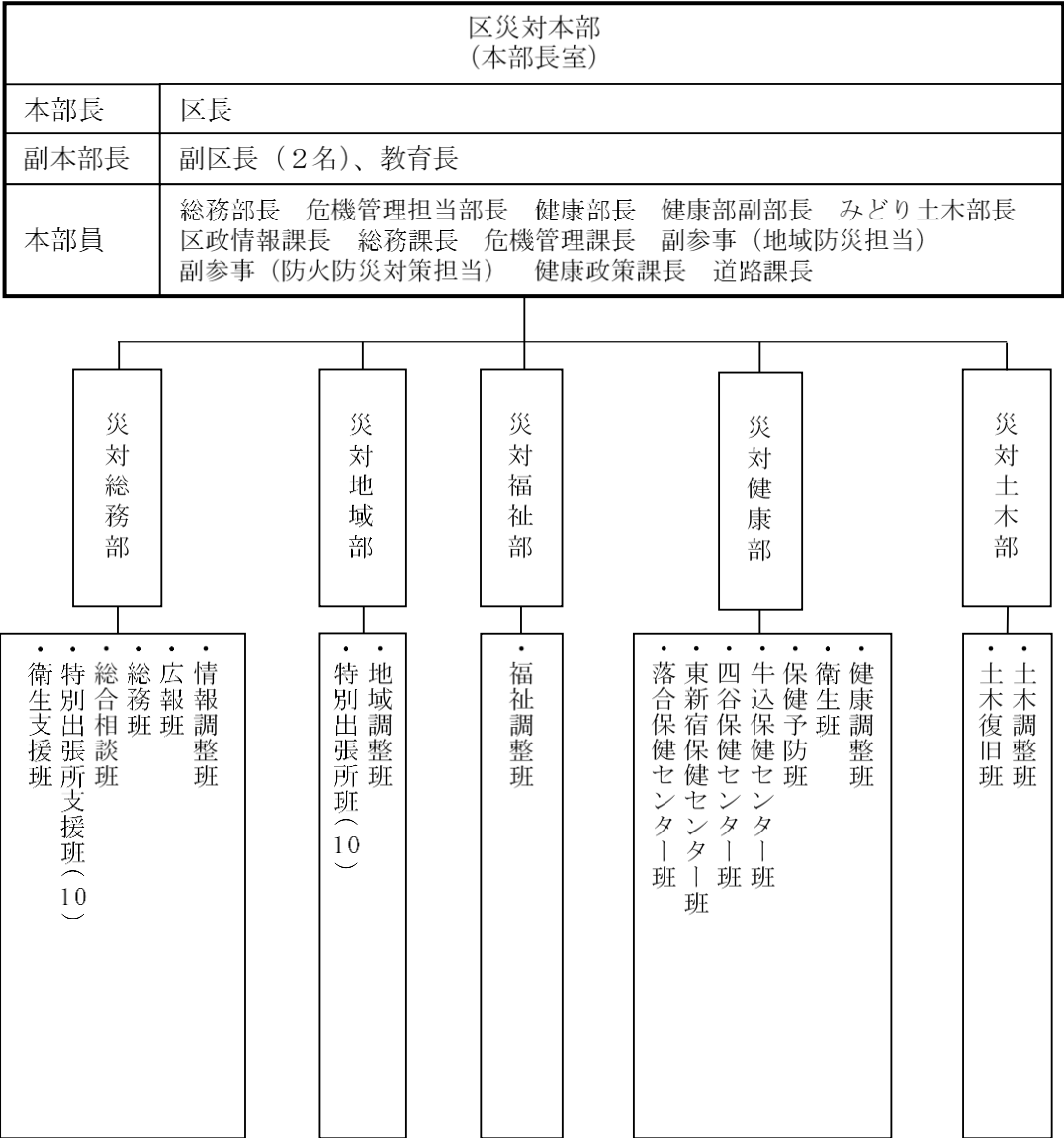
第4章 業務継続体制の確保
第1節 区災対本部の設置



※ 本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

本部調整会議	
本部長室構成員	各部長 (本部長室構成員である部長を除く)
部長補佐 (本部長室構成員である部長補佐を除く)	地域本部長 (必要に応じて招集)

図 4.1 区災対本部の組織体制（震災時）



※ 本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

本部調整会議	
本部長室構成員	各部長 (本部長室構成員である部長を除く)
部長補佐 (本部長室構成員である部長補佐を除く)	

図 4.2 区災対本部の組織体制（震災時以外）

2 権限の代行

区では、通常は「新宿区事案決定規程」に定められた組織のもとで意思決定を行い、権限・委任・補助執行等を行うものとしている。ただし、災害発生時には、指揮命令系統を確立して迅速かつ適切な意思決定を行うために、管理者等の不在・連絡不通に備えて権限代行等についてあらかじめ検討し、定めておく必要がある。

区災対本部の権限代行については、「新宿区災害対策本部条例施行規則」に定められており、以下のとおりとなっている。

- 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する（順序は職務代理の順序が第1順序である副区長、職務代理の順序が第2順序である副区長、教育長とする）。
- 前項に掲げる者に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 総務部長にも事故があるときは、「新宿区組織条例」（昭和49年新宿区条例第3号）に定める部の順序で、部長（総務部長を除く）がその職務を代理する。

3 本部長室の開設

本部長室は、本庁舎三階の庁議室に開設する。ただし、本庁舎の機能に事故があるときは、防災センターに開設する。本部長室は、本部の非常配備態勢に関すること、重要な災害情報の収集及び伝達に関すること、避難の指示に関すること等の基本方針を審議し、策定する。災対各部長は、分掌する事務について、本部長室に付議する事項が生じたときは、付議依頼書を災対総務部長に提出し、本部長室に付議する。

本部長は、本部長室の指示及び各部との連絡調整等を図る必要があるとき、又は災対各部長から災対総務部長を通じて要請があったときは、本部調整会議を開く。

4 本部調整会議の開催

本部長は、本部長室の指示及び各部との連絡調整等を図る必要があるとき、又は災対各部長から災対総務部長を通じて要請があったときは、本部調整会議を開催する。1回目の本部調整会議は、区災対本部の設置から1時間後を目途に開催し、災対各部との連絡調整及び情報伝達等を図り、全庁の総合調整や対処方針の決定を行う。「通常業務」の段階的な再開、区災対本部の廃止及び区震災復興本部の設置等、区の態勢に係る事項は、適宜、本部調整会議で調整又は共有を図る。

5 「新宿区BCP」の発動基準

緊急時において、策定されたBCPを有効に機能させるためには、BCPの発動基準を明確にしておくことが重要となる。「新宿区BCP」では、「新宿区災害対策本部運営要綱」に基づき、区災対本部を設置し、本部長が必要であると認めたときに、BCPを発動するものとする。

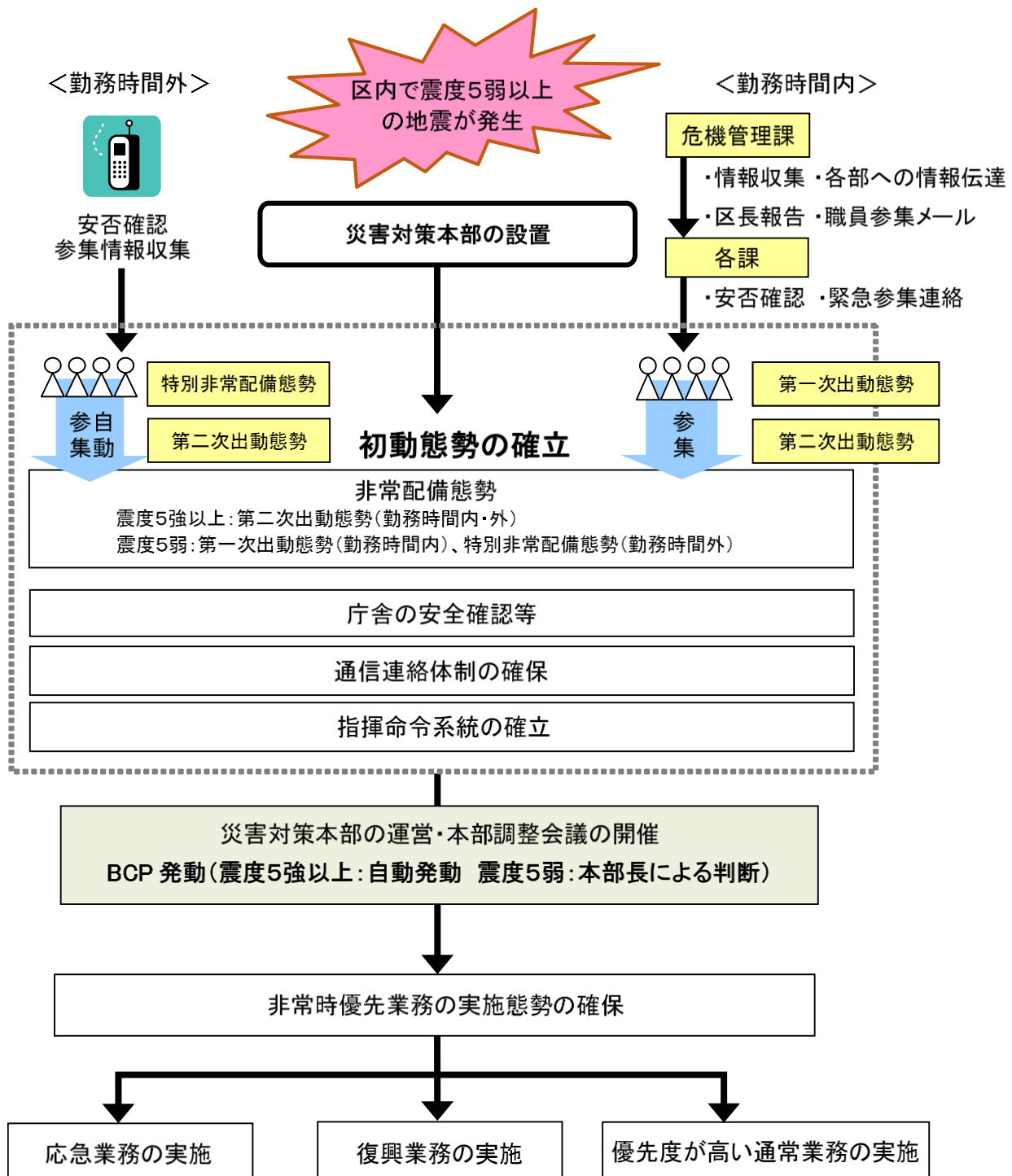
ただし、震災時の第二次出動態勢をとる場合には、区災対本部の設置とともに発動されるものとする。BCPが発動されると、本計画に従って「非常時優先業務」の実施態勢を確保し、あらかじめ

め定められた手順により業務を遂行する。業務遂行にあたっては、「非常時優先業務」に必要な資源の被災状況などを確認し、ボトルネックへの対応及び業務の迅速な実行を図るものとする。

（図 4.3 初動態勢の確立から「非常時優先業務」実施の流れ（震災時）、図 4.4 初動態勢の確立から「非常時優先業務」実施の流れ（震災時以外）参照）

第2節 初動態勢の確立

災害発生後、人命救助等の「応急業務」を中心とした「非常時優先業務」を一刻も早く実施するために、以下の流れに沿って迅速に初動態勢を確立することが重要となる。



※本庁舎機能に支障が発生している場合は、防災センター・代替庁舎への移動を検討する。

図 4.3 初動態勢の確立から「非常時優先業務」実施の流れ（震災時）

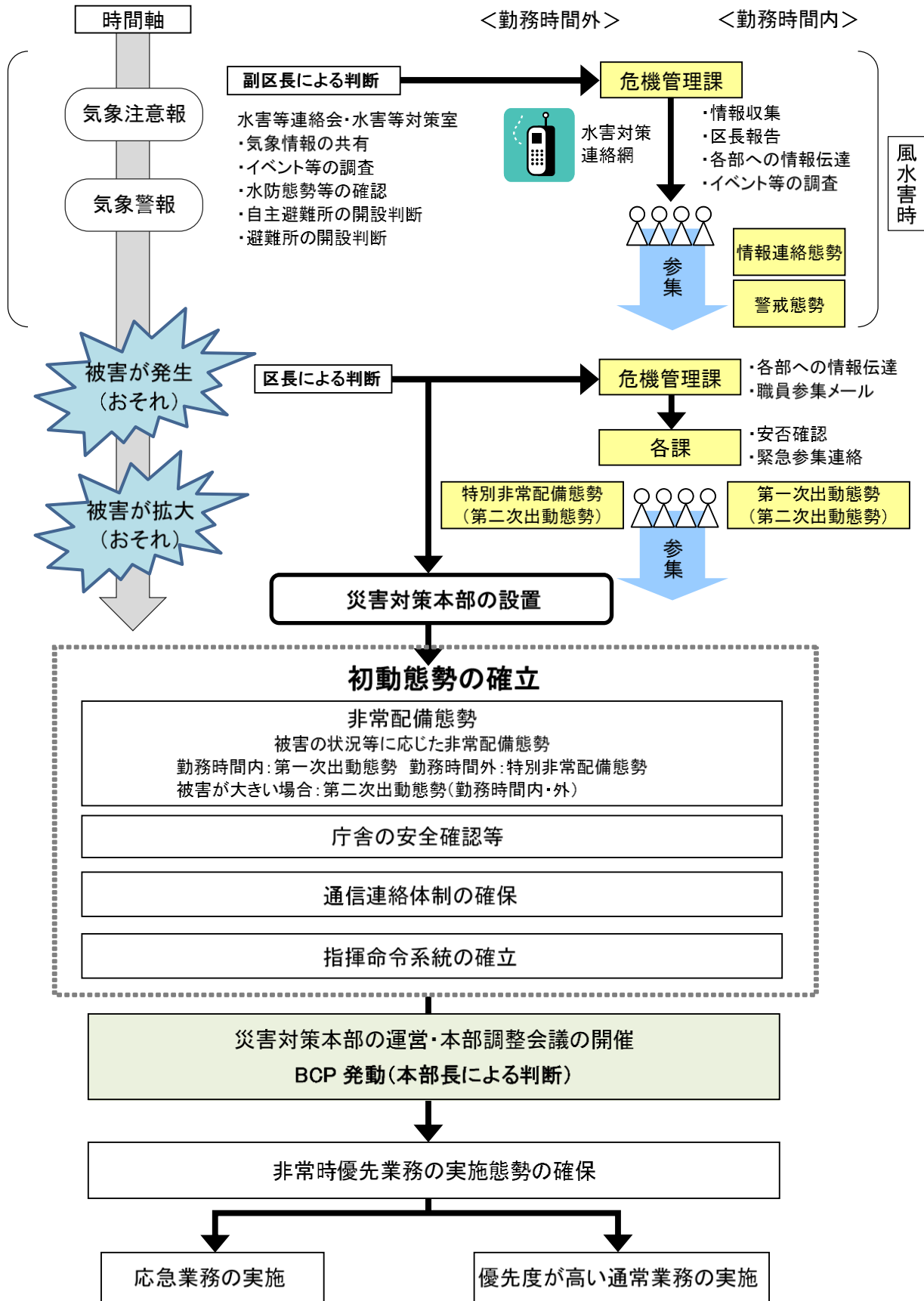


図 4.4 初動態勢の確立から「非常時優先業務」実施の流れ（震災時以外）

1 非常配備態勢要員の参集

(1) 非常配備態勢

区では、区災対本部の運営に関する基本的事項として「新宿区災害対策本部運営要綱」により、区災対本部の非常配備態勢を定めている。職員の配備態勢は、「震災時」（表 4.1 震災時の態勢）と「震災時以外」（表 4.2 震災時以外の態勢）を定め、地震は「震災時」の態勢、風水害及び火山噴火は「震災時以外」の態勢をとり対応にあたる。

また、「新宿区水害時等態勢要綱」により、災害対策本部設置以前、又は設置に至らない風水害時等の態勢及び活動に関して、水防態勢（表 4.3 水防態勢）を定め、事前対策を講じることとしており、情報連絡態勢で水害等連絡会、警戒態勢で水害等対策室を設置する。配備態勢の特例として、副区長は、水害等連絡会及び水害等対策室において、風水害の状況その他により必要と認めたときは、第一次出動態勢要員の一部に対し、配備態勢の指令を発することができ、水害等連絡会で配備態勢の指令を発したときは、速やかに水害等対策室を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表の連絡を受けた場合も水防態勢に準じて情報収集等を行う。

表 4.1 震災時の態勢

種別	時期	態勢
第一次出動態勢	新宿区内で震度5弱以上の地震が発生したとき。	情報の収集・伝達及び応急対策の準備に対処できる態勢とする。
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき。	被害状況調査及び応急対策活動に対処できる態勢とする。
第二次出動態勢	震度5強以上の地震が発生したとき。	本部の全力をもって対処する態勢とする。

（出典：新宿区災害対策本部運営要綱 第9条（配備態勢の種別））

表 4.2 震災時以外の態勢

種別	時期	態勢
第一次出動態勢	被害が発生するおそれがあり、若しくは現実に被害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき。	災害の防御及び救援・救護活動に直ちに対処できる態勢とする。
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外に被害が発生するおそれがあり、若しくは現実に被害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき。	被害状況調査及び応急対策活動に対処できる態勢とする。
第二次出動態勢	被害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合、若しくは新宿区内の広範囲にわたって特別警戒が必要な場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき。	拡大した災害に直ちに対処できる態勢とする。

（出典：新宿区災害対策本部運営要綱 第29条（配備態勢の種別））

表 4.3 水防態勢

種別	時期	態勢
情報連絡態勢	雷、大雨若しくは洪水に関する気象注意報が発令され、降雨量や雲の動きから今後更に気象情報の収集及び注意が必要な場合、若しくは台風の接近に伴い情報連絡が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき※。	情報の収集・伝達及び警戒態勢の準備に対処できる態勢とする。
警戒態勢	雷に関する気象注意報若しくは大雨又は洪水に関する気象警報が発令され、短時間に相当量の降雨が予測される場合、若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき※。	情報の収集・伝達及び応急対策の準備ができる態勢とする。

※ 南海トラフ地震臨時情報発表の連絡を受けた場合も水防態勢に準じて情報収集等を行う。

(出典：新宿区水害時等態勢要綱 第4条（配備態勢）)

(2) 職員の参集体制

震災時は表 4.4 職員の参集原則（震災時）に従い、風水害はある程度の事前予測が可能なため、必要な職員はあらかじめ参集することとし、風水害時の参集場所は所属長の指示によるものとする。

- 区職員は、「緊急時職員参集システム」に安否情報等を登録の上で、参集場所に参集する。
- 参集に当たっては、電車等の公共交通機関の利用が困難となることが見込まれるため、原則、徒歩又は最も早く到着可能な手段により参集する。
- 次に掲げる事由により直ちに参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、参集を妨げる事由が解消し、又は対処に目途が立ち次第参集する。
 - ・ 家族等の死亡に伴う葬祭等を行う必要があるとき
 - ・ 職員が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
 - ・ 家族等が負傷し、治療又は入院の必要がある場合で、当該職員の看護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき
 - ・ 同居する高齢者、乳幼児等を預けることが困難な場合で、当該職員の介護や監護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき

第4章 業務継続体制の確保
第2節 初動態勢の確立

表 4.4 職員の参集原則（震災時）

種別	非常配備態勢要員	参集場所
【勤務時間内】 第一次出動態勢	・あらかじめ指定された職員	所属長の指示により指定された場所（災対各部）に参集
【勤務時間外】 特別非常配備態勢※1	・新宿区内に居住する職員 ・管理職 ・総務部総務課職員 ・危機管理担当部危機管理課職員	速やかに指定された場所（災対各部）に自動参集
第二次出動態勢	・全職員※2	【勤務時間内】 所属長の指示により指定された場所（災対各部）に参集 【勤務時間外】 速やかに指定された場所（災対各部）に自動参集

※1 勤務時間外に震度5弱の地震が発生し、特別非常配備態勢をとった場合、翌勤務時間内で第一次出動態勢への移行を検討する。

※2 「通常業務」について、「優先度が高い通常業務」に必要な人員を確保するとともに、「優先度が低い通常業務」の休止等の対応が生じることにも留意し、参集する。

2 庁舎の安全確認等

災害発生時には、速やかに「新宿区災害対策本部条例」で定める初動態勢を確立する必要があるが、それと同時に、「消防法」に基づき設置する自衛消防組織による活動を行う必要がある。自衛消防組織による活動は、初期消火、避難誘導、応急救護、通報連絡（情報）といった人命救助等に直結するものである。したがって、発災直後は、自衛消防活動を優先しながらも、並行して災害対策本部態勢を確立していく。

（１）庁舎の安全確認

「非常時優先業務」の実施拠点として、第一に庁舎の安全確認を行う必要がある。

災害発生時には庁舎の安全確認を実施し、被害が発生した場合には、来庁者及び職員の安全確保を前提として、「非常時優先業務」等を実施するために必要な施設機能を復旧させる。

ア 震災対策

本庁舎をはじめ区役所職員が勤務する施設については、想定する地震により倒壊するおそれはないが、「非常時優先業務」に従事する執務スペースを確保するため、後発地震（余震）の発生も想定したうえで十分な安全確認を行う。

発災後、災対各班は所管施設の建物被害等について、「施設状況報告書」により整理し、災対各部で集約し、災対総務部情報調整班を通じ、災対総務部区有施設復旧班と共有する。

イ 風水害対策

浸水エリアに所在する区が所管する施設については、浸水の発生のおそれがある段階において、土のうや止水板の準備・設置等により施設内への浸水を予防・抑制し、また必要に応じて装備・機器、車両等を上階や浸水エリア外に退避させるなど、対策を講じる。

（２）来庁者の避難誘導

区役所自衛消防隊などを中心に、来庁者の混乱を防止し安全を確保する。

来庁者を安全な場所へ誘導し、待機させる。来庁者を一時滞在させる場合には、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の資料等を参考にしつつ、場所の提供のみならず要員の配置や巡回を行い、滞在者とのやりとりに対応できるようにし、また「非常時優先業務」等の実施に支障をきたさない滞在場所の範囲を定めるなどして、混乱を回避する。

庁舎から避難が必要となった場合は、来庁者を新宿文化センター等の帰宅困難者一時滞在施設へ避難誘導する。

<参考>大規模地震が発生し、本庁舎からの避難が必要な場合の対応

大規模地震等により本庁舎からの避難が必要となった場合、来庁者及び職員を安全な場所へ避難させるとともに、区災対本部を防災センターに設置し、災害応急活動等を実施する。

(1) 来庁者及び職員の避難誘導

区役所自衛消防隊の誘導により、来庁者及び職員を安全な場所へ一時待避させて状況を確認し、来庁者については、新宿文化センター等の帰宅困難者一時滞在施設に避難誘導する。なお、避難に際し来庁者にはヘルメットを配付する。

※職員はヘルメットを机等に常備

(2) 防災センターへの区災対本部の設置

本庁舎機能が失われた場合、防災センターに区災対本部を設置し、災害応急活動の指揮・命令を行う。

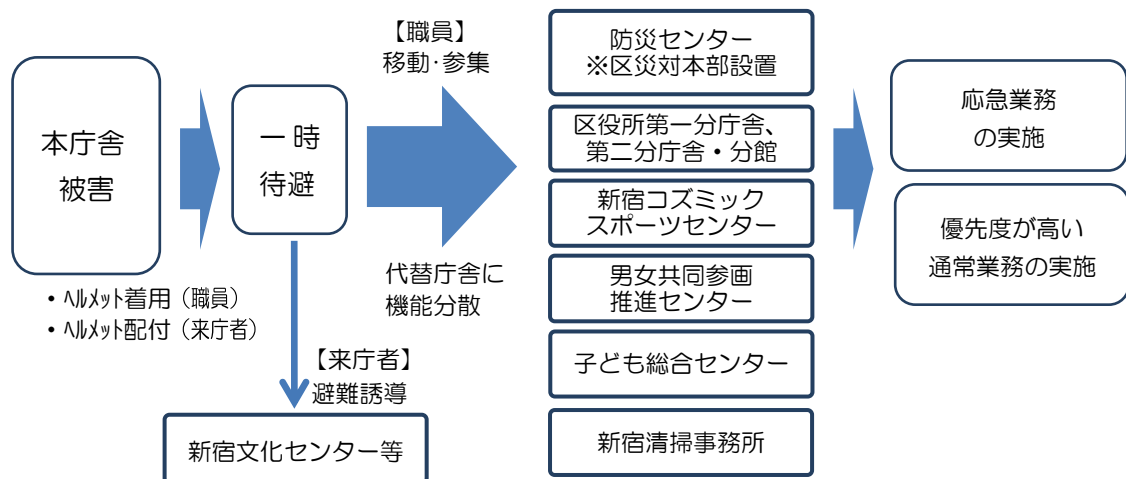
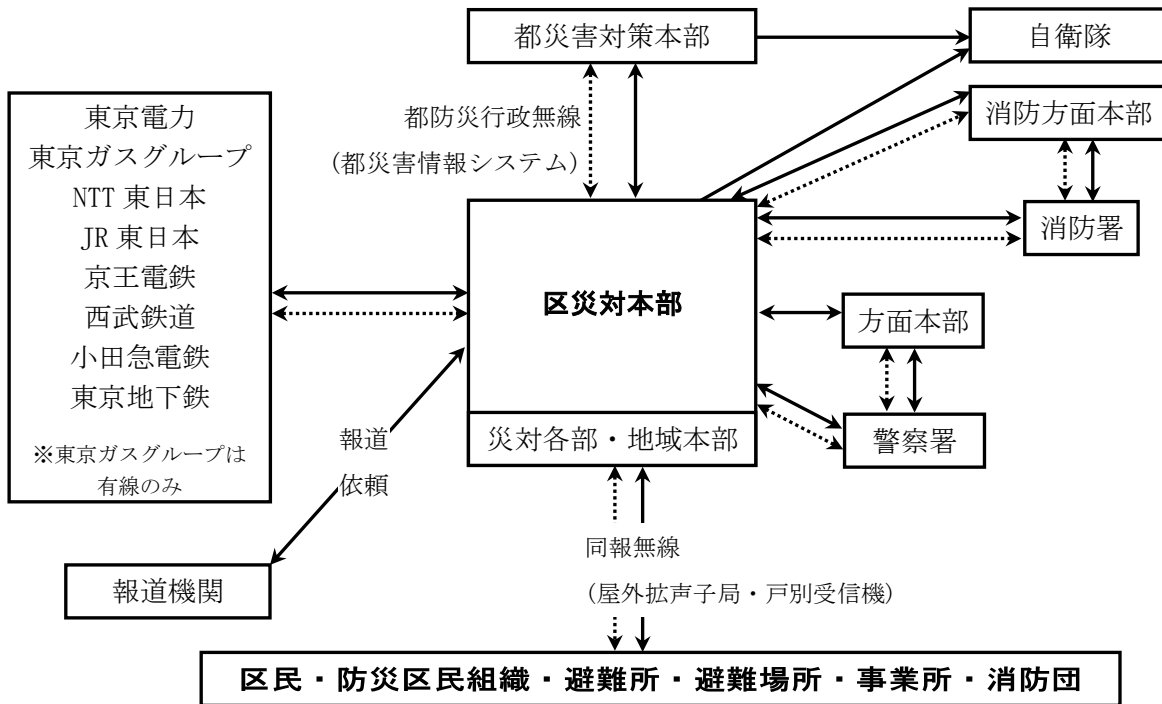
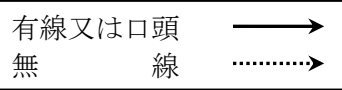


図 4.5 災害発生時の対応の流れ（避難が必要となる場合）

3 通信連絡体制の確立

災害発生後、災対総務部情報調整班を中心に、区民・防災区民組織や都、警察・消防等の防災関係機関、ライフライン企業、報道機関等、各地域本部や庁内各機関との情報連絡体制を迅速に確立させ、被害状況等に関する情報収集活動を開始する。

凡 例



（出典：新宿区地域防災計画（令和5年度修正））

図 4.6 震災時の情報連絡の流れ

4 被災状況に応じた持続可能な態勢の構築

災害対応は、発災時間帯や災害規模等に応じた態勢で対応することとなるが、特に大規模災害の発生直後は、24時間態勢で「非常時優先業務」に従事することが想定されるため、早期に持続可能な態勢を構築することが重要となる。災害対応が長期にわたる場合は、各部等において、早期にローテーションを組むなど、持続可能な態勢を早期に確立する。

ローテーション勤務を決定する際に、災害発生後最初の正規の勤務時間が終了するまでに整理するよう努め、特に夜間の休憩時間を十分に確保するなど、職員の健康維持に配慮する。本部調整会議等において、各部等にも持続可能な態勢構築を指示する。

災害対策本部等は、被害への対応状況等を踏まえ、必要に応じて、態勢の維持・縮小、業務密度の低い部署から高い部署への配置転換の必要性等を判断する。「非常時優先業務」に従事する必要がある職員については、引き続きローテーション勤務で対応する。また、配置転換の必要があると判断した場合、配置転換を命じられた職員は、配置転換後の業務が決定されるまでの間、

第4章 業務継続体制の確保

第2節 初動態勢の確立

職場待機し、配置転換後は、ローテーション勤務で対応する。

なお、「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえ、交通機関の停止が長期にわたると想定される場合、原則として発災後3日間は庁舎内に待機する。

「非常時優先業務」に従事しない職員及びローテーション勤務において非番となる時間帯に当たる職員については、交通機関の運行状況等を踏まえ帰宅可能とするが、帰宅することが困難な場合は職場内等で休憩する。職場内等で休憩するに当たり、会議室や執務室における休憩スペースを定め、「非常時優先業務」に専念できるための環境整備に努める。災害対応が長期にわたることが想定される場合、各部等は、早期に24時間以上の休憩を交代で与えるなど、自宅の被害状況の確認等に戻れるように配慮する。

＜ローテーション勤務の考え方＞

- 24時間対応の場合、勤務時間を3分割する3交代制と、2分割する2交代制とが主として考えられる。
- 勤務時間外の発災の場合など、特に「非常時優先業務」に従事する職員が少ない発災当初は、参集時刻が遅い職員を最初の交代要員として指定し、ローテーションを組むなど、従事可能な職員を可能な限り継続的に確保できるよう工夫することが求められる。
- 発災当初など、夜間であっても対応する業務が多く、従事可能な職員数が少ない場合には、1日11時間勤務で休憩時間2時間とするなど、2班2交代制による勤務が考えられる。
- 2班2交代制による勤務は、特に参集職員数の少ない時期に有効であるが、長期にわたり24時間対応が必要となることが見込まれる場合には、早期に4班3交代制に移行するなど、職員の休日についても考慮する必要がある。

【3交代制勤務の例】

正規の勤務時間である1日7時間45分勤務を基に休憩時間を1時間とし、4班3交代制による勤務を考えた場合、勤務時間の重複する45分間については、引継ぎ時間として確保し、円滑な業務遂行が可能となるよう配慮する必要がある。

＜勤務ローテーション例（3交代制勤務）＞

①	8:30～17:15	
②		16:30～25:15
③		24:30～9:15

※ 公共交通機関が動いているときには、終電の時間を考慮してシフトを組むなど、柔軟に対応することが重要。

＜4班3交代制勤務のシフト例＞

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
8:30～17:15	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班
16:30～25:15	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班
24:30～9:15	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班
休日	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班

※ 対応する職員が不足し、休日を考慮したローテーションを組むことが困難な場合であっても、各業務を担当する全職員が、常時対応しなければいけない状況とは限らない。各業務の特性に応じて、可能な限り交代で休憩が取れるよう、所属長や班長などが配慮することが、長期にわたる災害対応においては重要。

（出典：都計画（令和5年11月）より一部加工）

第3節 区震災復興本部の設置

区の地域が震災により被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民の生活の再建及び安定に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、「新宿区震災復興本部の設置に関する条例」及び「新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則」に従って区震災復興本部を設置し、震災復興本部長（区長）の統括のもと対応にあたる。

1 区災対本部と区震災復興本部の関係

区災対本部は、「災害対策基本法」に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、防災の推進（予防、応急復旧）を図るために設置するものであり、「応急業務」を主な対象事業としている臨時的な組織である。一方、区震災復興本部は、被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民の生活の再建及び安定に関する事業を迅速かつ計画的に実施するために設置する、中・長期的な組織となる。

これら2つの本部は目的と機能が異なるが、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から、質的な変化を伴いつつ連続的に、徐々に進行していくものであるため、区災対本部が実施する業務についても、震災復興に関係、影響するものについては、両本部が緊密に連携しながら処理する必要がある。

区災対本部を廃止する際、継続して業務を行う必要がある「応急業務」等は区震災復興本部に引き継いで業務を行う。

2 本計画と震災復興マニュアルの関係

本計画で対象とする「復興業務」は、「新宿区震災復興マニュアル」で定めている「復興業務」のうち、概ね発災から2か月以内の「復興業務」を対象とする。また、「新宿区震災復興マニュアル」で定めている「復興業務」のうち、「応急業務」と重複する業務は「応急業務」として整理している。発災から2か月後以降の「復興業務」は「新宿区震災復興マニュアル」に基づき、実施する。

発災	3日	1週間	2週間	1か月	6か月	1年～
----	----	-----	-----	-----	-----	-----

【区災対本部】設置

【区震災復興本部】設置

(区災対本部の縮小・廃止、
区震災復興本部へ引継ぎ)

区災対本部	
本部長	区長
副本部長	副区長（2名）、教育長
本部員	総務部長、危機管理担当部長、健康部長、健康部副部長、みどり土木部長、区政情報課長、総務課長、危機管理課長、副参事（地域防災担当）、副参事（防火防災対策担当）、健康政策課長、土木管理課長

連携

区震災復興本部	
本部長	区長
副本部長	副区長（2名）、教育長
本部員	復興部各部長

災対総務部
災対企画部
災対地域部
地域本部(10)
災対福祉部
災対子ども部
災対健康部
災対土木部
災対清掃部
災対都市計画部
災対教育部
災対議会部

復興総合政策部
復興総務部
復興危機管理担当部
復興地域振興部
復興文化観光産業部
復興福祉部
復興子ども家庭部
復興健康部
復興みどり土木部
復興環境清掃部
復興都市計画部
復興会計室
復興教育部
復興選挙管理部
復興監査部
復興議会部

図 4.7 区災対本部と区震災復興本部の関係図

第4節 実施体制の確保

1 実施体制の確保状況

(1) 職員の参集予測

ア 参集予測と分析の基本的な考え方

本計画では、夜間・休日等の勤務時間外に首都直下地震が発生したことを想定し、正規職員、再任用職員（フルタイム・短時間）及び都費の教職員等の3,840人の職員（令和6年4月1日時点）を対象として参集予測を実施した。

なお、風水害はある程度の事前予測が可能なため、あらかじめ必要な職員が参集できている前提とし、参集予測は行わないこととした。

震災時の参集予測にあたり、職員の居住地と参集先の距離（直線距離）から徒歩参集等にかかる時間を算出するとともに、東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）をもとに、緊急輸送道路沿道の建築物倒壊や延焼火災、生活道路となる細街路の閉塞状況など、首都直下地震による被害の状況等も踏まえ、厳しい参集条件による試算を行い、分析した。

なお、以下に該当する職員は対象外としている。

- ① 育児休業代替任期付職員
- ② 臨時的任用職員
- ③ 会計年度任用職員
- ④ 派遣職員（育児休業職員の代替等）
- ⑤ 配偶者同行休業取得者
- ⑥ 外部団体への派遣職員

イ 参集予測のための条件設定

① 参集速度

夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し徒歩参集の場合、最大2km/hとする。野営はしないものとし、1日の徒歩時間は、10時間を目途とする。

② 参集困難：公共交通機関の運行停止

本庁舎から20km圏外は徒歩参集が困難とする。20km圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1週間以降）に順次参集するものとする。

③ 参集困難：職員の被災・居住地域の被災

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）及び「都計画」（令和5年11月）を踏まえ、重傷者は1か月以降も参集不可とする。

なお、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生している甚大な被害が発生するエリアに居住する職員は3日以内の参集は困難とし、消火活動等により4日以降、順次参集する。1か月经過した時点でも2%は参集できないものとする。

④ 参集困難：地震による混乱

3日以内の各時間帯における参集対象者の20%を参集困難とし、4日以降に順次

参集を開始する。1 か月経過した時点でも2 %は参集できないものとする。

⑤ 参集困難：家族の被災

2 週間以内の各時間帯における参集対象者の10%を参集困難とし、2 週間以降に順次参集を開始する。1 か月経過した時点でも2 %は参集できないものとする。

表 4.5 試算のための条件設定一覧

参集目途 (時間)	参集距離	参集手段		参集状況		
		徒歩	電車等	負傷	混乱	家族被災
3 時間以内	6 km 圏内	●	—	甚大な被害が発生するエリア内の職員は3 日間参集困難	3 日以内の各時間帯における参集対象者の20%が参集困難	2 週間以内の各時間帯における参集対象者の10%が参集困難
12 時間以内	20km 圏内	●	—			
24 時間以内	20km 圏内	●	—			
3 日以内	20km 圏内	●	—			
1 週間以内	—	●	—	—	—	—
2 週間以内	20km 圏外	※	●	—	—	
1 か月以内			●	—	—	
1 か月以降			●	—	—	

※ 災害発生後でも稼働している公共交通機関により20 km圏内のエリアまで移動できる職員は、その地点から徒歩参集

ウ 職員参集予測結果の分析

- 職員参集予測結果は表 4.6 時間ごとの職員参集予測、図 4.8 時間ごとの職員参集予測のとおりである。
- 建物の倒壊や延焼火災、道路の閉塞、公共交通機関の運行停止、家族や職員自身の被災等の影響により、参集状況は、3 日後で全職員の約4 割程度、1 週間後においても、約6 割程度との試算結果となった。
- 厳しい一定の条件に基づく試算であるため、実際の状況とは異なるが、「非常時優先業務」を実施するために必要な人員が不足することも想定し、本参集予測結果を基礎として、対応策を定めておくことが重要である。

表 4.6 時間ごとの職員参集予測

参集時間	3 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	1 か月以降	参集困難	合計
参集人数(人)	514	1,592	1,592	1,592	2,368	3,186	3,397	3,763	77	3,840
参集率(%)	13.4	41.5	41.5	41.5	61.7	83.0	88.5	98.0	2.0	100.0

※ 徒歩の参集速度は時速2 kmで、徒歩時間は1 日10 時間までとしている。徒歩での参集が10 時間以上要する場合は、20km 圏外の職員として、1 週間後に順次参集することとするため、12 時間以内、24 時間以内、3 日以内の参集率は同じとなっている。

第4章 業務継続体制の確保
第4節 実施体制の確保

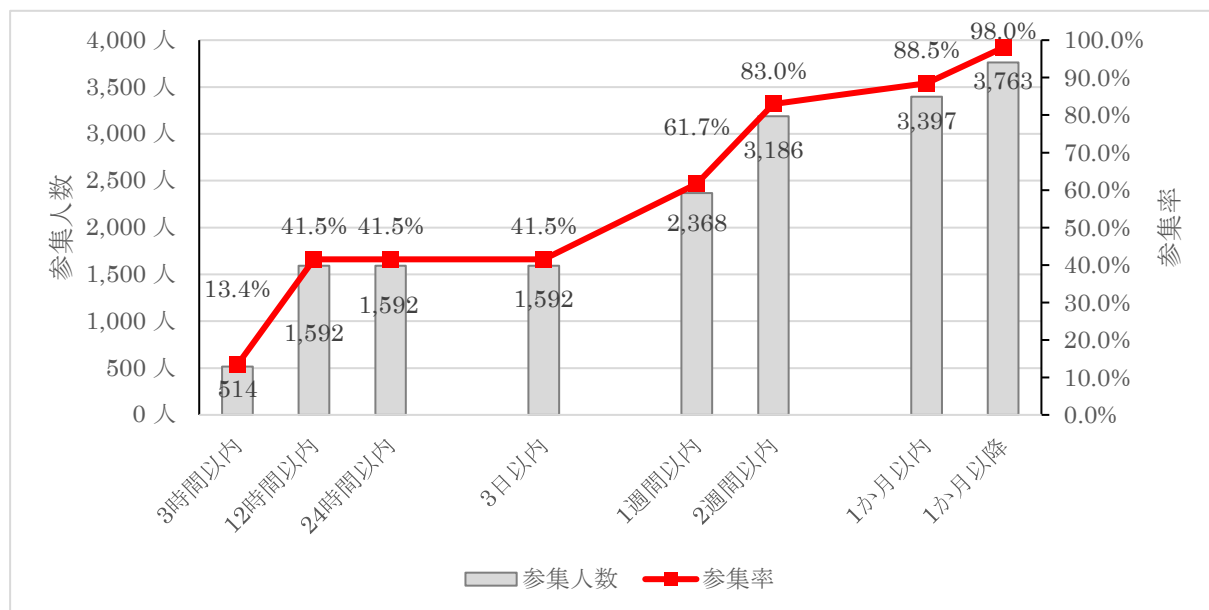


図 4.8 時間ごとの職員参集予測

<参考>本庁舎が被災した場合の代替庁舎までの職員参集予測

開庁時間帯に本庁舎が被災により機能喪失した場合において、職員の勤務場所と代替庁舎の距離（直線距離）から徒歩参集にかかる時間を算出して職員参集予測を実施した。代替庁舎は新宿区内に立地する区有施設であり、新宿区内の移動（5km以内）となるため、時間軸を「移動なし／10分後／30分後／1時間後／2時間後」とした。また、怪我人が発生しない前提とし、移動しない職員（移動不要な職員が75.7%、残り24.3%の職員が移動）についても考慮するものとした。代替庁舎は表 5.5 本庁舎機能喪失時の移転のとおり。

表 4.7 本庁舎が被災した場合の職員参集予測

参集時間	移動なし	10分後	30分後	1時間後	2時間後	合計
参集人数 (人)	2,907	3,373	3,373	3,794	3,840	3,840
参集率 (%)	75.7	87.8	87.8	98.8	100.0	100.0

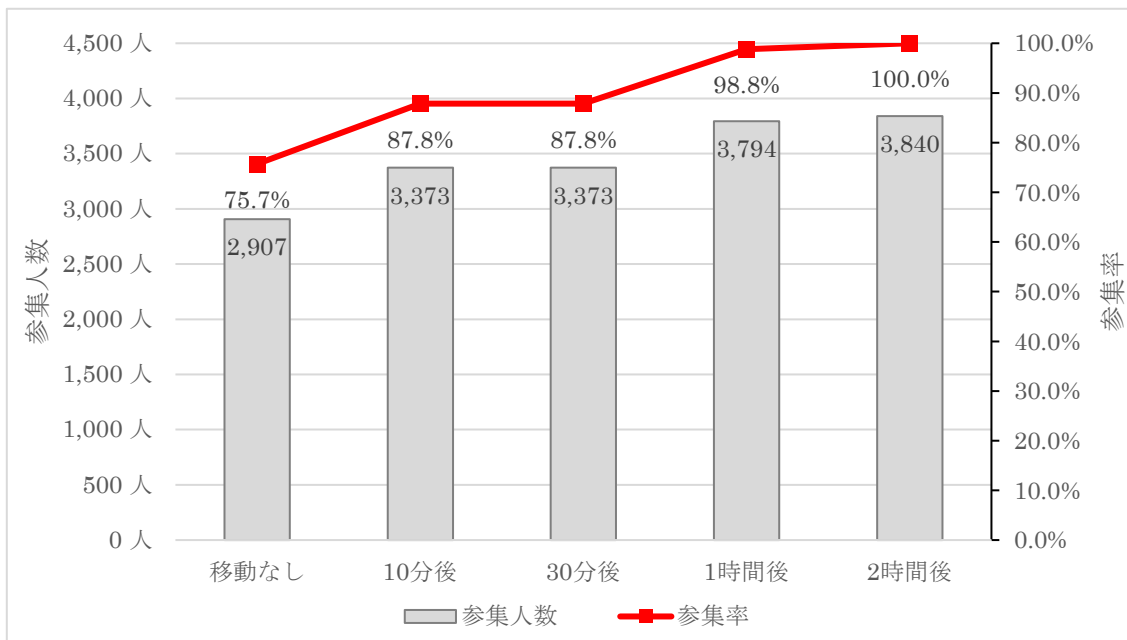


図 4.9 時間ごとの本庁舎が被災した場合の職員参集予測

第4章 業務継続体制の確保

第4節 実施体制の確保

(2) 「非常時優先業務」に必要な職員数

「非常時優先業務」を実施するために必要な職員数が不明であれば、事前に計画を立て、災害に備えることはできないことから、発災当日から1か月以降（2か月以内）までに実施する「非常時優先業務」に必要な職員数を「0.1」人単位で算出し、計上した（詳細な内訳は、「資料編第1節 業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数の優先順位内訳（P.109）」を参照）。

ア 地震

(ア) 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数

業務開始目標時間別、業務区分別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数は、

表 4.8 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

表 4.8 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数

必要な職員数 (人)		3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「応急業務」		2,149.7	1,993.5	2,173.3	2,659.3	2,598.4	2,371.9	2,151.1	1,466.1
「復興業務」		—	—	—	—	—	60.3	41.6	54.2
「優先度が高い通常業務」	特定状況を有しない業務	610.3	624.5	630.9	654.1	676.2	710.0	717.3	727.3
	特定状況を有する業務含む	687.9	703.8	711.5	736.6	759.1	792.9	796.8	806.3
合計	特定状況を有しない業務	2,760.0	2,618.0	2,804.2	3,313.4	3,274.6	3,142.2	2,910.0	2,247.6
	特定状況を有する業務含む	2,837.6	2,697.3	2,884.8	3,395.9	3,357.5	3,225.1	2,989.5	2,326.6

(イ) 「応急業務」の実施に必要な職員数

表 4.8 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のうち「応急業務」について、
発災当日から1か月以降（2か月以内）までに必要な職員数は、災対各部において表

4.9 「応急業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

表 4.9 「応急業務」の実施に必要な職員数

災対部名	「応急業務」の実施に必要な職員数（人）							
	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
災対総務部	85.0	96.0	120.0	286.0	246.5	236.5	229.5	200.0
災対企画部	31.0	30.0	34.5	40.0	50.5	49.6	49.4	35.9
災対地域部	8.0	11.0	17.0	43.0	45.0	49.0	65.0	63.0
地域本部	988.0	758.0	741.5	726.9	682.0	513.0	428.0	211.0
災対福祉部	39.6	40.6	101.6	166.1	145.1	131.1	98.6	88.5
災対子ども部	26.7	27.1	38.6	89.4	88.2	56.6	21.6	15.0
災対健康部	100.1	139.2	143.9	168.7	167.7	155.2	125.1	84.0
災対土木部	28.0	49.0	91.0	98.0	42.0	42.0	7.0	4.0
災対清掃部	2.0	2.0	8.0	136.0	205.0	213.0	213.0	210.0
災対都市計画部	5.0	5.0	33.2	54.2	79.2	74.7	64.7	42.7
災対教育部	832.0	833.0	841.0	848.0	845.2	849.2	847.2	512.0
災対議会部	4.3	2.6	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	0.0
合計	2,149.7	1,993.5	2,173.3	2,659.3	2,598.4	2,371.9	2,151.1	1,466.1

第4章 業務継続体制の確保
第4節 実施体制の確保

(ウ) 「復興業務」の実施に必要な職員数

表 4.8 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のうち「復興業務」について、復興本部が設置される発災1週間後から1か月以降（2か月以内）までに必要な職員数は、復興各部において表 4.10 「復興業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

表 4.10 「復興業務」の実施に必要な職員数

復興部名	「復興業務」の実施に必要な職員数（人）							
	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
復興総合政策部	—	—	—	—	—	12.0	7.5	5.5
復興総務部	—	—	—	—	—	2.0	2.0	2.0
復興危機管理担当部	—	—	—	—	—	2.7	3.0	3.0
復興地域振興部	—	—	—	—	—	0.5	0.5	0.5
復興文化観光産業部	—	—	—	—	—	5.0	3.8	5.7
復興福祉部	—	—	—	—	—	1.5	1.6	6.5
復興子ども家庭部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
復興健康部	—	—	—	—	—	14.0	12.0	12.0
復興みどり土木部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
復興環境清掃部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	3.0
復興都市計画部	—	—	—	—	—	22.6	11.2	16.0
復興会計室	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
復興教育部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
復興選挙管理部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
復興監査部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
復興議会部	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
合計	—	—	—	—	—	60.3	41.6	54.2

※ 「復興業務」は、区震災復興本部は震災時に発災から1週間後に設置するため、「2週間以内」、「1か月以内」、「1か月以降」の3つの時間区分で必要な職員数を算出した。

※ 「応急業務」等と重複する「復興業務」は、「応急業務」等を含めて整理するため、本計画では該当業務がない復興部がある。

(エ) 「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数

表 4.8 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のうち「優先度が高い通常業務」について、発災当日から1か月以降（2か月以内）までに必要な職員数は、各部等において表 4.1.1 「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

第4章 業務継続体制の確保

第4節 実施体制の確保

表 4.1.1 「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数

各部等名	「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数（人）							
	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
総合政策部	12.8	12.8	12.8	13.1	13.5	14.2	14.2	13.6
	12.8	12.8	12.8	13.1	13.5	14.2	14.2	13.6
総務部	9.7	9.7	9.7	11.0	11.4	12.1	12.1	13.5
	19.8	19.8	19.8	21.1	21.5	22.2	22.2	23.6
危機管理担当部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
地域振興部	67.9	67.9	67.9	68.2	68.6	69.3	69.3	68.7
	68.4	68.4	68.4	68.7	69.1	69.8	69.8	69.2
文化観光産業部	4.7	4.7	4.7	5.0	5.4	6.1	6.1	5.5
	4.7	4.7	4.7	5.0	5.4	6.1	6.1	5.5
福祉部	48.6	61.8	62.7	75.7	85.9	105.4	112.4	123.1
	52.7	67.6	69.8	84.7	95.3	114.8	118.4	128.6
子ども家庭部	265.5	265.5	265.5	265.8	266.2	266.1	265.8	266.2
	265.5	265.5	265.5	265.8	266.2	266.1	265.8	266.2
健康部	83.8	83.8	83.8	83.8	83.8	83.8	83.8	83.8
	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2
みどり土木部	9.4	10.4	11.4	12.9	15.3	20.2	20.6	22.0
	9.4	10.4	11.4	12.9	15.3	20.2	20.6	22.0
環境清掃部	7.3	7.3	11.3	12.7	13.2	13.9	13.9	13.3
	7.3	7.3	11.3	12.7	13.2	13.9	13.9	13.3
都市計画部	0.1	0.1	0.6	4.8	10.4	14.2	14.4	13.8
	0.1	0.1	0.6	4.8	10.4	14.2	14.4	13.8
会計室	7.0	7.0	7.0	7.3	8.0	8.7	8.7	9.0
	7.5	7.5	7.5	7.8	8.5	9.2	9.2	9.5
議会事務局	4.0	4.0	4.0	4.0	4.3	5.0	5.0	4.4
	5.7	5.7	5.7	5.7	6.0	6.7	6.7	6.1
監査事務局	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
選挙管理委員会事務局	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
教育委員会事務局	89.0	89.0	89.0	89.3	89.7	90.4	90.4	89.8
	124.7	124.7	124.7	125.0	125.4	126.1	126.1	125.5
合計	610.3	624.5	630.9	654.1	676.2	710.0	717.3	727.3
	687.9	703.8	711.5	736.6	759.1	792.9	796.8	806.3

※ 上段：特定状況を有しない業務 下段：特定状況を有する業務含む

イ 風水害

(ア) 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数

業務開始目標時間別、業務区分別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数は、

表 4.12 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

表 4.12 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数

必要な職員数 (人)		3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「応急業務」		556.5	580.5	668.5	682.5	668.0	529.5	443.5	0.0
「優先度が高い 通常業務」	特定状況を 有しない業務	645.7	659.9	661.8	685.4	701.2	721.9	728.9	748.8
	特定状況を 有する業務含む	668.0	683.9	687.1	712.6	728.8	749.5	753.1	772.5
合計	特定状況を 有しない業務	1,202.2	1,240.4	1,330.3	1,367.9	1,369.2	1,251.4	1,172.4	748.8
	特定状況を 有する業務含む	1,224.5	1,264.4	1,355.6	1,395.1	1,396.8	1,279.0	1,196.6	772.5

(イ) 「応急業務」の実施に必要な職員数

表 4.12 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のうち「応急業務」について、発災当日から1か月以降（2か月以内）までに必要な職員数は、災対各部において表 4.13 「応急業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

表 4.13 「応急業務」の実施に必要な職員数

災対部名	「応急業務」の実施に必要な職員数（人）							
	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
災対総務部	198.5	198.5	215.5	203.5	199.5	107.0	85.0	0.0
災対地域部	73.0	73.0	73.0	59.0	49.0	34.0	16.0	0.0
災対福祉部	114.5	114.5	114.5	114.5	113.5	113.5	113.5	0.0
災対健康部	79.5	80.5	91.5	99.5	82.5	47.5	31.5	0.0
災対土木部	91.0	114.0	174.0	206.0	223.5	227.5	197.5	0.0
合計	556.5	580.5	668.5	682.5	668.0	529.5	443.5	0.0

(ウ) 「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数

表 4.12 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数のうち「優先度が高い通常業務」について、発災当日から1か月以降（2か月以内）までに必要な職員数は、各部署において表 4.14 「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数のとおりである。

表 4.14 「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数

各部等名	「優先度が高い通常業務」の実施に必要な職員数（人）							
	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
総合政策部	28.1	28.1	28.1	28.4	28.8	29.2	28.9	28.8
	28.1	28.1	28.1	28.4	28.8	29.2	28.9	28.8
総務部	26.8	26.8	26.8	33.1	33.5	34.2	38.2	43.6
	26.8	26.8	26.8	33.1	33.5	34.2	38.2	43.6
危機管理担当部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
地域振興部	33.4	33.4	33.4	33.7	34.1	34.0	33.7	34.1
	33.4	33.4	33.4	33.7	34.1	34.0	33.7	34.1
文化観光産業部	4.7	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3	5.0	5.4
	4.7	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3	5.0	5.4
福祉部	31.6	44.8	45.7	59.1	69.4	87.4	92.1	104.1
	33.7	48.6	50.8	66.1	76.8	94.8	96.1	107.6
子ども家庭部	476.0	476.0	476.0	476.3	476.7	476.6	476.3	476.7
	476.0	476.0	476.0	476.3	476.7	476.6	476.3	476.7
健康部	29.5	29.5	29.5	29.5	29.5	29.5	29.5	29.5
	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9
みどり土木部	4.8	5.8	6.8	8.3	9.7	10.4	10.8	12.2
	4.8	5.8	6.8	8.3	9.7	10.4	10.8	12.2
環境清掃部	0.4	0.4	0.4	0.7	1.1	1.8	1.8	1.2
	0.4	0.4	0.4	0.7	1.1	1.8	1.8	1.2
都市計画部	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.7	0.4	0.8
	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.7	0.4	0.8
会計室	6.9	6.9	6.9	7.2	7.8	7.7	7.4	7.8
	7.4	7.4	7.4	7.7	8.3	8.2	7.9	8.3
議会事務局	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	1.6	1.6	1.0
	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	1.6	1.6	1.0
監査事務局	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
選挙管理委員会事務局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
教育委員会事務局	2.7	2.7	2.7	3.0	3.4	3.3	3.0	3.4
	3.4	3.4	3.4	3.7	4.1	4.0	3.7	4.1
合計	645.7	659.9	661.8	685.4	701.2	721.9	728.9	748.8
	668.0	683.9	687.1	712.6	728.8	749.5	753.1	772.5

※ 上段：特定状況を有しない業務 下段：特定状況を有する業務含む

(3) 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数と参集予測人員数の比較

ア 地震

夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合における時間ごとの参集予測結果と「非常時優先業務」に必要な職員数とを比較すると、発災から2週間以内は「非常時優先業務」を実施するための人員が不足しており、発災後の必要人員の確保が課題となっていることがわかる。

参集予測人員数は、厳しい参集条件により、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合を想定していることから、実際の状況とは異なるが、特に発災直後の3時間以内は、多くの職員が参集できないことを想定し、「第3章第2節3 「非常時優先業務」における優先順位の設定 (P. 24)」で定める優先順位に従い、特に重要な業務から着手し、概ね2週間を目途にできる限り早期に業務実施環境を整えていく。

なお、発災当初に必要な職員数について、「児童、生徒及び園児の保護・保護者への引渡し」及び「避難所の開設・管理運営」等が含まれている。夜間・休日等の勤務時間外は、児童等への対応が不要となるほか、避難所の開設は地域住民の協力を得る体制を構築していることから、必要な職員数は本想定より過小となる見込みであるが、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合は、多くの職員が参集できず人員が不足するとの厳しい想定のもと対策を講じる。

表 4.15 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数と参集予測人員数の比較（地震）

職員数 (人)	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「非常時優先業務」に必要な職員数 (特定状況を有する業務含む) ※	2,838	2,697	2,885	3,396	3,358	3,225	2,990	2,327
参集予測人員数	514	1,592	1,592	1,592	2,368	3,186	3,397	3,763
差分	<u>△2,324</u>	<u>△1,105</u>	<u>△1,293</u>	<u>△1,804</u>	<u>△990</u>	<u>△39</u>	407	1,436

※ 小数点以下第1位で四捨五入して記載

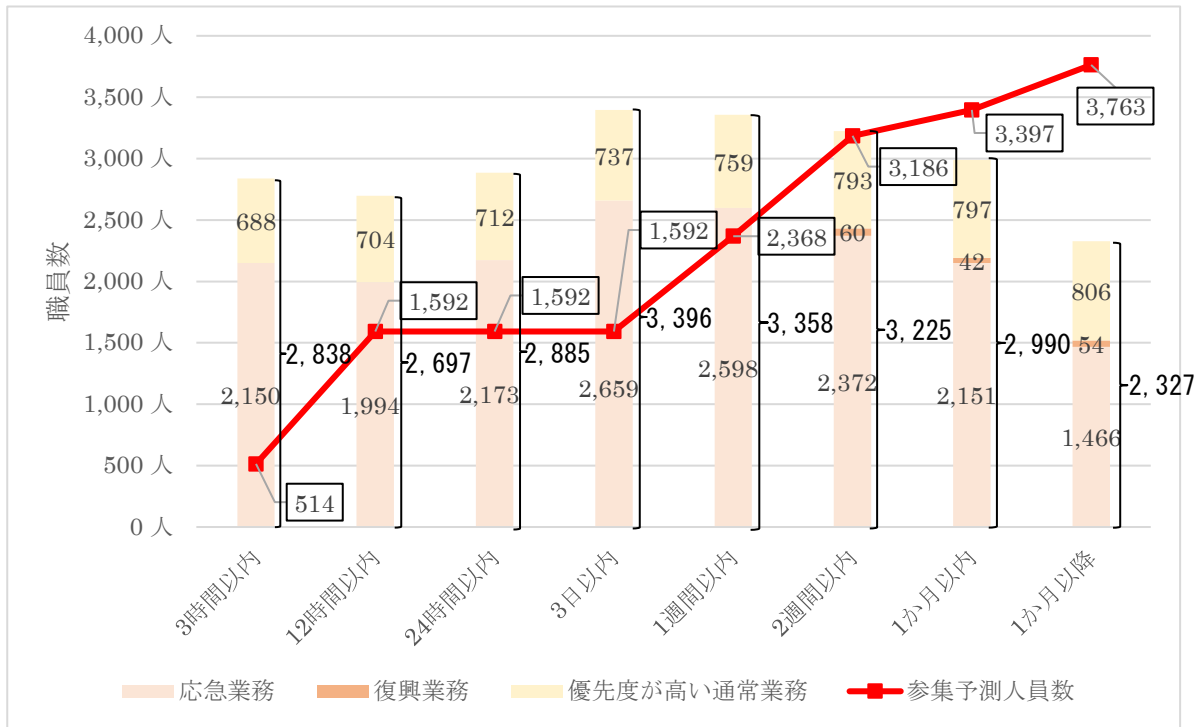


図 4.10 業務開始目標時間別必要な職員数と参考予測人員数の比較（地震）

※ 「応急業務」、「復興業務」、「優先度が高い通常業務」に必要な職員数をそれぞれ小数点以下第1位で四捨五入して記載しているため、合計と一致しない場合がある。

第4章 業務継続体制の確保
第4節 実施体制の確保

イ 風水害

風水害はある程度の事前予測が可能のため、あらかじめ必要な職員が参集できている前提で、「非常時優先業務」に必要な職員数と比較する。発災以降、継続的に必要な職員数を確保できている。

参集人員数について、本計画で対象とする全職員数としているが、「新宿区地域防災計画」において配備態勢拡大の限度を全職員の半数と定めており、半数の1,920人とした場合にも人員は不足しない想定となっている。

なお、本計画で想定する被害の規模・様相を超える風水害が発生し、限度を超えて配備態勢の拡大が必要な場合は、さらなる追加配備を検討する。また、状況によって十分な職員を事前配備することができない場合がある。必要な職員が参集できていない場合には、

「第3章第2節3 「非常時優先業務」における優先順位の設定 (P. 24)」で定める優先順位に従い、特に重要な業務から着手し、できる限り早期に業務実施環境を整えていく。

表 4.16 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数と参集人員数の比較（風水害）

職員数 (人)	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「非常時優先業務」に必要な職員数 (特定状況を有する業務含む) ※	1,225	1,264	1,356	1,395	1,397	1,279	1,197	773
参集人員数	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
差分	2,615	2,576	2,484	2,445	2,443	2,561	2,643	3,067

※ 小数点以下第1位で四捨五入して記載

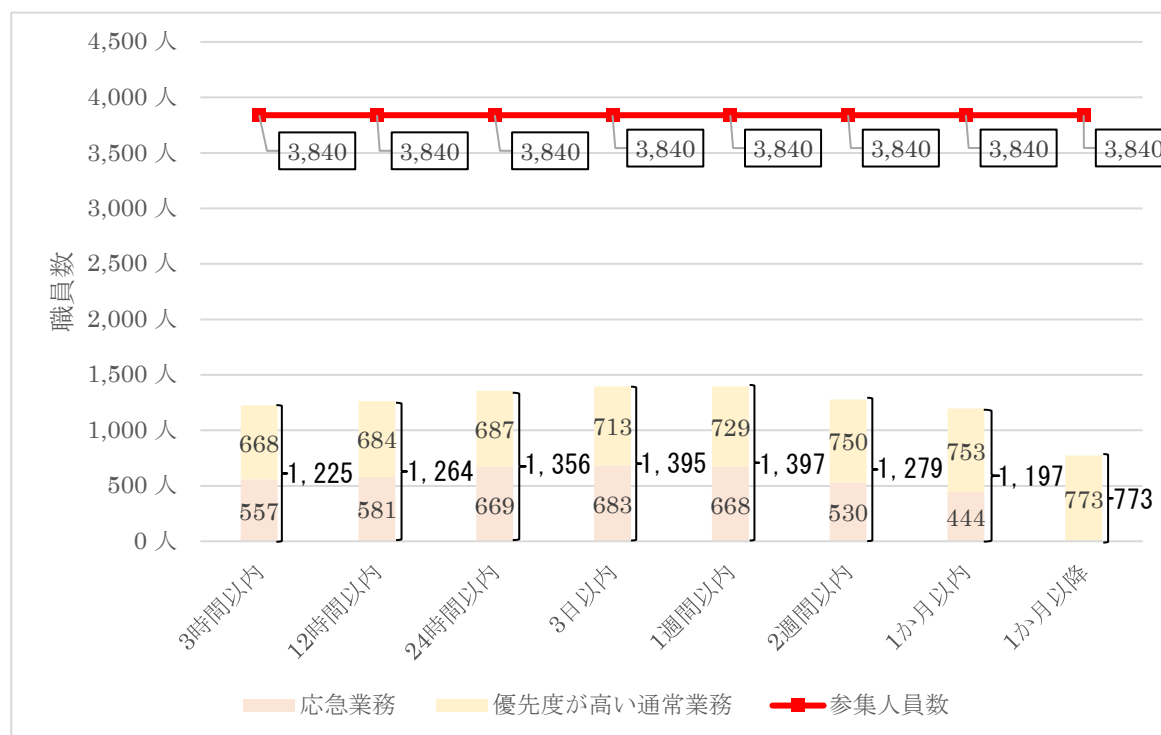


図 4.1.1 業務開始目標時間別必要な職員数と参集人員数の比較（風水害）

※ 「応急業務」、「優先度が高い通常業務」に必要な職員数をそれぞれ小数点以下第1位で四捨五入して記載しているため、合計と一致しない場合がある。

2 「非常時優先業務」の実施及び「通常業務」の再開等

災害発生後は、時間の経過とともに態勢が変化する。災害発生時の「通常業務」の休止から、BCP 発動による「非常時優先業務」の実施、その後の「通常業務」の再開等の手順を整理する。

なお、このような態勢の変化は、一律の対応ができるものではないため、発災時には、本部調整会議での災対各部からの状況報告等を踏まえて、臨機応変に対応する。

(1) 地震

ア 初動態勢の確立

発災後、図 4. 1 2 発災から通常業務再開までの流れ（地震）に沿って初動態勢を確立し、区災対本部を設置・運営する。各部等においては、早期にローテーションを組むなど、持続可能な態勢を早期に確立する（「第4章第2節4 被災状況に応じた持続可能な態勢の構築（P. 51）」参照）。

イ 「通常業務」の休止

各部等は、「非常時優先業務」に選定されていない「通常業務」を休止する。

ウ BCP 発動による「非常時優先業務」（「応急業務」・「優先度が高い通常業務」）の実施

災対各部（「応急業務」）及び各部等（「優先度が高い通常業務」）は、「新宿区 BCP」に基づき「非常時優先業務」を実施する。その際、職員の参集状況と「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（「資料編第1節1 地震（P. 109）」参照）とを比較し、必要人員が不足する場合は、「第3章第2節3 「非常時優先業務」における優先順位の設定（P. 24）」において設定した「非常時優先業務」の優先順位に基づき、優先順位が高い業務から実施し、庁内・庁外からの応援職員の受入を検討する。

エ 震災復興本部の設置及び「非常時優先業務」（「復興業務」）の実施

震災1週間後程度で、区震災復興本部を設置し、災対各部（「応急業務」）及び各部等（「優先度が高い通常業務」）が行う「非常時優先業務」の実施と並行し、復興各部は「復興業務」を実施する。その際、庁内・庁外からの応援職員の受入状況と「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（「資料編第1節1 地震（P. 109）」参照）とを比較し、「第3章第2節3 「非常時優先業務」における優先順位の設定（P. 24）」において設定した「非常時優先業務」の優先順位に基づき、優先順位が高い業務から実施する。

オ 「通常業務」の再開及び区災対本部の廃止

災害発生から2週間後以降、庁内・庁外からの応援職員の受入状況と「応急業務」及び「復興業務」の実施状況とを比較し、「優先度が低い通常業務」についても業務影響度分析の結果を参考にしつつ徐々に業務を再開する。なお、「区災対本部の廃止」を決定した場合は、本部調整会議で共有し、区震災復興本部へ引き継ぐ。

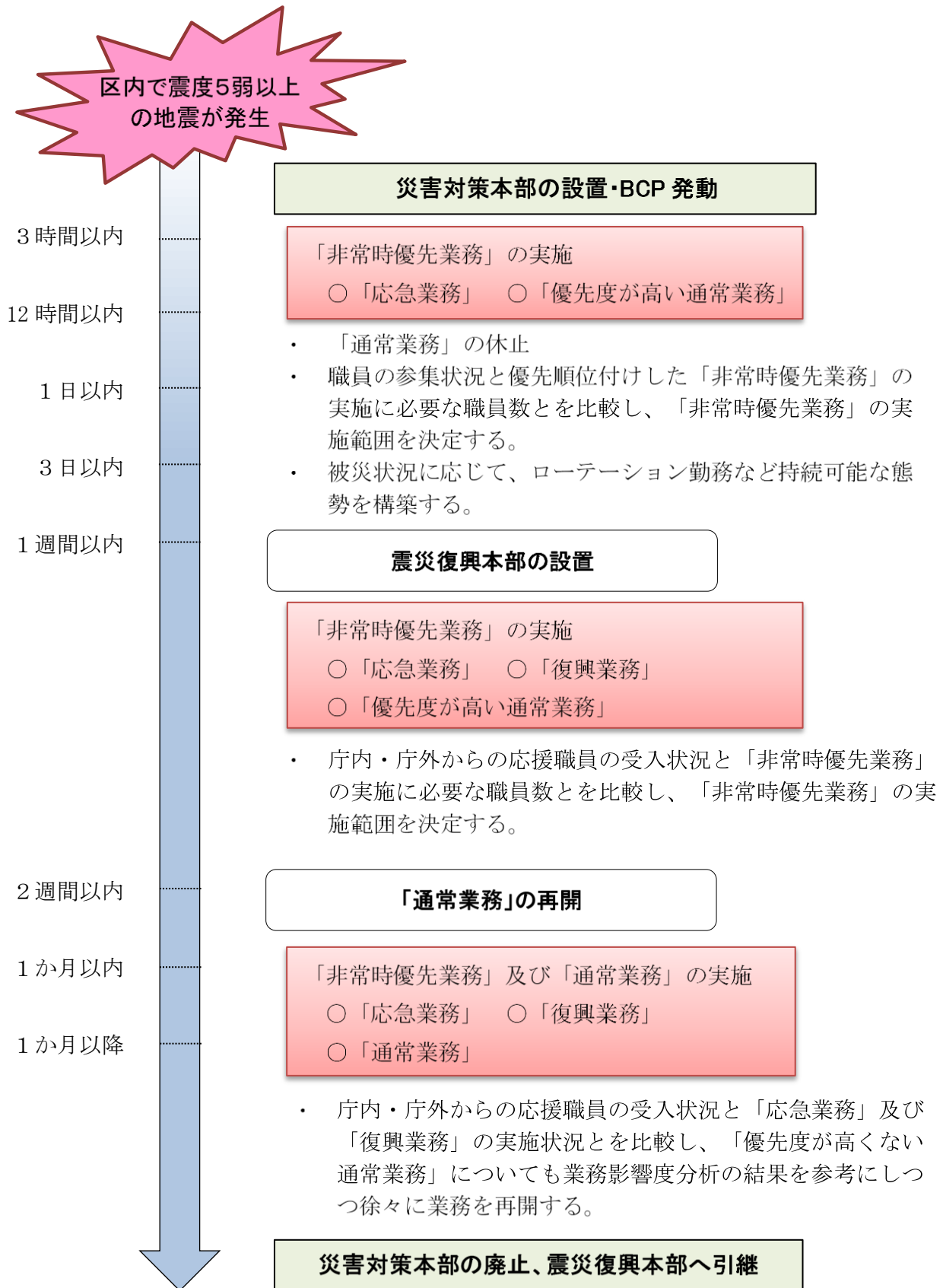


図 4.12 発災から通常業務再開までの流れ（地震）

(2) 風水害

ア 初動態勢の確立

発災後、図 4.13 発災から通常業務再開までの流れ（風水害）に沿って初動態勢を確立する。各部等においては、早期にローテーションを組むなど、持続可能な態勢を早期に確立する（「第4章第2節4 被災状況に応じた持続可能な態勢の構築（P.51）」参照）。

イ 被災エリアの「通常業務」の休止

被災エリアでは、「非常時優先業務」に選定されていない「通常業務」を休止する。非被災エリアでは、「通常業務」を継続する。

ウ BCP 発動による「非常時優先業務」（「応急業務」・「優先度が高い通常業務」）の実施

災対各部（「応急業務」）及び各部等（「優先度が高い通常業務」）は、「新宿区 BCP」に基づき「非常時優先業務」を実施する。その際、被災エリアの職員の参集状況及び非被災エリアからの支援状況と「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（「資料編第1節2 風水害（P.119）」参照）とを比較し、必要人員が不足する場合は、「第3章第2節3 「非常時優先業務」における優先順位の設定（P.24）」において設定した「非常時優先業務」の優先順位に基づき、優先順位が高い業務から実施し、庁内職員の追加配備を検討する。

エ 被災エリアの「通常業務」の再開及び区災対本部の廃止

災害発生から3日目以降、非被災エリアからの支援状況と「応急業務」の実施状況とを比較し、非被災エリアの「優先度が高くない通常業務」についても業務影響度分析の結果を参考にしつつ徐々に業務を再開する。なお、「区災対本部の廃止」を決定した場合は、本部調整会議で共有する。

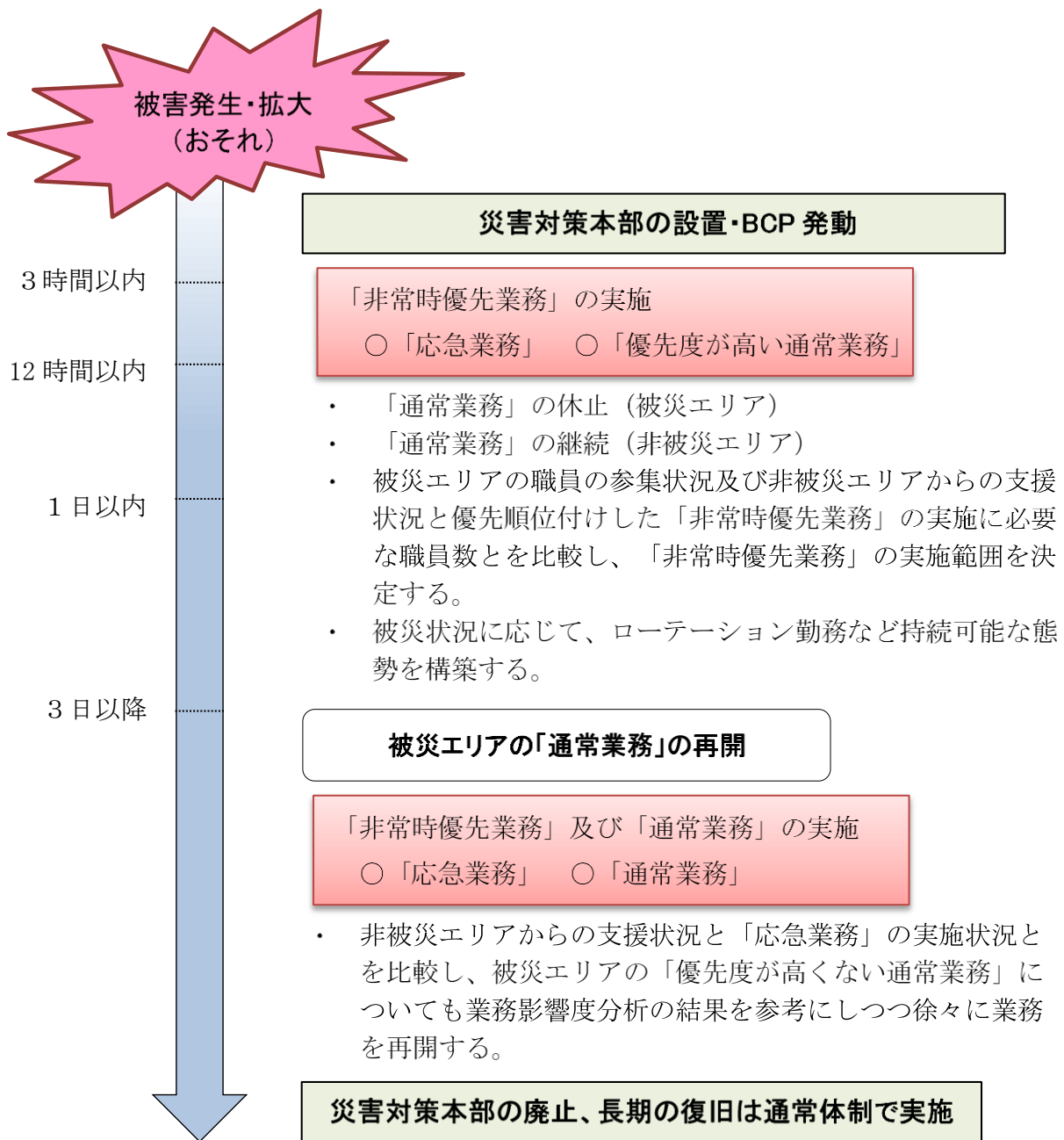


図 4.13 発災から通常業務再開までの流れ（風水害）

3 実施体制の確保に関する課題と対策

災害発生後に「非常時優先業務」の実施態勢を確保するためには、必要な人員の確保と適切な配置が不可欠である。特に、いつ発生するか予測できない震災が夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合には、いち早く指定の場所に参集し、災害応急活動体制を確立することが求められる。

(1) 「非常時優先業務」実施態勢

「非常時優先業務」の実施態勢を確保するにあたり、下記の課題が挙げられる。

- 早期参集体制の確立
- 業務実施に必要な職員の不足への対応

これらの課題については、以下の方針・対策等を検討することが必要である。

ア 早期参集体制の確立

勤務時間外に発災した場合には、職員が早期に参集し業務実施体制を確立する必要がある。区では、「緊急時職員参集システム」を導入しており、区内で震度5弱以上の地震が発生すると登録者の携帯電話やパソコンにメールが自動配信され、各職員の安否及び参集の状況を把握することができる。風水害の発生により非常配備態勢をとる場合や南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた場合の配信は、必要に応じて手動により行う。職員研修の場で周知するとともに、年度当初に全職員向けに登録の勧奨を実施する。本システムを活用するとともに、非常配備態勢及び参集先等を周知し、参集訓練を実施するなど、職員の早期参集体制を確立させるための対策を拡充させていく。

また、管理職を待機当番とした防災宿日直や、災害対策要員となる職員を区内に確保するための職員防災住宅について、引き続き適切な運用を行う。

イ 勤務時間内の発災における対応

本庁舎をはじめ区職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊するおそれはない（「第2章第2節1（4）イ 庁舎機能への影響（P.13）」参照）。想定する風水害により浸水が想定される施設（「第5章第1節1（1）イ 浸水想定（P.81）」参照）では、浸水の発生のおそれがある段階において、土のうや止水板の準備・設置等により施設内への浸水を予防・抑制する。

状況によっては職員が負傷・音信不通となることも予想されるため、的確な対応を行うために、全ての職員の安否確認を迅速かつ確実に行うため、緊急連絡先リストの作成・共有などの体制を整える。

ウ 職員の家族の安否確認

平日の勤務時間内に発災した場合には多くの職員が家族の安否確認を行うことが予想され、発災直後は家族への電話連絡そのものが輻輳化の原因につながる考えられる。災害用伝言ダイヤルや災害用掲示板等の連絡方法及び安全な避難場所の確認など、家族の安否確認のための手段を取り決めておくよう平時から職員に対して周知徹底する。

(2) 応援体制の構築

ア 全庁的な応援体制の構築

災対各部の配置職員が参集できないために「非常時優先業務」の実施が難しい場合は、区災対本部の判断に基づき職員の参集状況と担当する業務に必要な資格や経験等を勘案して動員指示を行う。また、動員可能人員の把握や応援・受援の方針の確認など、職員の再配置の準備を行う。なお、新宿区内の各地域の被害状況に応じた地域本部間での職員派遣などの応援を行う。

イ 権限の代行

災害時において、「非常時優先業務」のうち権限者による判断が必要な業務については、権限者が不在で連絡が取れない場合、速やかに必要な意思決定や判断ができるよう、複数の権限代行者及び代行順位を検討し、委譲する権限の内容等も必要に応じてあらかじめ定めておくことが必要である。

ウ 職員の勤務体制

震災が勤務時間外に発生した場合には、発災後2週間は必要な職員数が確保できない状況が続き、また、ボランティアや協定自治体等からの応援受入体制が整うまでに数日間を要すると考えられる。この間の交代要員の確保は極めて難しいため、参集職員は適宜休憩や睡眠等を取ることで、労働力を確保していく。

なお、「応急業務」、「復興業務」は長期にわたるため、特に「非常時優先業務」が集中する災対各部等は配慮が必要である。

また、「非常時優先業務」を効果的に遂行するため、職員の状況（活動内容、活動時間、疲労度や健康状態等）に関する定期的な確認を行い、区災対本部の判断に基づき服務に関する調整を行う。

エ 国・都・他自治体との連携及び受援体制

区は、特別区や他自治体と応援・供給協定を締結しており、事業者と同様、日頃からの協力体制づくりを推進している。また、区が「非常時優先業務」を実施するために、都や区市町村に職員の応援要請を行う場合や国がプッシュ型の支援策（被災自治体の応援要請を必要としない支援）を講じた場合に対応すべく、受援体制を構築する。なお、選挙に関する業務など、国・都より期日延期といった特例措置が予想される業務や災害時における学校教育に係る業務など、都職員が従事する業務については、国や都と協議の上で対応方針を検討する。

オ ボランティアの活用

特に資格や経験が必要な業務について、資格や経験のある専門ボランティアの活用が考えられる。ボランティアの活用方針（どの業務に、どのような作業内容など）を検討した上で、あらかじめ災害時の協力を依頼し、了解をとりつけておくことが必要である。

(3) 連絡・協力体制の確保

ア 個別作業マニュアルの作成

必要な人員が不足している状況でも円滑に業務を実施するためには、担当外の職員や応援要員等が業務を代行できるように、各業務の実施マニュアルを整備しておくことが重要である。特に、通常時より簡易的あるいは部分的な対応が求められる「通常業務」については、その作業手順や必要資源を含めて具体的な作業内容をあらかじめ検討し、マニュアルに整理しておく。

イ 会計年度任用職員等との協力体制

区の職務に従事するさまざまな雇用形態の職員（会計年度任用職員、派遣職員等）についても、「通常業務」の実施に関して、災害時の対応方法を事前に定めるなど協力体制を整えておくことが必要である。

ウ 指定管理者との連携

区の「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル」等では、大規模災害時における協力義務や災害時等への対応等を募集要項及び基本協定書等で明示すべきとの統一の方針を示している。区は、指定管理者による災害対策のマニュアル作成や訓練の実施を支援するなど、日頃から連携を図り、災害時には基本協定書等に基づき、協力して災害対応にあたる。

エ 事業者及び民間の協力団体等への協力依頼

「非常時優先業務」の実施にあたっては、当該業務の委託事業者まで含めた対応力を確保する必要があり、外部事業者からの資源やサービスの供給に依存する業務については、緊急時の対応を明確にしておくことが重要である。

また、区は、事業者や民間の協力団体と災害時の応援・供給協定を締結している。これらが災害時に機能するよう、協定締結団体との日頃からの協力体制づくりが重要である。民間の協力団体に属する事業者が被災した場合に備え、事業者に対し、BCPの策定に取り組むよう働きかけていく。

第5章 業務継続に必要な資源の確保

「非常時優先業務」を業務開始目標時間までに実施できるか確認するためには、必要資源（物的資源・情報資源）の確保状況を分析し、必要資源が不足していると考えられる場合には、必要資源の確保対策を検討する。

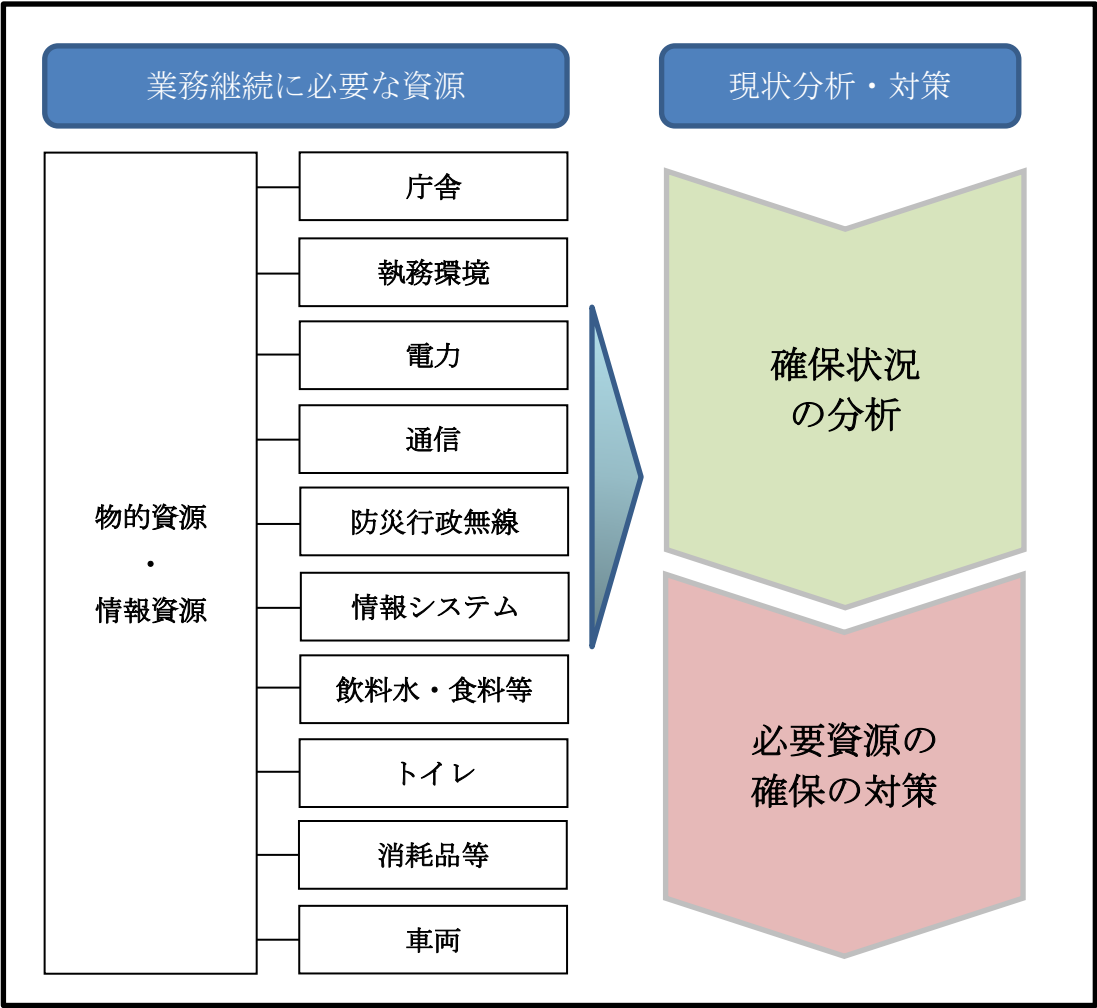


図 5.1 必要資源の確保対策

表 5.1 必要資源の現状分析・対応策検討の概要

事項	概要
必要資源の確保状況	災害時の必要資源の需要に対し、現状での確保状況を把握することで、各資源がどの程度利用可能であるかを確認する。
必要資源の確保対策	災害時にも「非常時優先業務」を実施できるよう、災害時における必要資源の確保策を計画する。

第1節 庁舎

1 必要資源の確保状況

(1) 建物被害想定

ア 地震

区では、災害時の応急活動や事業継続のために必要な活動拠点となる区有施設の全てにおいて耐震化が確保されていることを確認している。これら区有施設を「災害応急活動拠点※¹」、「避難施設※²」、物資や人員等の「受入施設※³」等に指定し、防災資機材の整備や食料等の備蓄をしている。

本計画では、区の応急活動及び事業継続のために必要な活動拠点となる 219 施設（災害応急活動拠点 35 施設※⁴、避難施設・受入施設等 184 施設）の建物や設備等について、建物ごとに施設調査を行った。

※1 区災対本部、災対各部の活動拠点、地域本部、ボランティア活動拠点、医療救護本部、医療救護所、土木施設の調査及び応急復旧活動拠点、ごみ処理及びし尿処理災害廃棄物処理活動拠点が含まれる。

※2 一次避難所、二次避難所（福祉避難所）及び帰宅困難者一時滞在施設が含まれる。

※3 生活物資の集積所・物資拠点、救出救助部隊の活動拠点、遺体収容所が含まれる。

※4 複数の施設用途を指定されている施設については、災害応急活動拠点として計上した。

本計画で想定する地震（「第2章第2節1 地震（首都直下地震・南海トラフ地震）（P.10）」参照）の震度分布に従い、施設の位置情報から各震度分布上に立地する施設数を算出した結果、表 5.2 各震度分布上に立地する施設数のとおりであった。

表 5.2 各震度分布上に立地する施設数

各震度分布※	災害応急活動拠点		避難施設・受入施設等	
	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震
震度5強以下の区域	0	0	0	0
震度6弱の区域	35	35	181	182
震度6強の区域	0	0	3	2
震度7の区域	0	0	0	0

※ 都心南部直下地震（M7.3）が発生すると、区域の7.0%で震度6強、93.0%で震度6弱、多摩東部直下地震（M7.3）が発生すると、区域の5.3%で震度6強、94.7%で震度6弱の揺れとなることが想定されている。区内の震度分布は震度6強と震度6弱のみである。

災害時の応急活動施設のうち、特に重要な意味を持ち、職員の災害時応急活動の要となる「災害応急活動拠点（医療救護所は除く）」については、表 5.3 災害応急活動拠点となる施設のとりである。

表 5.3 災害応急活動拠点となる施設

No	施設名称	施設用途	No	施設名称	施設用途
1	本庁舎	区災対本部 及び 災対各部の活動拠点	15	新宿スポーツセンター	ボランティア活動拠点
2	防災センター		16	第二分庁舎分館	医療救護本部
3	第一分庁舎		17	東新宿保健センター	
4	第二分庁舎		18	東部工事事務所	土木施設の調査 及び 応急復旧活動拠点
5	四谷特別出張所	地域本部 及び ボランティア活動拠点	19	東部公園事務所	
6	箆笥町特別出張所		20	西部工事事務所	
7	榎町特別出張所		21	西部公園事務所	ごみ処理及びし尿処理 災害廃棄物処理 活動拠点
8	若松町特別出張所		22	新宿清掃事務所	
9	大久保特別出張所		23	新宿東清掃センター	
10	戸塚特別出張所		24	歌舞伎町清掃センター	
11	落合第一特別出張所		25	新宿中継・資源センター	
12	落合第二特別出張所				
13	柏木特別出張所				
14	角筈特別出張所				

※ 10 か所の医療救護所（区立小中学校）を除く災害応急活動拠点となる施設を掲載

イ 浸水想定

本計画で想定する風水害（「第2章第2節2 風水害（神田川・妙正寺川の洪水や高潮による氾濫）（P.14）」参照）に関して「新宿区洪水ハザードマップ（「資料編第4節2（3）新宿区洪水ハザードマップ（P.140）」参照）」に従い、施設の位置情報から浸水深を算出した結果、表 5.4 活動拠点に係る浸水深に関する算出結果のとおりであった。

表 5.4 活動拠点に係る浸水深に関する算出結果

浸水深	施設数	浸水深	施設数
浸水なし	77	1.0m～2.0m	27
0.1m～0.5m	94	2.0m～3.0m	6
0.5m～1.0m	15	合計	219

浸水が想定される施設では、各施設管理者において、浸水対策のための土のうを必要に応じて確保している。また、みどり土木部道路課において土のうを工事事務所で保管し、区内の「土のうステーション」への補充や区道冠水に伴う水防活動に使用している。

（2）代替庁舎の特定

業務継続性の確保に当たり、特に災害対策活動の推進の根幹となる災害対策本部機能を維持することは、迅速な「非常時優先業務」の推進において不可欠である。

区災対本部を設置する本庁舎は、平成27年度免震改修工事が完了しているため、地震によって本庁舎全体が使用不可能となる事態は想定しがたいが、非常用発電設備が稼働しないと

第5章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 庁舎

いった不測の事態により庁舎の使用が困難となった場合に備え、以下の考え方により、代替庁舎を特定した。

ア 地震

大規模地震により、本庁舎機能に支障が生じた場合を想定し、建物倒壊のおそれがなく、「非常時優先業務」を実施するために事務機能、イントラネット等のインフラ設備が一定程度確保される施設を代替庁舎として特定した。特定結果を表 5.5 本庁舎機能喪失時の移転に示す（表内のグレー背景の災対部・班が本庁舎機能喪失時に代替庁舎に移転）。

代替庁舎特定の方

- ・ 区災対本部は防災センターに設置
- ・ 災対各部が可能な限り分散しないように配置
- ・ 互換性のある組織を隣接して配置
- ・ 「優先度が高い通常業務」の実施体制を考慮して配置

代替庁舎への移転時には、帰宅困難者の受入れ、遺体安置、支援物資等の集積、車両等の資機材の活用等の「応急業務」の実施内容も考慮しながら使用可能スペースを確保する。

表 5.5 本庁舎機能喪失時の移転

平時の組織				災害対策本部組織				
部	課	現員数		災対部	災対班	人員数 (人)	庁舎	代替庁舎への 移転が 必要な 人数 (人)
		総数 (人)	うち 本庁舎 に勤務 している 人数 (人)					
総合政策部	企画政策課	12	12	災対企画部	災対企画部長	1	防災センター	11
				災対企画部	企画班	10	防災センター	
				榎町地域本部	地域活動班	1	榎町特別出張所	
	本庁舎対策等担当課	3	3	災対企画部	企画班	3	防災センター	3
	行政管理課	7	7	角筈地域本部	地域活動班	7	角筈特別出張所	0
	財政課	9	9	災対企画部	予算班	9	防災センター	9
	区政情報課	27	27	災対企画部	広報班	27	防災センター	27
総務部	総務課	32	32	災対総務部	情報システム班	33	区役所第一分庁舎	33
				災対総務部	情報システム班	33	区役所第一分庁舎	33
				災対総務部	情報システム班	33	区役所第一分庁舎	33
	秘書課	7	7	災対総務部	物資調達輸送班	1	防災センター	7
				災対総務部	職員班	37	防災センター	
	人事課	37	37	災対総務部	職員班	37	防災センター	37
	人材育成等担当課	11	4	災対総務部	職員班	11	防災センター	11
	契約管財課	15	15	災対総務部	物資調達輸送班	15	防災センター	15
	施設課	43	0	災対総務部	区有施設復旧班	43	区役所第二分庁舎分館	0
	税務課	100	100	落合第一地域本部	地域活動班	24	落合第一特別出張所	0
				柏木地域本部	地域活動班	12	柏木特別出張所	
				四谷地域本部	地域活動班	10	四谷特別出張所	
				榎町地域本部	地域活動班	30	榎町特別出張所	
				若松町地域本部	地域活動班	24	若松町特別出張所	
危機管理担当部	危機管理課	22	22	災対総務部	災対総務部長	1	防災センター	22
				災対総務部	情報調整班	21	防災センター	
地域振興部	地域コミュニティ課	29	29	災対地域部	災対地域部長	1	新宿コズミックスポーツセンター	29
				災対地域部	ボランティア調整班	28	新宿コズミックスポーツセンター	
	戸籍住民課	70	70	災対地域部	区民班	36	区役所第一分庁舎	36
				戸塚地域本部	地域活動班	20	戸塚特別出張所	
				角筈地域本部	地域活動班	14	角筈特別出張所	
	生涯学習スポーツ課	11	11	災対地域部	ボランティア調整班	11	新宿コズミックスポーツセンター	11
	多文化共生推進課	7	5	災対地域部	多文化班	7	防災センター	7
				四谷地域本部	四谷地域本部長	1	四谷特別出張所	0
	四谷特別出張所	14	0	四谷地域本部	庶務班	13	四谷特別出張所	
				筆筈町地域本部	筆筈町地域本部長	1	筆筈町特別出張所	0
	筆筈町特別出張所	14	0	筆筈町地域本部	庶務班	13	筆筈町特別出張所	
				榎町地域本部	榎町地域本部長	1	榎町特別出張所	0
	榎町特別出張所	11	0	榎町地域本部	庶務班	10	榎町特別出張所	

第5章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 庁舎

平時の組織				災害対策本部組織				
部	課	現員数		災対部	災対班	人員数 (人)	庁舎	代替庁舎への 移転が 必要な 人数 (人)
		総数 (人)	うち 本庁舎 に勤務 している 人数 (人)					
	若松町特別出張所	12	0	若松町地域本部	若松町地域本部長	1	若松町特別出張所	0
				若松町地域本部	庶務班	11	若松町特別出張所	
	大久保特別出張所	13	0	大久保地域本部	大久保地域本部長	1	大久保特別出張所	0
				大久保地域本部	庶務班	12	大久保特別出張所	
	戸塚特別出張所	15	0	戸塚地域本部	戸塚地域本部長	1	戸塚特別出張所	0
				戸塚地域本部	庶務班	14	戸塚特別出張所	
	落合第一特別出張所	11	0	落合第一地域本部	落合第一地域本部長	1	落合第一特別出張所	0
				落合第一地域本部	庶務班	10	落合第一特別出張所	
	落合第二特別出張所	12	0	落合第二地域本部	落合第二地域本部長	1	落合第二特別出張所	0
				落合第二地域本部	庶務班	11	落合第二特別出張所	
	柏木特別出張所	11	0	柏木地域本部	柏木地域本部長	1	柏木特別出張所	0
				柏木地域本部	庶務班	10	柏木特別出張所	
	角筈特別出張所	10	0	角筈地域本部	角筈地域本部長	1	角筈特別出張所	0
				角筈地域本部	庶務班	9	角筈特別出張所	
文化観光産業部	文化観光課	21	0	災対総務部	災対総務部長補佐	1	区役所第一分庁舎	0
				災対総務部	帰宅困難者対策班	20	区役所第一分庁舎	
	産業振興課	16	0	災対総務部	帰宅困難者対策班	2	区役所第一分庁舎	0
				柏木地域本部	地域活動班	14	柏木特別出張所	
	消費生活就労支援課	7	0	戸塚地域本部	地域活動班	7	戸塚特別出張所	0
福祉部	地域福祉課	17	17	災対福祉部	災対福祉部長	1	区役所第二分庁舎	17
				災対福祉部	福祉調整班	16	区役所第二分庁舎	
	障害者福祉課	49	49	災対福祉部	障害者対策班	49	区役所第二分庁舎	49
	地域包括ケア推進課	26	26	災対福祉部	高齢者等対策班	26	区役所第二分庁舎	26
	高齢者支援課	33	33	災対福祉部	高齢者等対策班	33	区役所第二分庁舎	33
	介護保険課	53	53	災対福祉部	高齢者等対策班	53	区役所第二分庁舎	53
	生活福祉課	64	0	四谷地域本部	地域活動班	8	四谷特別出張所	21
				榎町地域本部	地域活動班	17	榎町特別出張所	
				戸塚地域本部	地域活動班	1	戸塚特別出張所	
				落合第一地域本部	地域活動班	17	落合第一特別出張所	
				災対福祉部	福祉調整班	21	区役所第二分庁舎	
	保護担当課	92	0	四谷地域本部	地域活動班	1	四谷特別出張所	1
				簗笥町地域本部	地域活動班	37	簗笥町特別出張所	
				榎町地域本部	地域活動班	2	榎町特別出張所	
				戸塚地域本部	地域活動班	19	戸塚特別出張所	
				落合第一地域本部	地域活動班	18	落合第一特別出張所	
				落合第二地域本部	地域活動班	14	落合第二特別出張所	
				災対福祉部	福祉調整班	1	区役所第二分庁舎	

第5章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 庁舎

平時の組織				災害対策本部組織				
部	課	現員数		災対部	災対班	人員数 (人)	庁舎	代替庁舎への 移転が 必要な 人数 (人)
		総数 (人)	うち 本庁舎 に勤務 している 人数 (人)					
子ども家庭部	子ども家庭課	38	38	災対子ども部	災対子ども部長	1	子ども総合センター	38
				災対子ども部	子ども調整班	37	子ども総合センター	
	保育課	522	40	四谷地域本部	地域活動班	56	四谷特別出張所	40
				筆筈町地域本部	地域活動班	39	筆筈町特別出張所	
				榎町地域本部	地域活動班	40	榎町特別出張所	
				若松町地域本部	地域活動班	34	若松町特別出張所	
				大久保地域本部	地域活動班	34	大久保特別出張所	
				戸塚地域本部	地域活動班	32	戸塚特別出張所	
				落合第一地域本部	地域活動班	19	落合第一特別出張所	
				落合第二地域本部	地域活動班	41	落合第二特別出張所	
				柏木地域本部	地域活動班	39	柏木特別出張所	
				災対子ども部	子ども対策班	40	子ども総合センター	
				災対子ども部	子ども対策班	8	弁天町保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	10	大久保第一保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	11	東五軒町保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	7	長延保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	7	西早稲田保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	9	高田馬場第二保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	9	戸山第二保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	8	早稲田南町保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	9	百人町保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	8	中落合第二保育園	
				災対子ども部	子ども対策班	10	柏木子ども園	
				災対子ども部	子ども対策班	11	おちごなかい子ども園	
				災対子ども部	子ども対策班	11	大木戸子ども園	
				災対子ども部	子ども対策班	5	しなのまち子ども園	
				災対子ども部	子ども対策班	7	戸山第一子ども園	
				災対子ども部	子ども対策班	8	西落合子ども園	
				災対子ども部	子ども対策班	10	北新宿子ども園	
	保育指導課	23	0	落合第二地域本部	地域活動班	1	落合第二特別出張所	0
				災対子ども部	子ども対策班	22	区役所第一分庁舎	
	四谷子ども園	30	0	四谷地域本部	地域活動班	22	四谷特別出張所	0
				災対子ども部	子ども対策班	8	四谷子ども園	
	あいじつ子ども園	32	0	筆筈町地域本部	地域活動班	22	筆筈町特別出張所	0
				災対子ども部	子ども対策班	10	あいじつ子ども園	
	西新宿子ども園	31	0	角筈地域本部	地域活動班	20	角筈特別出張所	0
				災対子ども部	子ども対策班	11	西新宿子ども園	
	男女共同参画課	6	0	災対総務部	帰宅困難者対策班	2	区役所第一分庁舎	0
				四谷地域本部	地域活動班	4	四谷特別出張所	
	子ども家庭支援課	140	0	四谷地域本部	地域活動班	7	四谷特別出張所	0
				榎町地域本部	地域活動班	11	榎町特別出張所	
				戸塚地域本部	地域活動班	2	戸塚特別出張所	
				落合第一地域本部	地域活動班	7	落合第一特別出張所	

第5章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 庁舎

平時の組織				災害対策本部組織				
部	課	現員数		災対部	災対班	人員数 (人)	庁舎	代替庁舎への 移転が 必要な 人数 (人)
		総数 (人)	うち 本庁舎 に勤務 している 人数 (人)					
				落合第二地域本部	地域活動班	2	落合第二特別出張所	
				柏木地域本部	地域活動班	5	柏木特別出張所	
				災対子ども部	災対子ども部長補佐	1	子ども総合センター	
				災対子ども部	子ども対策班	88	子ども総合センター	
				災対子ども部	子ども対策班	2	薬王寺児童館	
				災対子ども部	子ども対策班	2	高田馬場第二児童館	
				災対子ども部	子ども対策班	2	西落合児童館	
				災対子ども部	子ども対策班	3	信濃町子ども家庭支援センター	
				災対子ども部	子ども対策班	2	榎町子ども家庭支援センター	
				災対子ども部	子ども対策班	3	中落合子ども家庭支援センター	
				災対子ども部	子ども対策班	3	北新宿子ども家庭支援センター	
健康部	健康政策課	25	0	災対健康部	災対健康部長	1	区役所第二分庁舎分館	0
				災対健康部	災対健康部長補佐	1	区役所第二分庁舎分館	
				災対健康部	健康調整班	23	区役所第二分庁舎分館	
	健康づくり課	27	0	災対健康部	健康調整班	27	区役所第二分庁舎分館分室	0
	医療保険年金課	67	67	大久保地域本部	地域活動班	21	大久保特別出張所	0
				戸塚地域本部	地域活動班	8	戸塚特別出張所	
				落合第二地域本部	地域活動班	17	落合第二特別出張所	
				柏木地域本部	地域活動班	7	柏木特別出張所	
	高齢者医療担当課	58	0	角管地域本部	地域活動班	14	角管特別出張所	0
				筆筈町地域本部	地域活動班	19	筆筈町特別出張所	
				災対健康部	衛生班	58	区役所第二分庁舎	
				災対健康部	保健予防班	36	区役所第二分庁舎分館	
				災対健康部	牛込保健センター班	24	牛込保健センター	
				災対健康部	四谷保健センター班	21	四谷保健センター	
				災対健康部	東新宿保健センター班	23	東新宿保健センター	
				災対健康部	落合保健センター班	20	落合保健センター	
				災対土木部	災対土木部長	1	新宿コズミックススポーツセンター	26
				災対土木部	土木調整班	25	新宿コズミックススポーツセンター	
みどり土木部	道路課	51	23	災対土木部	土木復旧班	23	新宿コズミックススポーツセンター	23
				災対土木部	土木復旧班	15	東部工事事務所	
				災対土木部	土木復旧班	13	西部工事事務所	
	みどり公園課	38	21	災対土木部	土木復旧班	21	新宿コズミックススポーツセンター	21
				災対土木部	土木復旧班	8	東部公園事務所	
				災対土木部	土木復旧班	9	西部公園事務所	

第5章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 庁舎

平時の組織				災害対策本部組織				
部	課	現員数		災対部	災対班	人員数 (人)	庁舎	代替庁舎への 移転が 必要な 人数 (人)
		総数 (人)	うち 本庁舎 に勤務 している 人数 (人)					
	交通対策課	19	19	災対土木部	土木復旧班	19	新宿コズミックスポーツセンター	19
環境清掃部	環境対策課	25	25	災対清掃部	災対清掃部長	1	新宿清掃事務所	25
				災対清掃部	清掃調整班	24	新宿清掃事務所	
	ごみ減量リサイクル課	21	21	災対清掃部	廃棄物処理班	21	新宿清掃事務所	21
	新宿清掃事務所	187	0	災対清掃部	廃棄物処理班	90	新宿清掃事務所	0
				災対清掃部	廃棄物処理班	43	新宿東清掃センター	
				災対清掃部	廃棄物処理班	41	歌舞伎町清掃センター	
				災対清掃部	廃棄物処理班	13	新宿中継・資源センター	
都市計画部	都市計画課	15	15	災対総務部	帰宅困難者対策班	5	区役所第一分庁舎	10
				災対都市計画部	災対都市計画部長	1	区役所第二分庁舎分館	
				災対都市計画部	都市計画調整班	8	区役所第二分庁舎分館	
				災対都市計画部	民間建築物復旧班	1	区役所第二分庁舎分館	
	景観・まちづくり課	15	15	災対都市計画部	被災建築等調査班	15	区役所第二分庁舎分館	15
	防災都市づくり課	19	19	災対都市計画部	民間建築物復旧班	19	区役所第二分庁舎分館	19
	建築指導課	20	20	災対都市計画部	被災建築等調査班	20	区役所第二分庁舎分館	20
	建築調整課	21	21	災対都市計画部	民間建築物復旧班	21	区役所第二分庁舎分館	21
	住宅課	24	24	災対都市計画部	応急住宅班	24	区役所第二分庁舎分館	24
	新宿駅周辺基盤整備担当課	9	9	災対総務部	帰宅困難者対策班	4	区役所第一分庁舎	5
				災対都市計画部	災対都市計画部長補佐	1	区役所第二分庁舎分館	
				災対都市計画部	都市計画調整班	4	区役所第二分庁舎分館	
	新宿駅周辺まちづくり担当課	7	7	災対総務部	帰宅困難者対策班	4	区役所第一分庁舎	3
				災対都市計画部	被災建築等調査班	3	区役所第二分庁舎分館	
会計室	会計室	19	19	災対総務部	物資調達輸送班	8	防災センター	19
				災対企画部	出納班	11	区役所第一分庁舎	
議会事務局	議会事務局	16	16	災対総務部	物資調達輸送班	1	防災センター	16
				災対議会部	災対議会部長	1	男女共同参画推進センター	
				災対議会部	庶務班	14	男女共同参画推進センター	
監査事務局	監査事務局	9	0	災対地域部	災対地域部長補佐	1	新宿コズミックスポーツセンター	1
				戸塚地域本部	地域活動班	8	戸塚特別出張所	
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	8	0	災対総務部	物資調達輸送班	7	防災センター	8
				災対企画部	災対企画部長補佐	1	防災センター	
教育委員会事務局	教育調整課	17	17	災対教育部	災対教育部長	1	区役所第一分庁舎	17
				災対教育部	教育調整班	16	区役所第一分庁舎	

第5章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 庁舎

平時の組織				災害対策本部組織				
部	課	現員数		災対部	災対班	人員数 (人)	庁舎	代替庁舎への 移転が 必要な 人数 (人)
		総数 (人)	うち 本庁舎 に勤務 している 人数 (人)					
	教育指導課	22	22	災対教育部	指導班	22	区役所第一分庁舎	22
	教育支援課	23	6	災対教育部	教育調整班	6	区役所第一分庁舎	6
				大久保地域本部	地域活動班	17	大久保特別出張所	
	学校運営課	36	0	角筈地域本部	地域活動班	13	角筈特別出張所	23
				災対教育部	指導班	23	区役所第一分庁舎	
	中央図書館	45	0	若松町地域本部	地域活動班	25	若松町特別出張所	1
				大久保地域本部	地域活動班	15	大久保特別出張所	
				災対教育部	災対教育部長補佐	1	区役所第一分庁舎	
				災対教育部	教育調整班	4	中央図書館	
	小学校	686	0	災対教育部	学校班	686	小学校	0
	中学校	247	0	災対教育部	学校班	247	中学校	0
	特別支援学校	41	0	災対教育部	学校班	41	特別支援学校	0
	幼稚園	54	0	災対教育部	学校班	54	小学校・幼稚園	0
合計		3,840	1,110	3,840			933	

イ 風水害

本計画で想定する風水害（「第2章第2節2 風水害（神田川・妙正寺川の洪水や高潮による氾濫）（P.14）」参照）では、本庁舎の浸水想定は、0.1m～0.5mであり、浸水対策のための土のうを確保し、風水害時は災害対策本部機能を本庁舎に維持する。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

ア 地震

- 「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」を踏まえ、区有施設等の維持管理・長寿命化を総合的かつ計画的に行っていく。
- 区有施設の耐震化は完了しているが、本庁舎機能が失われた場合を想定し、防災センター等の代替庁舎における体制の検討を継続していく。

イ 風水害

- 浸水する可能性の高い階内にある機材等（PCやサーバ、図面等の情報資産）を浸水する可能性の低い階へ移動させる。浸水する可能性の高いエリアに所在する資機材等の仮置き場を確保する。
- 庁舎等の浸水履歴（有無・程度等）を確認する。
- 浸水想定エリア内の浸水履歴等を踏まえ、施設管理者による浸水対策物品の確保を行う。

(2) 災害時の対応

- 建物への立ち入りの可否を判断するため、建物の安全性を確認し、危険な箇所が発見された場合は、早急に職員等を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。
- 執務室が確保できない場合については、「1(2)代替庁舎の特定(P.81)」において定める「代替庁舎特定の方法」に基づき対応する。

建物被害想定の一覧

被災によっては、庁舎そのものが使用できないことや散乱した窓ガラス、転倒した事務機器の片付け、損壊した物品の調達などにより「非常時優先業務」の遂行に大きな支障をきたす場合がある。

平成28年熊本地震では、八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町の5市町において災害対応の拠点となる庁舎が被災して使用できなくなり、公民館や体育館等にその機能を移転し、災害対応業務等が行われた。

- 【参照】 1) 総務省 平成28年熊本地震による被害状況等について（第94報）
http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000141.html
- 2) 総務省消防庁 平成28年度版 消防白書
<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/h28/>
- 3) 国立国会図書館調査及び立法考査局 平成28年熊本地震への対応（上）－支援の状況、初動対応における課題－ 調査と情報－ISSUE BRIEF－ NUMBER 914(2016.8.1.)
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10159406_po_0914.pdf?contentNo=1
- 建物被害想定は、業務継続の可否を判断するものとして重要な意味をもつ。

第2節 執務環境

1 必要資源の確保状況

(1) 什器等の転倒・落下・移動防止

ア 什器（キャビネット）

什器等は柱、壁、床等に固定し、転倒・落下・移動防止対策を実施済みである。また、什器のガラス戸についても飛散防止フィルムによる対策を実施済みである。

イ OA 機器

「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、情報セキュリティ対策を行う上で、特に留意すべき情報資産に対する脅威として「地震、落雷、火災等による災害」を挙げており、各情報セキュリティ責任者は各課の情報セキュリティ対策実施手順の中で、情報機器に係る物理的な対策を定め、対策を行っている。

(2) ガラスの落下・飛散防止

庁舎の窓ガラスは飛散防止フィルムによる対策を行っている。

(3) エレベーター停止・閉じ込め対策

エレベーターの停止対策として、エレベーター改修計画に基づき計画的に改修工事を進めている。

(4) 休憩・仮眠スペース等の確保

共有の休憩・仮眠スペースを確保するとともに、休憩時に使用できるブランケットを職員に配付している。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 既存什器等の固定状況を定期的に点検し、転倒・落下・移動防止対策の状況を把握する。
- 各フロアにおいてレイアウト変更を行う場合や新たに什器を設置する際には、転倒・落下・移動防止対策についても併せて実施する。什器等の固定が困難な場合、配置を工夫して被害を防止する。
- 窓ガラスの飛散防止対策を継続する。

(2) 災害時の対応

- エレベーター内に閉じ込められた際に備え、エレベーター非常用防災キャビネットを設置する。
- 円滑に臨時相談窓口等を開設できるよう、開設場所、什器類、電話回線を整備する。
- 災害時の長期間にわたる活動を見据えた休憩・仮眠スペース、寝袋や寝具等を確保する。

第3節 電力

1 必要資源の確保状況

(1) 非常用発電機

ア 本庁舎等

区災対本部及び災対各部の活動拠点となる本庁舎及び第一分庁舎は、非常用発電機を整備済みである。

本庁舎の非常用発電機については、最大負荷で72時間の運用が可能であり、外部電力停電時も執務室照明、消防設備、給水設備、排水設備、エレベーター（1号機のみ）、空調等への電力供給が可能となっている。

第一分庁舎の非常用発電機については、最大稼働時間は約8時間であり、電力の供給先は消防設備、給水設備、排水設備の範囲となっている。

イ 特別出張所（10か所）

地域本部及び災害ボランティア地域センターとなる特別出張所は、全ての特別出張所に非常用発電機が整備済みである。最大稼働時間は各特別出張所によって差があるが、外部電力停電時、執務室をはじめ、消防設備への電力供給を行う事が可能である。

(2) ポータブル発電機

災害応急活動拠点となる施設等にポータブル発電機を配備し、燃料となるガソリンについては、「消防法」で定める保管量を考慮し、各施設に備蓄している。

2 必要資源の確保対策

(1) 燃料の確保

非常用発電機の燃料を常日頃から補充し、災害時に最大限稼働できるよう準備しておくとともに、燃料確保に関する協定締結を促進するなど、非常時における燃料確保の方策を事前に検討する。

(2) 電力供給の優先順位を事前に明確化

非常用電源での電力供給は、通常時よりも制限されるため、被災情報の収集・集約等の業務に必要なOA機器、電話交換機、エレベーター、空調等に電力が供給されるよう事前に優先順位を明確にする。

(3) 非常用発電機の手動起動手順の確認

停電時に非常用発電機が自動で起動しなかった場合に備え、非常用発電機の手動起動訓練を実施するなど、起動手順を確認する。また、浸水被害からの電力復旧のために必要な作業の確認を行う。

第4節 通信

1 必要資源の確保状況

(1) 災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスであり、災害等で電話が混み合った際の発信規制や接続規制といった通信制限、制約を受けずに発信や接続を行うことができる。ただし、必ずつながることを保証するものではない。

災害時優先電話のうち携帯電話については、一部の管理職及び地域本部用に必要な数を確保している。区における災害時優先電話の確保状況は、表 5.6 災害時優先電話の確保状況のとおりである。

表 5.6 災害時優先電話の確保状況

(令和6年4月現在)

種別	確保状況
災害時優先電話（固定）	152 回線
災害時優先電話（携帯）	23 回線

(2) 衛星携帯電話

災害時用衛星携帯電話の配備状況は、表 5.7 衛星携帯電話の確保状況のとおりである。

表 5.7 衛星携帯電話の確保状況

(令和6年4月現在)

拠点	確保状況	
	台数	配備先
本庁舎	2	危機管理課
第二分庁舎分館	1	健康政策課
防災センター	3	—
地域本部 (特別出張所)	10	四谷、笹笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈特別出張所
活動拠点	12	災害医療救護支援センター（東新宿保健センター内）、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター、東部工事事務所・東部公園事務所、西部工事事務所・西部公園事務所、新宿中央公園管理事務所、新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継・資源センター
計	28	

(3) インターネット

災害時における通信手段の確保を目的として、都から可搬型のスターリンク衛星通信が1台配備されている。また、庁内 LAN（基幹ネットワーク）を経由しないポケット Wi-Fi などが配備されている拠点があり、通信の被災及び制限下においても、補助的に使用できる可能性がある。主に、地域センター、地域交流館、男女共同参画推進センター、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、保健センター、図書館、小中学校などの施設が挙げられる。

区市町村単位で地域に割り当てられた 20MHz 幅の専用の電波（周波数）を利用したデータ通信サービスである地域広帯域移動無線アクセスシステム（地域 BWA システム）を活用し、区有施設の区民利用スペース、会議室等での Wi-Fi 利用が可能となっている。大規模災害時は、各課に配備されているタブレット及びモバイルルーター100 台を各特別出張所や各医療救護所等に配置し、地域 BWA システムを利用することで、住家被害認定調査や災害時の通信手段として活用することが可能となっている。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 災害時優先電話の設置場所及び利用方法を庁内において、情報共有する。
- 多様な通信手段を確保するため、既存の通信手段以外の機器等の導入を検討する。
- 災害時に設置する災害ボランティアセンターなどにおける通信手段を確保する。

(2) 災害時の対応

- 電話交換機等の設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障箇所の特定制及び早期の復旧を図る。
- 災害時優先電話（携帯）の配備先は、災害時の状況に応じて再配備するなど柔軟に運用する。
- 各部に配備しているモバイルワークに対応したイントラネットパソコンを活用し、拠点間回線の通信が切断した場合でも業務継続を可能とする。

第5節 防災行政無線

1 必要資源の確保状況

(1) 防災行政無線の整備状況概要

「非常時優先業務」を実施する際には、情報通信手段の確保が不可欠であり、発災直後から情報通信手段（防災行政無線）の確保が必要となる。防災行政無線の整備状況は、表 5.8 防災行政無線等の整備状況のとおりである。

表 5.8 防災行政無線等の整備状況

(令和6年4月現在)

区分	確保状況
デジタル移動系無線 (260MHz 帯)	○ 区・警察署・消防署・一次避難所（区立小中学校等）・二次避難所（福祉避難所）・医療機関・ライフライン機関の157箇所に無線局を232局整備している。 ○ 地域の被害情報の収集等で用いる携帯型無線機については、常時充電し、災害時に備えている。
デジタル同報系無線 (60MHz 帯)	○ 屋外拡声子局（屋外スピーカー）を102局、戸別受信機（防災ラジオ）を222台整備している。
災害情報システム	○ 各特別出張所等に設置したデータ端末から入力した被害・措置等に関する情報をコンピュータで集計処理し、区災対本部の表示板に表示して災害対策の検討・審議に資するほか、各特別出張所等に設置したデータ端末に伝達して情報の共有化を図るものである。 ○ データの通信手段は、有線回線又はデジタル移動系防災無線により行う。

(2) 非常用発電機

本庁舎については、本庁舎の非常用発電機と別に防災行政無線専用の非常用発電機（約72時間運用可能）を整備済みである。

(3) 訓練等実施状況

定期的に行っている訓練については、以下のとおりである。

- 警察・消防・ライフライン等関係機関との無線通信訓練（デジタル移動系無線）
- 特別出張所（地域本部）との無線通信訓練（デジタル移動系無線・災害情報システム）
- 職員防災住宅入居者（災害対策要員）無線通信訓練（デジタル移動系無線・災害情報システム）
- 避難所訓練における無線通信訓練（デジタル移動系無線）
- 夕焼けチャイム、見守り放送による試験放送（デジタル同報系無線）

(4) 都防災行政無線

被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、都が、各区市町村、警視庁、消防署、防災機関などに整備している防災行政無線網であり、電話、ファクシミリ、災害情報システム(DIS)、画像伝送システム端末が導入されている。定期的に、システム定期通信訓練、無線定期通信訓練、画像定期通信訓練を行っている。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 定期的に保守点検・維持管理等を行い、災害時に備える。
- 引き続き訓練等を実施することで、より多くの職員が機器を取り扱えるよう推進する。
- 防災行政無線を維持管理している事業者との緊急時の連絡体制等を確立する。
- 代替庁舎における防災行政無線の確保策について検討を行う。
- 多様な通信手段を確保するため、現状区が整備していない機器についても、必要に応じて、導入検討を行う。

(2) 災害時の対応

- 設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は保守業者に保守員の派遣を要請し、故障箇所の特定及び早期の復旧を図る。
- 災害情報システムを用いたネットワークを構築し、新宿区内の被害状況等を情報収集するとともに、区災対本部の指示といった情報伝達を行う体制を確立する。

第6節 情報システム

1 必要資源の確保状況

(1) サーバ機器

「新宿区情報セキュリティ規則」及び「新宿区情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報資産を保護するための対策を実施している。具体的な対策内容は次のとおり。

- サーバ電源及び、電算室の空調機への非常用電力の供給（約 72 時間）
- 「情報システム課事業継続計画」に基づく緊急時行動計画を定め、保守業者を含めた速やかな復旧体制を確保

(2) 重要な行政データのバックアップの実施状況

各システムのバックアップデータはデータセンターもしくはクラウド環境に保管されている。

また、「情報システム課事業継続計画」では、バックアップデータの保管場所・取り出し方法の確認、バックアップデータからのリカバリなど、システム復旧訓練を行うことが定められている。

(3) 災害時における配備済みパソコンの活用

平時に業務に使用している各課配備済みの多機能パソコンの一部（57 台）については、災害時には、スタンドアロン利用 PC として使用する。庁内 LAN（基幹ネットワーク）が使用できない場合にも、プリンタに直接 USB ケーブルを接続し、必要な帳票を出力するなどの活用が可能である。

また、各部に配備しているモバイルワークに対応したイントラネットパソコンを活用し、拠点間回線の通信が切断した場合でも業務継続が可能である。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 代替方法の検討

庁内 LAN（基幹ネットワーク）が利用できない場合の業務継続に向けた代替方法を把握する。

【例】代替ネットワーク（庁内 LAN を経由しないインターネット等）による通信方法の検討、多機能パソコン（スタンドアロン PC）・プリンタ等の単独利用方法の把握、マニュアル・帳票類の印刷物の準備、手作業による処理や代替方法の検討等

- 物理的な対策

「新宿区情報セキュリティ規則」及び「新宿区情報セキュリティ対策基準」に基づき、サーバその他重要なシステム機器の物理的な対策を継続する。

【例】耐震性の確保、非常用電源・冷却設備の確保、転倒・落下・移動防止対策等

- 定期的なデータの記録化
定期的にデータを紙に記録して保管する。マニュアルを電子化し、複数の種類のメディアで保管する。
- バックアップデータの復旧
バックアップデータの保管場所・取り出し方法の確認、バックアップデータからのリカバリなどシステム復旧手順の整備
- 緊急連絡先・協定締結等
緊急時の対応に関する対応方法及び保守業者を含めた連絡先一覧・緊急連絡網等の整備のほか、発災直後の保守・点検対応に係る協定締結を促進するとともに、特定の職員に依らないシステム復旧手順を確保する。

(2) 災害時の対応

サーバ等の設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、庁内 LAN 緊急連絡網等により関係各課へ障害情報を通知するとともに、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障箇所の特定及び早期の復旧を図る。

また、代替庁舎において活動する場合には、庁内 LAN（基幹ネットワーク）の利用手段を確保する。

第7節 飲料水・食料等

1 必要資源の確保状況

(1) 職員用の飲料水や食料等の備蓄

災害時に物資物流が回復するまでの間に必要となる職員用の飲料水・食料については、3日分を確保している。

また、迅速に活動できるよう、発災1日目の飲料水・食料は、防寒用ブランケットとともに持出袋により、職員個人に配付している。

なお、発災2日目・3日目分の追加供給は、災対総務部職員班が調整することとしている。

表 5.9 職員一人当たりの飲料水・食料（3日分）

	品目	数量	単位
1日目	飲料水	3	ℓ
	ビスケット	3	袋
2日目	飲料水	3	ℓ
	乾パン	3	缶
3日目	飲料水	3	ℓ
	アルファ化米	3	袋

(2) 受水槽等の飲料水としての利用

受水槽や高架水槽がある施設においては、貯水されている間は飲料水として利用する。

(3) 非常配備態勢要員・地域本部地域活動班員への物資

- 防災靴、長袖シャツ、ブルゾン、ズボン、ベルト、帽子、腕章、ヘルメットを非常配備態勢要員（学校班のうち都費職員を除く）に貸与している。学校班の都費職員としてベスト・ヘルメットを学校等に配備している。
- 荒天時や冬季の災害応急活動時に使用するためのレインスーツ、防寒着を地域本部地域活動班員分として、各特別出張所に配備している。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 飲料水・食料等は、適宜更新する。
- 職員各自において、持出袋の定期的確認や貸与ヘルメット等を即時着用可能な場所へ保管する。
- 災害時における職員用の飲料水・食料等の供給体制を整備する。

【例】保管場所の確認、備蓄内容の確認（品目、数量、荷姿等）、保管場所から配付先への運搬方法の検討など

第8節 トイレ

1 必要資源の確保状況

(1) 災害時における本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎本館・分館のトイレの状況

ア 本庁舎

(ア) 災害時に公共下水道に障害が発生した場合

A 2階から8階のトイレは、切替弁により「緊急汚水槽」(1,800人×7日間相当)へ一旦貯留し、公共下水道が復旧した後、直接放流に切替える。

B 各フロアに「節水型洋式便器」を設置している。便器洗浄水の使用低減のため、状況に応じて一部ブースを閉鎖する。

(イ) 災害時に公共下水道に障害がない場合

下水道に直接放流が可能であり、トイレは使用可能と考えられる。

イ 第一分庁舎・第二分庁舎（本館・分館）

(ア) 災害時に公共下水道に障害が発生した場合

第一分庁舎は既設汚水槽に汚水を一旦貯留し、公共下水道が復旧した後、既設汚水槽から排出できるため、トイレは使用可能と考えられる。第二分庁舎（本館・分館）は、汚水槽がないため、トイレは全面的に使用できなくなる。

(イ) 災害時に公共下水道に障害がない場合

下水道に直接放流が可能であり、トイレは使用可能と考えられる。

ウ 特別出張所

(ア) 災害時に公共下水道に障害が発生した場合

四谷、簗笥町、榎町、若松町、戸塚、落合第一、柏木、角筈特別出張所は、地下階のトイレは使用可能と考えられる（角筈特別出張所は、1階も使用可能と考えられる）。

大久保、落合第二特別出張所は、地下階のトイレが無いいため、トイレは全面的に使用できなくなる。

(イ) 災害時に公共下水道に障害がない場合

全ての特別出張所が下水道に直接放流が可能であり、トイレは使用可能と考えられる。

(2) 携帯トイレの備蓄

通常のトイレが使用できない場合を想定し、職員用の携帯トイレを備蓄している。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 携帯トイレを使用する施設の汚物の一時保管場所を検討する。
- 簡易トイレの配備体制を整備するとともに、現状で簡易トイレを備蓄していない応急活動施設への備蓄を検討する。
- 本庁舎における「緊急汚水層」の運用体制を整備する。

(2) 災害時の対応

- 公共下水道の障害の発生状況を確認し、トイレの使用可否が確認できるまでの間は排水を一時封鎖し、携帯トイレを使用するなど各施設の状況に応じた対応を行う。

第9節 消耗品等

1 必要資源の確保状況

「非常時優先業務」の実施に必要となる消耗品等については、災害時に流通が滞った場合、コピー用紙やトナー等の事務用品のほか、各所属の業務に固有の物品等も不足することが懸念される。

2 必要資源の確保対策

(1) 平常時の取組

- 「非常時優先業務」の実施に必要となるトラロープなどの消耗品や工具類を確保するとともに、コピー用紙、トナー等、必要な事務用品のリストを作成し、物品を数週間分確保する、あるいは庁舎外にも確保するなど、一定のストックを保有する。
- 納入業者の災害時における事業継続体制を確認する。

第10節 車両

1 必要な車両の確保

- 部課間での車両の共有化と活動の優先順位をあらかじめ定める。
- 運転者を確保するため、車両を運行管理する職場においては、複数名の職員の運転者登録を推進する。
- 区が災害応急活動に必要とする車両は、災対総務部物資調達輸送班が調達し集中管理することとなっている。本庁内部課以外の課所に配属されている車両は、物資調達輸送班長が要請するまでは、当該課所が実施する「非常時優先業務」に使用する。
- 災害時の委託車両の運用について委託業者と協定や覚書による運用体制を整える。
- 「一般社団法人東京都トラック協会新宿支部との協定（平成30年6月）」、「赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との協定（令和3年9月）」、「株式会社グリーンキャブとの協定（平成21年5月）」及び「東京都個人タクシー協同組合新宿支部との協定（平成29年12月）」により車両を確保する。
- 災害時の給油場所、方法、手順を事前に定め、燃料確保に関する協定締結を促進する。

第6章 業務継続体制の向上

本計画に基づいて「非常時優先業務」を効果的に遂行するためには、業務継続マネジメント（Business Continuity Management：以下、「BCM」という。）を推進していく必要がある。

BCM とは、「①PLAN（計画の策定）」、「②DO（研修・訓練の実施）」、「③CHECK（点検・検証）」、「④ACTION（計画の見直し）」からなる PDCA サイクル（図 6.1 PDCA サイクルのイメージ）に沿って計画を継続的に改善していくことである。

本計画は、区における事業継続の基本的な考え方を示すものであり、「非常時優先業務」を実施するための個別具体的な「災害時応急活動マニュアル」の見直しや「非常時優先業務」のより実効性のある態勢の整備について、訓練を通じた計画の検証を行い、本計画及びマニュアルを継続的に改善していくものとする。本章では、BCM の推進体制を定めるとともに、PDCA サイクル（図 6.1 PDCA サイクルのイメージ）を通じて本計画を継続的に改善するための取組について定める。

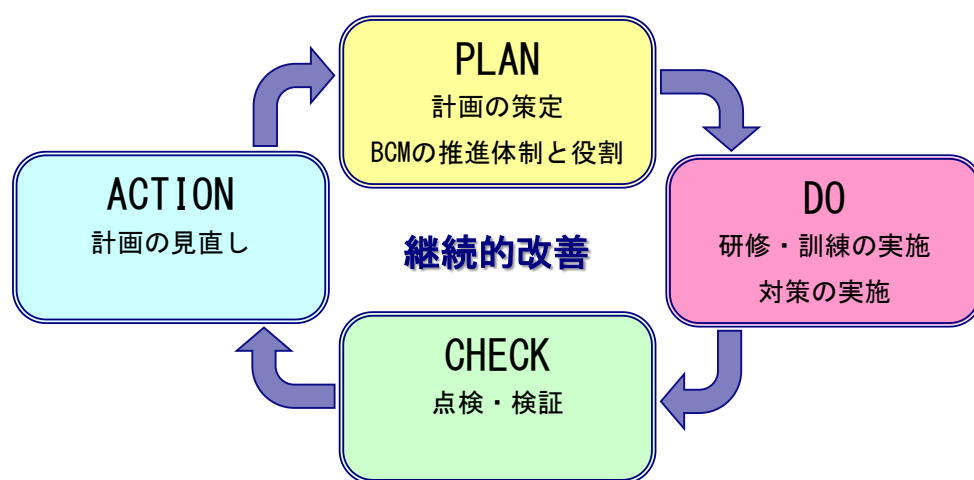


図 6.1 PDCA サイクルのイメージ

第1節 BCM 推進体制

本計画は、区的全組織・全業務に係る計画であり、全ての職員が本計画の意義や目的等を理解し、平常時から個々の職員に課せられた役割を確実に果たし、全庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが重要である。

そのため、各部等（出先機関を含む）が一体となって全庁的に BCM を推進するとともに、防災関係機関との連携体制の構築も図っていく。

1 全庁での推進体制

新宿区災害対策推進委員会※（以下、「災対推進委員会」という。）により本計画に基づく全庁的な調整を図り、BCM を推進するとともに、災害対策本部訓練等を実施する。また、各部等（災対

第6章 業務継続体制の向上

第1節 BCM 推進体制

各部) に対して、必要資源の確保対策や職員等に対する研修・訓練等の実施方針を明示する。

各部等(災対各部)は、BCM 推進体制を構築し、業務継続に必要な資源の確保対策、研修・訓練の実施などを通じて、「災害時応急活動マニュアル」及び非常配備態勢要員名簿の周知徹底並びに「非常時優先業務」の執行体制の検証・見直しを行い、各部等(災対各部)の業務継続力の向上を図る。

災対推進委員会は、各部等(災対各部)における BCM を踏まえるとともに本計画の点検を行い、区全体の業務継続体制を強化していく。

※ 災対推進委員会については「第5節 新宿区災害対策推進委員会 (P. 106)」のとおり

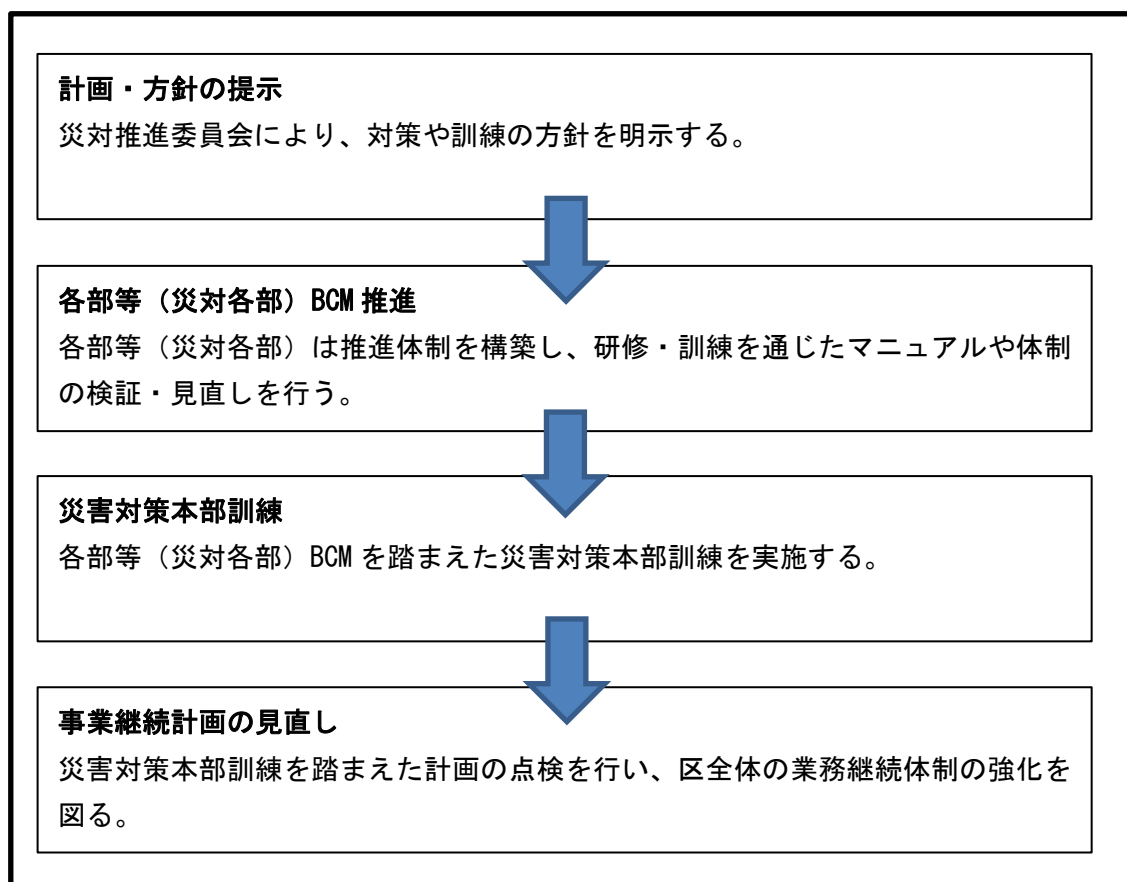


図 6.2 BCM 推進体制のイメージ

2 防災関係機関等との連携体制

危機管理課は、各部等や消防、警察などの防災関係機関と連携し、防災関係機関からの応援受入体制の構築を推進する。

また、新宿区で甚大な被害が発生した場合には、区単独での対応には限界があるため、「新宿区災害時受援応援計画」に基づき、国、都、協定自治体をはじめとする他自治体、民間協定団体、ボランティア等から応援を受け入れ、業務を継続することが求められる。

第2節 対策の実施

各部等は、必要資源の確保対策や職員等に対する研修・訓練等を実施する。

【研修・訓練について】

基礎的な研修を随時実施して災害の基礎知識や本計画の周知徹底を図るとともに、本計画の視点も取り入れて各種訓練を定期的の実施する。

表 6.1 研修・訓練の例

種類	内容
職員向け研修	全職員（管理職員・一般職員）を対象とした BCP 発動時に実施すべきことの習熟
自衛消防訓練	・消防訓練（初期消火活動、119 番通報の訓練） ・避難訓練（施設外への職員の避難訓練、来庁者が施設内にいる事態を想定した避難誘導訓練）
災害対策本部訓練	事前または訓練中に付与される情報に基づく災害対策本部訓練（警察、消防、自衛隊等関係機関との連携による訓練を実施する。）
災対各部訓練	「災害時応急活動マニュアル」や「非常時優先業務」の実施手順や方法の検証訓練
情報通信訓練	緊急連絡網、防災行政無線、災害情報システム等を用いた情報通信訓練
参集訓練	・夜間・休日等の発災を想定した指定場所への参集訓練 ・緊急時職員参集システムによる安否確認訓練

第3節 点検・検証

- （1）各部等は、必要資源の確保対策の実施状況や研修・訓練の結果等について、年1回、検証（実施状況の記録、課題の整理、解決策及び今後の取組の検討等）を行う。
- （2）各部等は、検証結果を各部等内で情報共有するとともに危機管理課に報告する。

第4節 計画の見直し

1 本計画の見直し

本計画は、以下の機会を捉えて見直しを行う。

- 国や都の計画（ガイドライン含む）及び「新宿区地域防災計画」などに変更が生じた場合
- BCMに基づく研修・訓練、災害対応の検証を通じて課題が明らかになったとき（業務の優先度、必要な人員・資機材の見直しの必要性など）
- 大幅な組織改正等、その他の見直しの必要が生じたとき

2 関連する他の計画の見直し

（1）新宿区地域防災計画

BCPの検討結果を踏まえて、災対組織や実施体制を「新宿区地域防災計画」に位置付ける。

（2）新宿区災害時受援応援計画・新宿区震災復興マニュアル

BCPの検討結果を踏まえて、「新宿区災害時受援応援計画」及び「新宿区震災復興マニュアル」を適宜見直し、整合性を確保する。

（3）個別マニュアル等

各課は、「災害時応急活動マニュアル」の見直しと併せ、緊急時の迅速な対応ができるよう「非常時優先業務」のうち「優先度が高い通常業務」の執行体制を整備する。また、危機管理課は「新宿区タイムライン（風水害・土砂災害編）」の充実等を図る。

第6章 業務継続体制の向上

第5節 新宿区災害対策推進委員会

第5節 新宿区災害対策推進委員会

1 新宿区災害対策推進委員会

本計画の策定・運用にあたっては、「新宿区災害対策推進委員会設置要綱」（平成7年2月10日6新環防第698号）に基づき下表のとおり構成する災対推進委員会において、全庁的な方針や計画そのものの決定等を行う。

	構成員
会長	危機管理担当部長
副会長	総務部長
委員	総合政策部長、地域振興部長、文化観光産業部長、福祉部長、子ども家庭部長、子ども総合センター所長、健康部長、健康部副部長、みどり土木部長、環境清掃部長、都市計画部長、新宿駅周辺整備担当部長、教育委員会事務局次長、議会事務局長、区職員のうちから会長が指名する者
庶務	危機管理担当部危機管理課

2 新宿区災害対策専門部会 事業継続部会

災対推進委員会での検討を円滑に進めるため、「新宿区災害対策推進委員会設置要綱」第5条及び「新宿区災害対策専門部会設置要領」（平成7年6月16日7新環防第250号）に基づき下表のとおり構成する「新宿区災害対策専門部会 事業継続部会」において、本計画の策定や運用に係る庁内での情報共有や各種調整等を行う。

	構成員
部会長	総務課長
委員	区政情報課長、危機管理課長、危機管理担当部副参事（地域防災担当）、危機管理担当部副参事（防火防災対策担当）、企画政策課長、人事課長、地域コミュニティ課長、文化観光課長、地域福祉課長、子ども家庭課長、健康政策課長、保健予防課長、土木管理課長、環境対策課長、都市計画課長、教育調整課長、区職員のうちから部会長が指名する者

資料編

第1節 業務開始目標時間別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数の優先順位内訳

「非常時優先業務」の実施、「通常業務」の再開にあたっては、以下の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数を参考とする（「第4章第4節2「非常時優先業務」の実施及び「通常業務」の再開等」（P.72）」を参照）。

1 地震

（1）「応急業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（1／3）

災対部名	3時間以内						12時間以内						24時間以内					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
災対総務部	85.0	20.0	54.0	1.0	9.0	1.0	96.0	21.0	64.0	1.0	9.0	1.0	120.0	24.0	79.0	2.0	9.0	6.0
災対企画部	31.0	5.0	2.5	0.0	1.0	22.5	30.0	5.0	2.5	0.0	1.0	21.5	34.5	5.0	6.5	0.0	1.0	22.0
災対地域部	8.0	1.0	5.0	0.0	1.0	1.0	11.0	4.0	5.0	0.0	1.0	1.0	17.0	4.0	10.0	0.0	2.0	1.0
地域本部	988.0	20.0	898.0	0.0	60.0	10.0	758.0	20.0	668.0	0.0	60.0	10.0	741.5	23.0	648.5	0.0	60.0	10.0
災対福祉部	39.6	0.0	37.5	0.0	1.1	1.0	40.6	0.0	38.5	0.0	1.1	1.0	101.6	0.0	95.5	0.0	5.1	1.0
災対子ども部	26.7	0.0	24.7	0.0	1.0	1.0	27.1	0.0	25.1	0.0	1.0	1.0	38.6	0.0	36.6	0.0	1.0	1.0
災対健康部	100.1	1.0	97.1	0.0	1.0	1.0	139.2	2.0	135.2	0.0	1.0	1.0	143.9	2.5	139.4	0.0	1.0	1.0
災対土木部	28.0	0.0	26.0	0.0	1.0	1.0	49.0	0.0	47.0	0.0	1.0	1.0	91.0	0.0	89.0	0.0	1.0	1.0
災対清掃部	2.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	8.0	3.0	0.0	0.0	4.0	1.0
災対都市計画部	5.0	0.0	3.0	0.0	1.0	1.0	5.0	0.0	3.0	0.0	1.0	1.0	33.2	0.0	31.2	0.0	1.0	1.0
災対教育部	832.0	119.0	709.0	0.0	3.0	1.0	833.0	119.0	709.0	0.0	4.0	1.0	841.0	119.0	715.0	0.0	6.0	1.0
災対議会部	4.3	0.0	2.3	0.0	1.0	1.0	2.6	0.0	0.6	0.0	1.0	1.0	3.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0
合計	2,149.7	166.0	1,859.1	1.0	81.1	42.5	1,993.5	171.0	1,697.9	1.0	82.1	41.5	2,173.3	180.5	1,851.7	2.0	92.1	47.0

(1) 「応急業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（2／3）

災対部名	3 日以内						1 週間以内						2 週間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
災対総務部	286.0	25.0	244.0	2.0	9.0	6.0	246.5	21.0	212.0	3.0	5.5	5.0	236.5	18.0	205.0	4.0	5.5	4.0
災対企画部	40.0	8.0	8.5	0.0	1.0	22.5	50.5	10.5	16.5	0.0	1.0	22.5	49.6	13.0	13.0	0.0	1.0	22.6
災対地域部	43.0	16.0	24.0	0.0	2.0	1.0	45.0	16.0	27.0	0.0	2.0	0.0	49.0	16.0	31.0	0.0	2.0	0.0
地域本部	726.9	15.0	641.9	0.0	60.0	10.0	682.0	25.0	618.0	0.0	39.0	0.0	513.0	20.0	459.0	0.0	34.0	0.0
災対福祉部	166.1	0.0	160.0	0.0	5.1	1.0	145.1	0.0	140.0	0.0	5.1	0.0	131.1	0.0	126.0	0.0	5.1	0.0
災対子ども部	89.4	0.0	67.4	0.0	21.0	1.0	88.2	0.0	67.2	0.0	21.0	0.0	56.6	0.0	35.6	0.0	21.0	0.0
災対健康部	168.7	10.0	156.7	0.0	1.0	1.0	167.7	14.0	152.7	0.0	1.0	0.0	155.2	11.0	143.2	0.0	1.0	0.0
災対土木部	98.0	0.0	96.0	0.0	1.0	1.0	42.0	0.0	41.0	0.0	1.0	0.0	42.0	0.0	41.0	0.0	1.0	0.0
災対清掃部	136.0	131.0	0.0	0.0	4.0	1.0	205.0	201.0	0.0	0.0	4.0	0.0	213.0	209.0	0.0	0.0	4.0	0.0
災対都市計画部	54.2	0.0	52.2	0.0	1.0	1.0	79.2	0.0	78.2	0.0	1.0	0.0	74.7	0.0	73.7	0.0	1.0	0.0
災対教育部	848.0	119.0	722.0	0.0	6.0	1.0	845.2	451.0	389.2	0.0	5.0	0.0	849.2	455.0	389.2	0.0	5.0	0.0
災対議会部	3.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	2.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
合計	2,659.3	324.0	2,173.7	2.0	112.1	47.5	2,598.4	738.5	1,742.8	3.0	86.6	27.5	2,371.9	742.0	1,517.7	4.0	81.6	26.6

(1) 「応急業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（ 3 / 3 ）

災対部名	1 か月以内						1 か月以降					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
災対総務部	229.5	13.0	205.0	4.0	5.5	2.0	200.0	0.0	200.0	0.0	0.0	0.0
災対企画部	49.4	13.0	13.3	0.0	1.0	22.1	35.9	11.0	7.8	0.0	0.0	17.1
災対地域部	65.0	36.0	27.0	0.0	2.0	0.0	63.0	36.0	26.0	0.0	1.0	0.0
地域本部	428.0	10.0	398.0	0.0	20.0	0.0	211.0	10.0	201.0	0.0	0.0	0.0
災対福祉部	98.6	0.0	93.5	0.0	5.1	0.0	88.5	0.0	88.5	0.0	0.0	0.0
災対子ども部	21.6	0.0	20.6	0.0	1.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0	0.0	0.0
災対健康部	125.1	12.0	112.1	0.0	1.0	0.0	84.0	14.0	70.0	0.0	0.0	0.0
災対土木部	7.0	0.0	6.0	0.0	1.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0
災対清掃部	213.0	209.0	0.0	0.0	4.0	0.0	210.0	208.0	0.0	0.0	2.0	0.0
災対都市計画部	64.7	0.0	63.7	0.0	1.0	0.0	42.7	0.0	42.7	0.0	0.0	0.0
災対教育部	847.2	455.0	387.2	0.0	5.0	0.0	512.0	455.0	53.0	0.0	4.0	0.0
災対議会部	2.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2,151.1	748.0	1,327.4	4.0	47.6	24.1	1,466.1	734.0	708.0	0.0	7.0	17.1

(2) 「復興業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）

復興部名	2週間以内						1か月以内						1か月以降					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
復興総合政策部	12.0	0.0	3.0	1.5	1.5	6.0	7.5	0.0	0.5	1.5	1.5	4.0	5.5	0.0	0.5	0.0	1.0	4.0
復興総務部	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興危機管理担当部	2.7	1.7	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0
復興地域振興部	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
復興文化観光産業部	5.0	0.5	3.1	0.0	1.4	0.0	3.8	0.5	1.9	0.0	1.4	0.0	5.7	0.5	3.8	0.0	1.4	0.0
復興福祉部	1.5	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	3.9	0.0	2.6	0.0
復興子ども家庭部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興健康部	14.0	4.0	10.0	0.0	0.0	0.0	12.0	4.0	8.0	0.0	0.0	0.0	12.0	4.0	8.0	0.0	0.0	0.0
復興みどり土木部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興環境清掃部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0
復興都市計画部	22.6	0.0	21.6	1.0	0.0	0.0	11.2	0.0	10.2	1.0	0.0	0.0	16.0	0.0	15.0	1.0	0.0	0.0
復興会計室	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興教育部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興選挙管理部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興監査部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
復興議会部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	60.3	8.2	40.7	2.5	2.9	6.0	41.6	8.5	23.7	2.5	2.9	4.0	54.2	8.5	35.7	1.0	5.0	4.0

(3) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（1／4）

各部等名	3 時間以内						12 時間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	12.8	0.0	8.0	0.0	3.7	1.1	12.8	0.0	8.0	0.0	3.7	1.1
総務部	19.8	0.0	6.7	11.4	1.6	0.1	19.8	0.0	6.7	11.4	1.6	0.1
危機管理担当部	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地域振興部	68.4	63.0	1.1	4.0	0.2	0.1	68.4	63.0	1.1	4.0	0.2	0.1
文化観光産業部	4.7	3.7	0.9	0.0	0.0	0.1	4.7	3.7	0.9	0.0	0.0	0.1
福祉部	52.7	15.1	32.9	0.0	4.0	0.7	67.6	24.0	38.9	0.0	4.0	0.7
子ども家庭部	265.5	6.0	259.4	0.0	0.0	0.1	265.5	6.0	259.4	0.0	0.0	0.1
健康部	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1
みどり土木部	9.4	1.7	3.6	0.8	3.2	0.1	10.4	1.7	4.6	0.8	3.2	0.1
環境清掃部	7.3	5.4	0.3	0.0	1.5	0.1	7.3	5.4	0.3	0.0	1.5	0.1
都市計画部	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
会計室	7.5	6.8	0.0	0.5	0.1	0.1	7.5	6.8	0.0	0.5	0.1	0.1
議会事務局	5.7	0.4	0.0	0.0	0.0	5.3	5.7	0.4	0.0	0.0	0.0	5.3
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0
教育委員会事務局	124.7	4.0	113.0	1.0	5.9	0.8	124.7	4.0	113.0	1.0	5.9	0.8
合計	687.9	161.0	467.7	29.1	20.2	9.9	703.8	169.9	474.7	29.1	20.2	9.9

(3) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（2／4）

各部等名	24 時間以内						3 日以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	12.8	0.0	8.0	0.0	3.7	1.1	13.1	0.0	8.0	0.0	3.7	1.4
総務部	19.8	0.0	6.7	11.4	1.6	0.1	21.1	0.0	7.7	11.4	1.6	0.4
危機管理担当部	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地域振興部	68.4	63.0	1.1	4.0	0.2	0.1	68.7	63.0	1.1	4.0	0.2	0.4
文化観光産業部	4.7	3.7	0.9	0.0	0.0	0.1	5.0	3.7	0.9	0.0	0.0	0.4
福祉部	69.8	24.5	40.6	0.0	4.0	0.7	84.7	27.8	50.3	0.0	5.6	1.0
子ども家庭部	265.5	6.0	259.4	0.0	0.0	0.1	265.8	6.0	259.4	0.0	0.0	0.4
健康部	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1
みどり土木部	11.4	1.7	5.6	0.8	3.2	0.1	12.9	2.9	5.6	0.8	3.2	0.4
環境清掃部	11.3	9.4	0.3	0.0	1.5	0.1	12.7	10.5	0.3	0.0	1.5	0.4
都市計画部	0.6	0.0	0.5	0.0	0.0	0.1	4.8	1.5	1.0	1.9	0.0	0.4
会計室	7.5	6.8	0.0	0.5	0.1	0.1	7.8	6.8	0.0	0.5	0.1	0.4
議会事務局	5.7	0.4	0.0	0.0	0.0	5.3	5.7	0.4	0.0	0.0	0.0	5.3
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0
教育委員会事務局	124.7	4.0	113.0	1.0	5.9	0.8	125.0	4.0	113.0	1.0	5.9	1.1
合計	711.5	174.4	477.9	29.1	20.2	9.9	736.6	181.5	489.1	31.0	21.8	13.2

(3) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（3／4）

各部等名	1週間以内						2週間以内					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	13.5	0.0	8.0	0.0	3.7	1.8	14.2	0.0	8.0	0.0	3.7	2.5
総務部	21.5	0.0	7.7	11.4	1.6	0.8	22.2	0.0	7.7	11.4	1.6	1.5
危機管理担当部	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
地域振興部	69.1	63.0	1.1	4.0	0.2	0.8	69.8	63.0	1.1	4.0	0.2	1.5
文化観光産業部	5.4	3.7	0.9	0.0	0.0	0.8	6.1	3.7	0.9	0.0	0.0	1.5
福祉部	95.3	37.1	51.2	0.0	5.6	1.4	114.8	50.1	57.2	0.0	4.8	2.7
子ども家庭部	266.2	6.0	259.4	0.0	0.0	0.8	266.1	6.0	259.4	0.0	0.0	0.7
健康部	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1
みどり土木部	15.3	2.9	6.6	0.8	4.2	0.8	20.2	3.6	6.6	0.8	7.7	1.5
環境清掃部	13.2	10.6	0.3	0.0	1.5	0.8	13.9	10.6	0.3	0.0	1.5	1.5
都市計画部	10.4	2.0	1.0	6.6	0.0	0.8	14.2	3.2	2.0	7.5	0.0	1.5
会計室	8.5	7.1	0.0	0.5	0.1	0.8	9.2	7.1	0.0	0.5	0.1	1.5
議会事務局	6.0	0.4	0.0	0.0	0.0	5.6	6.7	0.4	0.0	0.0	0.0	6.3
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0
教育委員会事務局	125.4	4.0	113.0	1.0	5.9	1.5	126.1	4.0	113.0	1.0	5.9	2.2
合計	759.1	191.7	491.0	35.7	22.8	17.9	792.9	206.6	498.1	36.6	25.5	26.1

(3) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（4／4）

各部等名	1 か月以内						1 か月以降					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	14.2	0.0	8.0	0.0	3.7	2.5	13.6	0.0	8.0	0.0	3.7	1.9
総務部	22.2	0.0	7.7	11.4	1.6	1.5	23.6	0.0	9.7	11.4	1.6	0.9
危機管理担当部	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
地域振興部	69.8	63.0	1.1	4.0	0.2	1.5	69.2	63.0	1.1	4.0	0.2	0.9
文化観光産業部	6.1	3.7	0.9	0.0	0.0	1.5	5.5	3.7	0.9	0.0	0.0	0.9
福祉部	118.4	55.2	54.0	0.0	6.5	2.7	128.6	61.3	57.9	0.0	6.5	2.9
子ども家庭部	265.8	6.0	259.4	0.0	0.0	0.4	266.2	6.0	259.4	0.0	0.0	0.8
健康部	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1	100.2	54.8	41.8	2.5	0.0	1.1
みどり土木部	20.6	3.6	6.6	1.2	7.7	1.5	22.0	3.6	8.1	1.7	7.7	0.9
環境清掃部	13.9	10.6	0.3	0.0	1.5	1.5	13.3	10.6	0.3	0.0	1.5	0.9
都市計画部	14.4	3.2	2.0	7.7	0.0	1.5	13.8	3.2	2.0	7.7	0.0	0.9
会計室	9.2	7.1	0.0	0.5	0.1	1.5	9.5	8.0	0.0	0.5	0.1	0.9
議会事務局	6.7	0.4	0.0	0.0	0.0	6.3	6.1	0.4	0.0	0.0	0.0	5.7
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0
教育委員会事務局	126.1	4.0	113.0	1.0	5.9	2.2	125.5	4.0	113.0	1.0	5.9	1.6
合計	796.8	211.7	494.9	37.2	27.2	25.8	806.3	218.7	502.3	37.7	27.2	20.4

(4) 業務区分別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（1／2）

区分	3 時間以内						12 時間以内						24 時間以内					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
「応急業務」	2,149.7	166.0	1,859.1	1.0	81.1	42.5	1,993.5	171.0	1,697.9	1.0	82.1	41.5	2,173.3	180.5	1,851.7	2.0	92.1	47.0
「復興業務」	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
「優先度が高い通常業務」	687.9	161.0	467.7	29.1	20.2	9.9	703.8	169.9	474.7	29.1	20.2	9.9	711.5	174.4	477.9	29.1	20.2	9.9
合計	2,837.6	327.0	2,326.8	30.1	101.3	52.4	2,697.3	340.9	2,172.6	30.1	102.3	51.4	2,884.8	354.9	2,329.6	31.1	112.3	56.9

区分	3 日以内						1 週間以内						2 週間以内					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
「応急業務」	2,659.3	324.0	2,173.7	2.0	112.1	47.5	2,598.4	738.5	1,742.8	3.0	86.6	27.5	2,371.9	742.0	1,517.7	4.0	81.6	26.6
「復興業務」	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60.3	8.2	40.7	2.5	2.9	6.0
「優先度が高い通常業務」	736.6	181.5	489.1	31.0	21.8	13.2	759.1	191.7	491.0	35.7	22.8	17.9	792.9	206.6	498.1	36.6	25.5	26.1
合計	3,395.9	505.5	2,662.8	33.0	133.9	60.7	3,357.5	930.2	2,233.8	38.7	109.4	45.4	3,225.1	956.8	2,056.5	43.1	110.0	58.7

(4) 業務区分別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（2／2）

区分	1 か月以内						1 か月以降					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
「応急業務」	2,151.1	748.0	1,327.4	4.0	47.6	24.1	1,466.1	734.0	708.0	0.0	7.0	17.1
「復興業務」	41.6	8.5	23.7	2.5	2.9	4.0	54.2	8.5	35.7	1.0	5.0	4.0
「優先度が高い通常業務」	796.8	211.7	494.9	37.2	27.2	25.8	806.3	218.7	502.3	37.7	27.2	20.4
合計	2,989.5	968.2	1,846.0	43.7	77.7	53.9	2,326.6	961.2	1,246.0	38.7	39.2	41.5

2 風水害

(1) 「応急業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（1／2）

災対部名	3 時間以内						12 時間以内						24 時間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
災対総務部	198.5	24.0	164.5	0.0	3.0	7.0	198.5	24.0	164.5	0.0	3.0	7.0	215.5	25.0	180.5	0.0	3.0	7.0
災対地域部	73.0	2.0	65.0	0.0	5.0	1.0	73.0	2.0	65.0	0.0	5.0	1.0	73.0	2.0	65.0	0.0	5.0	1.0
災対福祉部	114.5	0.0	112.0	0.0	1.5	1.0	114.5	0.0	112.0	0.0	1.5	1.0	114.5	0.0	112.0	0.0	1.5	1.0
災対健康部	79.5	5.5	69.0	0.0	4.0	1.0	80.5	6.5	69.0	0.0	4.0	1.0	91.5	20.5	66.0	0.0	4.0	1.0
災対土木部	91.0	38.0	48.0	0.0	4.0	1.0	114.0	38.0	71.0	0.0	4.0	1.0	174.0	65.0	104.0	0.0	4.0	1.0
合計	556.5	69.5	458.5	0.0	17.5	11.0	580.5	70.5	481.5	0.0	17.5	11.0	668.5	112.5	527.5	0.0	17.5	11.0

(1) 「応急業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（2／2）

災対部名	3 日以内						1 週間以内						2 週間以内					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
災対総務部	203.5	12.0	181.5	0.0	3.0	7.0	199.5	12.0	180.5	0.0	3.0	4.0	107.0	5.5	94.5	0.0	3.0	4.0
災対地域部	59.0	22.0	33.0	0.0	3.0	1.0	49.0	22.0	24.0	0.0	3.0	0.0	34.0	12.0	19.0	0.0	3.0	0.0
災対福祉部	114.5	0.0	112.0	0.0	1.5	1.0	113.5	0.0	112.0	0.0	1.5	0.0	113.5	0.0	112.0	0.0	1.5	0.0
災対健康部	99.5	24.5	70.0	0.0	4.0	1.0	82.5	22.5	56.0	0.0	4.0	0.0	47.5	13.5	32.0	0.0	2.0	0.0
災対土木部	206.0	98.0	107.0	0.0	0.0	1.0	223.5	160.0	63.5	0.0	0.0	0.0	227.5	166.0	61.5	0.0	0.0	0.0
合計	682.5	156.5	503.5	0.0	11.5	11.0	668.0	216.5	436.0	0.0	11.5	4.0	529.5	197.0	319.0	0.0	9.5	4.0

災対部名	1 か月以内						1 か月以降					
	小計 （人）	優先順位の内訳（人）					小計 （人）	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
災対総務部	85.0	4.5	73.5	0.0	3.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
災対地域部	16.0	5.0	8.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
災対福祉部	113.5	0.0	112.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
災対健康部	31.5	13.5	16.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
災対土木部	197.5	166.0	31.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	443.5	189.0	241.0	0.0	9.5	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（1／4）

各部等名	3 時間以内						12 時間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	28.1	0.0	22.0	0.0	5.0	1.1	28.1	0.0	22.0	0.0	5.0	1.1
総務部	26.8	15.0	5.0	1.6	5.1	0.1	26.8	15.0	5.0	1.6	5.1	0.1
危機管理担当部	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地域振興部	33.4	25.0	8.1	0.0	0.2	0.1	33.4	25.0	8.1	0.0	0.2	0.1
文化観光産業部	4.7	3.7	0.9	0.0	0.0	0.1	4.7	3.7	0.9	0.0	0.0	0.1
福祉部	33.7	8.1	22.1	0.0	3.4	0.1	48.6	17.0	28.1	0.0	3.4	0.1
子ども家庭部	476.0	0.0	475.9	0.0	0.0	0.1	476.0	0.0	475.9	0.0	0.0	0.1
健康部	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1
みどり土木部	4.8	1.1	2.6	0.8	0.2	0.1	5.8	1.1	3.6	0.8	0.2	0.1
環境清掃部	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1
都市計画部	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
会計室	7.4	6.8	0.0	0.5	0.0	0.1	7.4	6.8	0.0	0.5	0.0	0.1
議会事務局	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0
教育委員会事務局	3.4	0.0	2.6	0.0	0.0	0.8	3.4	0.0	2.6	0.0	0.0	0.8
合計	668.0	89.5	548.6	11.4	13.9	4.6	683.9	98.4	555.6	11.4	13.9	4.6

(2) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（2／4）

各部等名	24 時間以内						3 日以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	28.1	0.0	22.0	0.0	5.0	1.1	28.4	0.0	22.0	0.0	5.0	1.4
総務部	26.8	15.0	5.0	1.6	5.1	0.1	33.1	20.0	6.0	1.6	5.1	0.4
危機管理担当部	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地域振興部	33.4	25.0	8.1	0.0	0.2	0.1	33.7	25.0	8.1	0.0	0.2	0.4
文化観光産業部	4.7	3.7	0.9	0.0	0.0	0.1	5.0	3.7	0.9	0.0	0.0	0.4
福祉部	50.8	17.5	29.8	0.0	3.4	0.1	66.1	20.8	40.3	0.0	4.6	0.4
子ども家庭部	476.0	0.0	475.9	0.0	0.0	0.1	476.3	0.0	475.9	0.0	0.0	0.4
健康部	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1
みどり土木部	6.8	1.1	4.6	0.8	0.2	0.1	8.3	2.3	4.6	0.8	0.2	0.4
環境清掃部	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.7	0.0	0.3	0.0	0.0	0.4
都市計画部	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
会計室	7.4	6.8	0.0	0.5	0.0	0.1	7.7	6.8	0.0	0.5	0.0	0.4
議会事務局	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0
教育委員会事務局	3.4	0.0	2.6	0.0	0.0	0.8	3.7	0.0	2.6	0.0	0.0	1.1
合計	687.1	98.9	558.3	11.4	13.9	4.6	712.6	108.4	569.8	11.4	15.1	7.9

(2) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（3／4）

各部等名	1週間以内						2週間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳（人）					小計 (人)	優先順位の内訳（人）				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	28.8	0.0	22.0	0.0	5.0	1.8	29.2	0.0	22.0	0.0	5.0	2.2
総務部	33.5	20.0	6.0	1.6	5.1	0.8	34.2	20.0	6.0	1.6	5.1	1.5
危機管理担当部	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
地域振興部	34.1	25.0	8.1	0.0	0.2	0.8	34.0	25.0	8.1	0.0	0.2	0.7
文化観光産業部	5.4	3.7	0.9	0.0	0.0	0.8	5.3	3.7	0.9	0.0	0.0	0.7
福祉部	76.8	30.1	40.3	0.0	5.6	0.8	94.8	43.1	44.9	0.0	5.3	1.5
子ども家庭部	476.7	0.0	475.9	0.0	0.0	0.8	476.6	0.0	475.9	0.0	0.0	0.7
健康部	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1
みどり土木部	9.7	2.3	5.6	0.8	0.2	0.8	10.4	2.3	5.6	0.8	0.2	1.5
環境清掃部	1.1	0.0	0.3	0.0	0.0	0.8	1.8	0.0	0.3	0.0	0.0	1.5
都市計画部	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
会計室	8.3	7.0	0.0	0.5	0.0	0.8	8.2	7.0	0.0	0.5	0.0	0.7
議会事務局	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0
教育委員会事務局	4.1	0.0	2.6	0.0	0.0	1.5	4.0	0.0	2.6	0.0	0.0	1.4
合計	728.8	117.9	570.8	11.4	16.1	12.6	749.5	130.9	575.5	11.4	15.8	15.9

(2) 「優先度が高い通常業務（特定状況を有する業務含む）」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（4／4）

各部等名	1 か月以内						1 か月以降					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
総合政策部	28.9	0.0	22.0	0.0	5.0	1.9	28.8	0.0	22.0	0.0	5.0	1.8
総務部	38.2	24.0	6.0	1.6	5.1	1.5	43.6	28.0	8.0	1.6	5.1	0.9
危機管理担当部	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
地域振興部	33.7	25.0	8.1	0.0	0.2	0.4	34.1	25.0	8.1	0.0	0.2	0.8
文化観光産業部	5.0	3.7	0.9	0.0	0.0	0.4	5.4	3.7	0.9	0.0	0.0	0.8
福祉部	96.1	48.2	41.1	0.0	5.3	1.5	107.6	54.3	45.9	0.0	6.5	0.9
子ども家庭部	476.3	0.0	475.9	0.0	0.0	0.4	476.7	0.0	475.9	0.0	0.0	0.8
健康部	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1	39.9	29.7	9.1	0.0	0.0	1.1
みどり土木部	10.8	2.3	5.6	1.2	0.2	1.5	12.2	2.3	7.1	1.7	0.2	0.9
環境清掃部	1.8	0.0	0.3	0.0	0.0	1.5	1.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.9
都市計画部	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
会計室	7.9	7.0	0.0	0.5	0.0	0.4	8.3	7.0	0.0	0.5	0.0	0.8
議会事務局	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
監査事務局	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
選挙管理委員会事務局	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0
教育委員会事務局	3.7	0.0	2.6	0.0	0.0	1.1	4.1	0.0	2.6	0.0	0.0	1.5
合計	753.1	140.0	571.7	11.8	15.8	13.8	772.5	150.1	580.0	12.3	17.0	13.1

(3) 業務区分別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（1／2）

区分	3 時間以内						12 時間以内						24 時間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
「応急業務」	556.5	69.5	458.5	0.0	17.5	11.0	580.5	70.5	481.5	0.0	17.5	11.0	668.5	112.5	527.5	0.0	17.5	11.0
「優先度が高い通常業務」	668.0	89.5	548.6	11.4	13.9	4.6	683.9	98.4	555.6	11.4	13.9	4.6	687.1	98.9	558.3	11.4	13.9	4.6
合計	1,224.5	159.0	1,007.1	11.4	31.4	15.6	1,264.4	168.9	1,037.1	11.4	31.4	15.6	1,355.6	211.4	1,085.8	11.4	31.4	15.6

区分	3 日以内						1 週間以内						2 週間以内					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
「応急業務」	682.5	156.5	503.5	0.0	11.5	11.0	668.0	216.5	436.0	0.0	11.5	4.0	529.5	197.0	319.0	0.0	9.5	4.0
「優先度が高い通常業務」	712.6	108.4	569.8	11.4	15.1	7.9	728.8	117.9	570.8	11.4	16.1	12.6	749.5	130.9	575.5	11.4	15.8	15.9
合計	1,395.1	264.9	1,073.3	11.4	26.6	18.9	1,396.8	334.4	1,006.8	11.4	27.6	16.6	1,279.0	327.9	894.5	11.4	25.3	19.9

(3) 業務区分別の「非常時優先業務」の実施に必要な職員数（優先順位内訳）（2 / 2）

区分	1 か月以内						1 か月以降					
	小計 (人)	優先順位の内訳 (人)					小計 (人)	優先順位の内訳 (人)				
		最優先	優先	中位	下位	最下位		最優先	優先	中位	下位	最下位
「応急業務」	443.5	189.0	241.0	0.0	9.5	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
「優先度が高い通常業務」	753.1	140.0	571.7	11.8	15.8	13.8	772.5	150.1	580.0	12.3	17.0	13.1
合計	1,196.6	329.0	812.7	11.8	25.3	17.8	772.5	150.1	580.0	12.3	17.0	13.1

第2節 本計画で想定する災害規模と区の対応態勢等

本計画で想定する災害規模（「第2章第2節 計画の前提となる被害想定（P.10）参照」）や災害規模に応じた区の対応態勢等を整理すると、以下のとおりである。

（1）本計画で想定する災害規模

災害規模	地震	風水害	火山噴火
大規模 災害	震度5強以上の地震発生時	- 想定最大規模の降雨時（総雨量 690 mm・時間最大雨量 153 mm） - 大雨特別警報（土砂災害）や大雨特別警報（浸水害）の発表時	富士山噴火時（降灰被害あり）
中規模 災害	震度5弱の地震発生時	- 令和元年台風第19号と同程度規模の降雨時 - 土砂災害警戒情報の発表時 - 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ、顕著な大雨に関する気象情報の発表時	富士山噴火時（降灰被害のおそれ）
小規模 災害	- 震度4以下の地震発生時 - 南海トラフ地震臨時情報の発表時	- 大雨警報（土砂災害）や大雨警報（浸水害）の発表時 - 気象注意報の発表時	- 島しょ火山噴火時（降灰被害なし） - 噴火警報の発表時

(2) 災害規模に応じた区の対応態勢

災害規模	地震		風水害		火山噴火	
	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
大規模 災害	第二次 出動態勢	第二次 出動態勢	第二次 出動態勢	第二次 出動態勢	第二次 出動態勢	第二次 出動態勢
中規模 災害	第一次 出動態勢	特別 非常配備態勢	第一次 出動態勢	特別 非常配備態勢	第一次 出動態勢	特別 非常配備態勢
小規模 災害	通常体制	通常体制	水防態勢／通常体制	水防態勢／通常体制	通常体制	通常体制

(3) 災害規模に応じた BCP 発動基準

災害規模	地震		風水害		火山噴火	
	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
大規模 災害	自動発動	自動発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動
中規模 災害	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動	本部長判断 により発動
小規模 災害	BCP 発動なし	BCP 発動なし	BCP 発動なし	BCP 発動なし	BCP 発動なし	BCP 発動なし

第3節 代替庁舎における「非常時優先業務」実施の課題と対策

庁舎等の機能喪失時においても、区は、防災センターや代替庁舎にて「非常時優先業務」を円滑に遂行することが望まれる。

そのため、代替庁舎で「非常時優先業務」を遂行する場合の必要資源（人員、設備、資機材や情報システムなど）の制約などを改めて検討し、事前に対策を講じておくことが重要となる。

（１）人員・人材

課題	対策	開庁時	閉庁時
○来庁者及び職員の安全確保	○自衛消防隊による災害時の来庁者及び職員の安全確保（訓練の実施等） ○本庁舎等の機能に支障が生じた場合の来庁者及び職員の避難誘導体制の確立（訓練の実施等） ○来庁者及び職員の一時退避場所の確保、来庁者の帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導体制等の確立（訓練の実施等）	○	—
○代替庁舎への職員の動員態勢等の整備	○本庁舎等の機能に支障が生じた場合の代替庁舎の指定 ○職員の居住地及び本庁舎から代替庁舎までの徒歩参集・移動訓練の実施 ○職員の迅速な退避、代替庁舎への移動及び応急活動態勢の整備（訓練の実施等） ○代替庁舎への携帯品（災害時応急活動マニュアル、PC、業務関連台帳・書類等）の範囲の確定、携帯方法の確立	○	○
○職員の安否確認体制の確立	○代替庁舎に分散した職員の安否情報の収集・集約の手順の策定（職員と家族との安否確認方法の確立）	○	○
○自衛消防活動からBCPに基づく活動への移行	○速やかに事業継続体制を構築するため、自衛消防活動との役割分担等の明確化 ○自衛消防本部隊と区災対本部の指揮命令系統、報告先、情報共有体制等の確立 ○自衛消防隊各班の活動を終了する基準（目安）の明確化	○	—

(2) 施設・設備

課題	対策	開庁時	閉庁時
○災害時における代替庁舎の立ち上げ手順の確認及び整備	○発災直後の代替庁舎への入退室手順などを、施設管理者等を確認し、マニュアルを整備	○	○
○代替庁舎における自家発電、防災用・非常用電源の確認及び整備、起動体制の確保及び電力の配分	○自家発電、防災用・非常用電源が不十分な代替庁舎については、電力確保策（発電機の導入など）を推進 ○防災用・非常用電源の起動体制を、施設管理者等を確認または整備するとともに、電力優先配分の取り決め等を実施	○	○
○代替庁舎のトイレ・水道、休憩スペースの確保	○災害時用の簡易トイレや水の備蓄促進、職員が休憩するスペースをあらかじめ特定	○	○
○代替庁舎における災害時優先電話回線や防災行政無線の整備	○災害時優先電話回線の設置を推進 ○携帯型無線機を活用	○	○
○代替庁舎におけるキャビネットや重要なOA機器の転倒対策	○耐震固定化の推進	○	○

(3) 資機材

課題	対策	開庁時	閉庁時
○電話、PC、FAX、複写機等事務機器などの使用	○機器類の耐震固定化や代替連絡方法について検討するとともに、災害発生後、使用可能な機器の調査を実施し、各課間での共用する手順をあらかじめ確立	○	○
○防災行政無線の使用	○全職員が防災行政無線を使用できるように訓練を推進	○	○
○資機材、物品の確保及び保管場所の確保	○各部は、「非常時優先業務」に不可欠な資機材や用品等をリストアップし保有状況を把握 ○備品等の保管・管理・使用に関する運用マニュアルを策定	○	○
○必要な車両台数及び自転車の確保	○口頭による情報伝達を想定し、自転車を確保 ○部課間での車両の共有化と活動の優先順位をあらかじめ設定 ○災害時の委託車両の運用について委託業者と協定や覚書による運用体制を整備	○	○
○ガソリンの確保	○燃料確保に関する協定締結を促進し、代替庁舎を念頭に給油場所、方法、手順を明確化	○	○
○本庁舎の駐車場にある車両の持ち出し	○発災後の緊急物資輸送等も考慮し、車両を移動するタイミング、移動台数、運転者、移動先拠点等を明確化 ○移動先の駐車スペースの状況等を把握	○	○

(4) 情報システム

課題	対策	開庁時	閉庁時
○サーバ機器等の被災によるシステム運用に支障が生じた場合の対応	○データセンターへの機器等の移設など、システム機器の耐震性能等を強化するとともに、代替機の利用を想定したバックアップデータの復元訓練・システム起動訓練等を実施するほか、障害箇所の早期発見・早期復旧のためのネットワーク監視訓練を推進 ○システム保守業者の緊急対応についてマニュアル等を整備	○	○
○庁内イントラネットパソコン、プリンタが使用できない場合の対応	○手作業による代替策を検討するとともに、文書での事務処理方法・手順について検討整理 ○イントラネットパソコンの単独利用環境を整備	○	○
○システム復元のための設定資料の保管場所の明確化	○管理表を作成し、保管場所を明確にするとともに、耐震固定化されたキャビネットに保管する等取り出せる状況を整備 ○本庁舎利用不能の場合は別の場所での保管を検討（委託業者側や出先機関等のドキュメントの紙及びデータでの保管など）	○	○
○財務会計システムや基幹業務システムに支障が生じた場合の対応	○文書・手作業での事務処理を行なうため、あらかじめ最低限の全庁的基準・様式などを整備 ○手作業による代替策についてマニュアルや協力業者のリストを整備 ○各課のシステム管理能力を高め、運用資料整備を指導（文書と電子データの両面での整備） ○情報システム統合を推進し、データセンターもしくはクラウド環境への各課システムデータバックアップを推進	○	○
○庁内からホームページが更新できない状態になった場合の対応	○セキュリティ対策を実装したインターネット網からの更新手段を整備	○	○

(5) バイタルレコード

課題	対策	開庁時	閉庁時
○被災消失の防止	○取り出しやすい安全な場所に保管することや耐震化された書庫を確保するなどの対策を推進	○	○
○書類の保管場所に関する情報の共有	○保管場所を明確にするとともに、耐震固定化されたキャビネットに保管	○	○
○定期的なデータの記録化	○代替庁舎にも、定期的にデータを紙に記録またはUSB等の記録媒体に保管するとともに、マニュアルを電子化し、複数の種類のメディアで保管	○	○
○バックアップデータの復旧	○バックアップデータの保管方法を習得 ○区民等に関する重要情報を取り扱う各課専用システムについては、データセンターへのデータ退避を推進	○	○
○各種届出の出力	○各特別出張所、各保健センターで保有している届出書を代替庁舎にも保管し、届出書をコピーあるいは他の用紙で代用するとともに、マニュアルに緊急時の対応を追記	○	○

(6) その他の資源

課題	対策	開庁時	閉庁時
○事務用品の不足	○コピー用紙、トナー等、必要な事務用品のリストを作成し、物品を数週間分確保	○	○
○公印の紛失・粉砕	○迅速に公印の保存状況を確認し、公印の改刻等の処理を行うとともに、公印の事前押印について整理	○	○
○災害対策要員のための備蓄	○職員の3日分の飲料水・食料を備蓄	○	○
○勤務時間外の対応	○勤務時間外に被災した場合の本庁舎への立ち寄り、本庁舎からの持ち出し品の対応、役割分担等について検討	—	○

第4節 被害想定の補足資料

1 地震

(1) 揺れによる状況（イメージ）

震度ごとの揺れによる状況（イメージ）

想定震度		震度6弱	震度6強
人の体感・行動		立っていることが困難になる。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
屋内の状況		固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
屋外の状況		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
建物の状況	耐震性の低い木造建物	○壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 ○壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 ○瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	○壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 ○傾くものや、倒れるものが増える。
	耐震性の高い木造建物	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
	耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	○壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 ○1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	耐震性の高い鉄筋コンクリート造建物	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
その他	地盤の状況	地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。
	斜面の状況	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

（出典：気象庁「気象庁震度階級関連解説表」（平成21年3月）から一部抜粋）

※ 地震時、高層ビル内では地表での観測震度以上に揺れが大きくなったり、長く揺れ続けることがある。気象庁は平成 31 年より高層ビル内の揺れの大きさを示す長周期地震動階級等を知らせる「長周期地震動に関する観測情報」の運用を開始している。

長周期地震動階級ごとの高層ビルにおける状況（イメージ）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる

(出典：気象庁「長周期地震動階級関連解説表」)

(2) 想定シーン

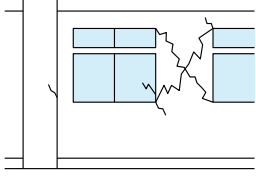
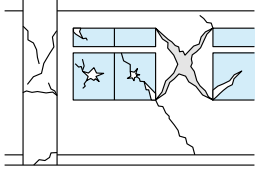
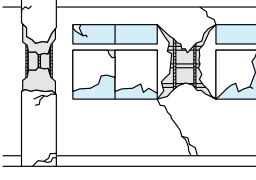
想定シーン

冬・早朝 5時	・ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ・ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12時	・ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18時	・ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ・ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議）)

(3) 建物被害状況 (イメージ)

建物被害状況

被害	被害状況	イメージ	継続利用
無被害～ 一部損壊	被害なし		安全点検を行なった上で 継続利用は可能
	柱・耐力壁・二次壁の損傷が、軽微かもしくは、ほとんど損傷がないもの。 柱・耐力壁の損傷は軽微であるが、RC 二次壁・階段室のまわりに、せん断ひび割れが見られるもの。		
半壊	柱に典型的なせん断ひび割れ・曲げひび割れ、耐力壁にひび割れが見られ、RC 二次壁・非構造体に大きな損傷が見られるもの。		継続利用は困難
全壊	柱のせん断ひび割れ・曲げひび割れによって鉄筋が座屈し、耐力壁に大きなせん断ひび割れが生じて耐力に著しい低下が認められるもの。		継続利用は不可能

(出典：日本建築学会「1978 年宮城県沖地震被害調査報告」に加筆)

2 風水害

(1) 防災気象情報と相当する警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル 5 相当
・土砂災害警戒情報 ・キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル 4 相当
・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル 3 相当
・キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル 2 相当
・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル 2
・早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル 1

（出典：気象庁「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」から一部抜粋）

(2) 顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

崖や川の近くなど、危険な場所にいる方（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方）は、地元市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとってください。周りの状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。市町村から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれもあります。キキクル（危険度分布）や水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する判断をしてください。

顕著な大雨に関する気象情報の発表基準

現在、10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。

1. 前3時間積算降水量（5 km メッシュ）が100mm 以上の分布域の面積が 500 km²以上
2. 1. の形状が線状（長軸・短軸比 2.5 以上）
3. 1. の領域内の前3時間積算降水量最大値が 150mm 以上
4. 1. の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合 8 割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表します。

顕著な大雨に関する気象情報の留意点

- ・顕著な大雨に関する気象情報が発表されていなくとも、広範囲で激しい雨が長時間継続するような場合には、甚大な災害が発生する場合があります。顕著な大雨に関する気象情報を待つことなく、災害発生の危険度の高まりを示すキキクル（危険度分布）を活用いただくことが極めて重要です。
- ・大河川の上流部で「線状降水帯」により非常に激しい雨が降っている場合、下流部では危険度が高まるまでに時間差があることにも留意する必要があります。最新の洪水危険度は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認してください。
- ・大雨に関する情報は、顕著な大雨に関する気象情報ではありません。雨量の見込みも含めた一連の情報を確認・活用いただくことが重要です。
- ・顕著な大雨に関する気象情報を発表した後に、雨雲が急速に衰弱して重大な災害が発生しないケースがあります。

（出典：気象庁「顕著な大雨に関する気象情報とは」から一部抜粋）

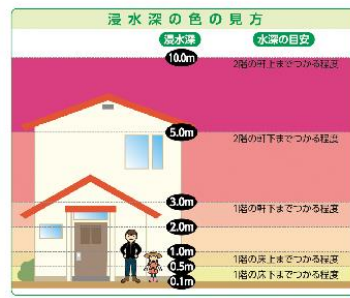
(3) 新宿区洪水ハザードマップ

新宿区洪水ハザードマップ (洪水避難地図)

洪水ハザードマップについて

この地図は、大雨による河川の増水や雨水による浸水の予測結果(東京都作成)に基づいて、浸水範囲とその程度を示したものです。対象とした降雨は、想定最大規模降雨(降雨量690mm・時間最大雨量153mm)によるものです。洪水の予想される区域やその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況により変化します。そのため、大雨のときに、常にこの地図のような浸水が発生するということはありませんが、十分に注意してください。地図上に地域の避難所を表示していますので、日頃から経路の確認をしておきましょう。大雨の際には、区から避難指示等が出る場合もありますので、各様の情報には十分注意を払います。新宿区では、区内の気象情報や河川の情報を、ホームページや携帯電話で閲覧できるサービスを行っていますので、いざというときに備えて、どうぞご利用ください。

令和3年8月 新宿区



浸水した場合に想定される水深(ランク区分)	
以上	未満
5.0m	～ 10.0m
3.0m	～ 5.0m
2.0m	～ 3.0m
1.0m	～ 2.0m
0.5m	～ 1.0m
0.1m	～ 0.5m



水害時の避難所一覧

地域センター	
名称	所在地
西谷地域センター	新宿区西谷町 8-7
牛込甲種地域センター	新宿区牛込町 15
横町地域センター	新宿区早稲田町 85
石松地域センター	新宿区石松町 12-6
大久保地域センター	新宿区大久保 2-12-7
落合第一地域センター	新宿区下落合 4-6-7
落合第二地域センター	新宿区中落合 4-17-13
柏木地域センター	新宿区北新宿 2-3-7
角筈地域センター	新宿区西新宿 4-33-7

※戸数地域センターは、洪水浸水想定区域に入らないため未掲載

区立小・中学校等	
施設名	所在地
① 西谷小学校	西谷町 1-12
② 西谷小学校	西谷町 4-20
③ 西谷小学校	西谷町 2-6
④ 西谷小学校	西谷町 30
⑤ 西谷小学校	西谷町 1-22-1
⑥ 西谷小学校	西谷町 6-15-22
⑦ 西谷小学校	西谷町 2-34-2
⑧ 西谷小学校	西谷町 1-17-21
⑨ 牛込第三中学校	西谷町 14-13-1
⑩ 西谷小学校	西谷町 26
⑪ 西谷小学校	西谷町 2-2
⑫ 牛込第一中学校	北山町 4-1
⑬ 牛込第二中学校	西谷町 4-33
⑭ 牛込第二中学校	西谷町 20
⑮ 西谷第一小学校	西谷町 2-10-12
⑯ 西谷第一小学校	西谷町 7-24
⑰ 西谷第一小学校	西谷町 13-1
⑱ 西谷第一小学校	西谷町 3-20-2
⑲ 西谷第一小学校	西谷町 4-24-1
⑳ 西谷第一小学校	西谷町 1-25-21
㉑ 西谷第一小学校	西谷町 4-31
㉒ 西谷第一小学校	西谷町 2-24-6
㉓ 西谷第一小学校	西谷町 2-13-22
㉔ 西谷第一小学校	西谷町 1-6-5
㉕ 西谷第一小学校	西谷町 2-10-23
㉖ 西谷第一小学校	西谷町 4-11-21
㉗ 西谷第一小学校	西谷町 3-12-1
㉘ 西谷第一小学校	西谷町 8-7-24
㉙ 西谷第一小学校	西谷町 4-35-5
㉚ 西谷第一小学校	西谷町 1-24-1
㉛ 西谷第一小学校	西谷町 1-6-1
㉜ 西谷第一小学校	西谷町 2-11-1

※水害時の避難所は変更される場合があります。また、開設する場合はホームページ、防災行政無線等でお知らせします。

凡 例	
①	避難所
②	地域センター (特別出張所併設)
③	区役所
④	警察署・機動隊
⑤	交番
⑥	消防署
⑦	消防出張所
⑧	区境
⑨	町丁目界
⑩	洪水浸水想定区域
⑪	神田川流域界
⑫	スปีカ一
⑬	水位警報装置
⑭	地下道
⑮	河川
⑯	家屋倒壊等氾濫想定区域 (2)
⑰	家屋倒壊等氾濫想定区域 (1)
⑱	家屋倒壊等氾濫想定区域 (3)

避難行動チェックリスト

お住まいや職場等で予想される浸水の深さや避難場所等を、以下のチェックリストを用いてあらかじめ確認しておきましょう。

1 あなたのお住まいや職場で予想される
2mの深さにはどうしますか？

☐ 6.0m～10.0m未満
☐ 3.0m～5.0m未満
☐ 2.0m～3.0m未満
☐ 1.0m～2.0m未満
☐ 0.5m～1.0m未満
☐ 0.1m～0.5m未満

2 避難する場所を決めておきましょう。

[]

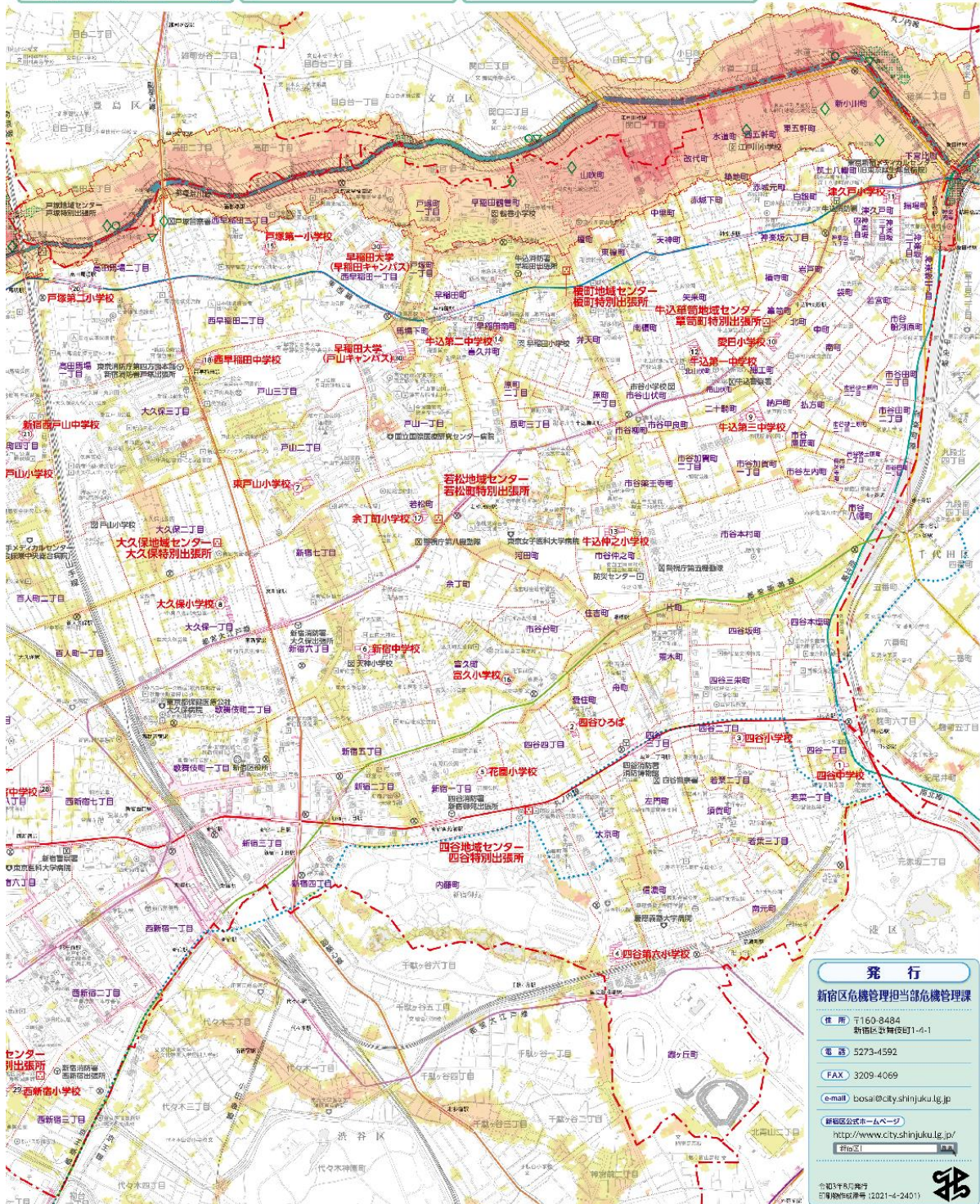
4 家族や職場などの連絡先を記入しましょう。

名前・氏名	職種・学歴など	電話番号

3 戸籍または職場等からの避難経路を地図に記入しましょう。

◆川から離れた場所に、着色されている理由

川沿いの着色箇所は、主に川からあふれた水によって生じた浸水を示しています。
一方、川から離れた場所における着色は、流域に降った雨水が地表や下水道を通じて、川に流れ出る過程で、地盤が低い箇所や地形的に雨水が滞りやすくなっている箇所、あるいは下水道の流下能力の不足している箇所が生じた浸水を示しています。



3 火山噴火

(1) 噴火警報と噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル とキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。	—
			レベル 4	高齢者等 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている。)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火警報	火口内等	レベル 1	活火山で あることに 留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

(出典：気象庁「火山噴火から身を守るための情報 噴火警報と噴火警戒レベル」から一部抜粋)

(2) 降灰予報

気象庁では、「降灰量」や「風に流されて降る小さな噴石」の範囲を予測する3種類の「降灰予報（定時・速報・詳細）」を、平成27年3月より発表している。

情報発表の流れ

- 降灰予報（定時）
 - ・噴火発生の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表する。
 - ・噴火が発生したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで知らせる。
- 降灰予報（速報）
 - ・噴火発生後、速やかに（5～10分程度）で発表する。
 - ・観測値に最も近い計算結果をデータベースより抽出して、噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲を知らせる。
- 降灰予報（詳細）
 - ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度で発表する。
 - ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの市区町村ごとの降灰量分布及び降灰開始時刻を知らせる。

降灰量階級表

降灰予報では、降灰量を、降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」及び「少量」の3階級で表現する。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなった り、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているの がようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

（出典：気象庁「降灰予報」から一部抜粋）

印刷物作成番号
2024-8-2401

新宿区事業継続計画

令和 7（2025）年 3 月改定

令和 7 年 3 月	発行
編集・発行	新宿区 危機管理担当部 危機管理課
	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
	TEL 03-5273-4592
	FAX 03-3209-4069
	e-mail bosai@city.shinjuku.lg.jp

この印刷物は、業者委託により 400 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 1,791 円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。